

第六十四回国会 参議院 農林水産委員会 會議録第三号

昭和四十五年十二月十五日(火曜日)

午前十時二十六分開会

委員の異動

十二月十一日

辞任

津島 文治君
矢野 登君

補欠選任

小林 国司君
任田 新治君

出席者は左のとおり。

委員長

園田 清光君

理事

亀井 善彰君
高橋雄之助君
達田 龍彦君
村田 秀三君
沢田 実君

委員

河口 陽一君
小枝 一雄君
小林 国司君
櫻井 志郎君
鈴木 省吾君
田口長治郎君
任田 新治君
森 八三二君
和田 鶴一君
川村 清一君
北村 暢君
武内 五郎君
前川 且君
宮崎 正義君
河田 賢治君

衆議院議員

農林水産委員長
三ツ林弥太郎君

代理理事

農林 大臣

倉石 忠雄君

政府委員

農林政務次官

宮崎 正雄君

農林大臣官房長

太田 康二君

農林省農林経済局長

小暮 光美君

農林省農政局長

中野 和仁君

水産庁長官

大和田啓氣君

事務局側

常任委員会専門員
厚生省環境衛生局食品化学課長
農林水産技術会議事務局研究参事官

宮出 秀雄君
小島 康平君
川井 一之君

説明員

本日の會議に付した案件

○農薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(園田清光君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農薬取締法の一部を改正する法律案及び農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案を一括して議題といたします。

この際、両案に対して衆議院の修正点について、衆議院農林水産委員長代理理事三ツ林弥太郎君から説明を聴取いたします。衆議院農林水産委員長代理三ツ林弥太郎君。

○衆議院議員(三ツ林弥太郎君) 農薬取締法の一部を改正する法律案並びに農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案に対する衆議院における修正の趣旨を御説明申し上げます。

まず、農薬取締法の一部を改正する法律案の修正の趣旨を御説明申し上げます。

修正の第一点は、登録農薬の販売が禁止された場合、当該農薬の回収規定を設けたこととあります。

すなわち、販売禁止措置がとられた農薬が回収されることなく、農家等農薬使用者のもとにそのまま放置されることは、これら危険な農薬が販売禁止後もなお使用されるおそれがあり、これが改正案の趣旨とする農薬安全使用確保の徹底を欠くといった事態を招くことは十分考えられるところとあります。

このため修正案は、かかる事態の発生を防止するため、製造業者もしくは輸入業者または販売業者は、販売禁止にかかる農薬につきこれを防除業者その他の農薬使用者から回収するようつとめる旨の規定を設けたこととあります。

修正の第二点は、指定農薬の使用にあつての指導体制を定めたこととあります。

指定農薬は、その残留毒性等により人畜に被害を及ぼすおそれがある農薬であり、これが使用にあつては、農林大臣の定める使用基準の遵守、または都道府県知事の許可を必要とする等のきびしい使用規制が行なわれ、これに違反した場合は罰則の規定が設けられているのであります。このため、これら指定農薬の使用にあつては、農薬使用につき十分の知識をもつた者の指導のもとにこれを行なわせ、その使用基準等の遵守の徹底をはかる必要があるのでありまして、修正案はかかる点にかんがみ、指定農薬の使用に際しては、農業改良普及員もしくは病害虫防除員またはこれら

に準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるようつとめる旨の規定を設けたものであります。農業改良普及員、病害虫防除員等に対する農薬安全使用のための研修の強化等の措置と相まって、本修正により農薬の安全かつ適正な使用が期待されるのであります。

衆議院農林水産委員会において、十二月九日、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により全会一致をもって修正すべきものと議決し、翌十日の本會議において修正されました。

次に農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案の修正の趣旨を御説明申し上げます。

修正の第一点は政令で定める特定有害物質について、カドミウムその他の物質として、法に例示したこととあります。

修正の第二点は、都道府県知事が汚染対策地域を指定する場合に、汚染地域の市町村長は、当該地域を汚染対策地域に指定するよう都道府県知事に対し、要請することができる道を開いたこととあります。

修正の第三点は、右の市町村長の要請に対応し、都道府県知事が対策地域のうち特別地区を指定する場合においても当該市町村長は、都道府県知事に対し、特別地区として指定するよう要請することができることとしたこととあります。

修正の第四点は、農林大臣が、農用地の土壤の汚染防止に関し、関係行政機関の長または関係地方公共団体の長に対し、他の法令に基づき必要な措置をとることを要請するものとするに付いて、必要な措置を要請し、または勧告するものとするに改めたこととあります。

修正の第五点は、都道府県知事は、農用地の土壤の汚染に関し、必要に応じて調査測定を実施し公表することとしている点について、十分に調査

測定をなし得るよう「必要に応じて」を削除することとした。

修正の第六点は、国及び都道府県の援助について、必要な助言、指導その他の援助を行なうようにつとめるものとする点を、必要な助成、指導その他の援助を行なうようにつとめるものとする点に改めたことである。

衆議院農林水産委員会において、十二月十日、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により全会一致をもって修正すべきものと議決し、同日の本会議において修正された。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(園田清充君) これより農薬取締法の一部を改正する法律案について質疑に入ります。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○北村暢君 農薬取締法の一部改正案についての審議にあたりまして、私はまず政府のこの公害問題に対する基本的な考え方について大臣にお伺いしておきたいと思っております。それは、無過失責任の問題について、個々の事態についてこの問題を処理していくという考え方で今後検討するということのようではありますが、これについて農薬等についてもいわゆる農薬公害という問題が最近非常に強く出てきたわけなんです、この問題について一体責任がどこにあるかという点について非常に不明確な問題が次々に起きてきている。そういうことで、この農薬関係における無過失責任の問題について、一体大臣は今後どのように対処していくかと思っております。その点をまずお伺いしたいと思います。

ということは、具体的な例をあげれば、けさの毎日新聞にも、中学生の集団高血圧の問題が出ています。これは埼玉県の中学校のいわゆる若年者の高血圧の問題がいま問題になっておいて、それは農薬に原因するものであろうというので、来春の学会において発表する、医学会の総会において発表するという記事が出ていたわけなんです

が、これが、集団高血圧が農薬に原因するのかもしれないのかということ、まだはっきりしておらないのかもしませんけれども、そういうことが出てきている。そうすると、これは一体、この有機燐系の農薬によって集団高血圧が出たということになれば、登録農薬を使い、そうして使用方法に基づいた使用をやっておいてそういう被害が出てきた、こういう問題が出てきた場合に、一体これはだれの責任になるのかという問題が出てくるのだと思います。そういう点について、一体この農薬取締法に基づいて、農薬に関する行政をやっている立場にある農林省として、これらの問題について将来どう対処していくか。これはまあ大部分は厚生省に関連する問題でもあるかと思っておりますけれども、農薬の主管官庁は農林省でありますから、当然これは関係ないとは言えないだろうと思っております。厚生大臣おられれば厚生大臣にお伺いしたいのですけれども、これは、各委員会があつて、厚生大臣なかなか出席できません。そういう点で、まあ農薬の主管官庁である農林省としては、この無過失責任の問題について、いま申しましたような例からいって、いままでどんな検討がなされたか、将来どういうふうに対処していくかと思っております。この点をまずお伺いしておきたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 公害につきましては、政府もこのまま放置いたしておくわけにはいきませんので、政府にいままで、御存じのように、それぞれその所管の省でそれぞれのお考えを持ち、対策を講じておたつたわけですが、それでは十分であるというところで、政府内部に公害対策本部を設けまして、総理みずからその本部長になつて、各省はそれぞれの所管事項の範囲内の問題を、それぞれ重複する面もありますし、あるいは交錯する面もありますので、ばらばらな行政をやらないで、公害対策本部に全部集中して、そこでそれぞれの検討をし、統制ある対策をやっていくべきである、こういうことで本部が設けられたわけでありまして、したがって、私は行政能力を發揮するためにこのほうが非常にいいと思っております。

わけでありまして。そこでたゞいまお話のありましたような当然無過失賠償責任という問題がこの公害問題に相伴つて出てくるわけでありまして。そこでこの問題につきましては、今回の議会でも十四の立法をお願いしておるようなわけでありまして、そこで各省それぞれいろいろな見解を持ちますし、また個々別々のケースについてそれぞれの意見が出てくるわけでありまして、こういう一般的な、普遍的な問題については、きわめて重大な問題でもあるので、政府として公害対策本部で検討をいたしまして、なるべくすみやかにその態度を明確にして措置をいたしてまいりたい、こういうことでありますので、公害対策本部で政府全体としての考えを統一して対処してまいりたい、こういう考え方であります。

○北村暢君 公害対策本部で統一して問題の処理に当たる、こういう考え方、それはそれでいいと思うのですけれども、統一して当たるにあつて、関係各省全部それぞれ関係あるわけですね。ですからその統一して当たるのに、処置するにあつて各省の態度というものが持ち寄られて、そこで統一ある見解というものができるとなると、この担当の――農薬なら農薬取締法をやつておる農林省として、この無過失責任の問題についてどういう見解でその統一された機関に臨むのか、そのことを聞いておるわけです。これは政府の答弁でも私は農林大臣の表現のしかたと他の大臣の表現のしかたと若干ニュアンスの違いがあるように受け取つたのですが、そういうような点からして、主管官庁の農林省は一体無過失責任の問題についてどういう態度でその統一されたところへ行って発言なり、意思表示なりするのかということが気になってきます。そういうことで、総合化されちゃつて、農林省の分は統一されたところであるんだというところで責任ののれをしたような感じを受ける。だから私は具体的にいま農薬が原因と思われる集団高血圧の問題について例を出して、こういう場合の無過失責任の問題について

一体農林省はどういう態度でいかれるのですかと、こう聞いておるわけです。それを総合化されちゃつて、うちのほうはまだ何とも意見もなければ何もないということでは、ちょっと私はこの場を逃げるだけのことでは、さすがにない、こういうふうに思うのですが、どうなんですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 無過失によつて損害賠償の責を負うということは、一方から考えれば民法上の重大な問題であることはおわかりのとおりでございますので、各省ばらばらな意見をそのまゝ言つておるよりは、政府全体としてこういう場合にはどう、こういう場合にはどうという検討をした上で政府としての統一ある措置をいたしたい、こういうのでありますから、それには農林省は自分の見解はもちろんならざる出しかねなければなりません、各省とも。その上で方向をきめてまいらなければならぬと思ひますが、どういふうなきめ方になるかということこれはこれから検討をしてまいりたいと思つておりますが、私どもは、そこでわれわれの考え方はいろいろデータに基づいて主張をいたさなければなりません。政府の見解というものをひとつまとめて出そうではないか、こういう考えでありますので、それではまあ私もとしては政府の考えはこうだといふわけにはいかないと、こういうことであります。

○北村暢君 かりにですね、だから私がいま一つの例を出した。これはもう来年の学会でこの集団高血圧の問題が報告されて、これが農薬に原因した。ところが農民は使用においてあやまちがなかった。登録された農薬を使った。その結果がこういう集団高血圧になつたという場合に、また製薬会社も登録をしてつばに農薬として使用していいということだ。そういう場合に一体だれにこの責任があるのか、そういう問題なんです。

これは、農薬を所管する農林省としてはそれが原因でこの集団高血圧が起つたということになれば一体だれに責任があるかといふことをこれは

やはり当然検討されなければならないと思うのですがね。だから私具體的な例を出してこれを聞いていただくわけなんです。そういうのは農林省は検討したこともないし、今後起こってみなければわからないから検討してないならしてないで、具體的な農薬の、これは農林省の所管なんですよ。それでこういう事故が、公害が起ったといった場合に、農林省が何ら見解もなければどうしていいかわからないというのじゃ、これ今後の農薬行政をやっていく上において問題があるのではないかと、思うから具體的に聞いていただくんです。それも答えられないですか。

○国務大臣(倉石忠雄君)　そういう個々のケースにつきましては、いま新聞の記事を御指摘になりましたが、われわれのほうでは因果関係がはたしてどういふものであるかということもやはり技術的に検討しなければならぬでしょうし、しかもわれわれの指導のとおりをやっておつてなおかつ被害が出てしまったというふうなことになるならばこれを取り消しの処分をするなり、それから賠償責任の問題も出てまいりましょう。そういうことについてはそれぞれ私どももいたしましての見解は出るわけでありまして、その無過失賠償責任という問題については、民法上のそういう大きな問題についてはばらばらなことをせずに政府全体としての態度を決定いたしてまいりたいので、もうちょっとさらに――いまはまあ国会でまじ忙しいときであります、さらに続けて検討いたして政府の方針をきめる、こういうことでございます。

○北村暢君　まあなかなか大臣は勇み足の答弁はしない大臣ですから、慎重な答弁しかしないので、これ以上押し問答やっても進みそうもありませんから、私はこの問題はこれでやめますけれども、どうもこの問題に対する農林省の取り組みというものは従来欠けているんじゃないかということとを私は心配しているんです。ということは、今日までの農薬の行政というものは、農薬取締法の成立過程からいって、農薬の成分なり、品質なり、こういうものに重点が置かれ、三十八年かに、

いわゆる毒性の問題が出て、指定農薬制度が設けられたという程度で、とにかく農薬生産の増産に対する農薬の効果という、こういう面からしかとらえていなかった。今度の改正で初めてこの農薬の公害という問題をとらえて改正がなされるわけですね。そういうことでいままでもこういう問題についてこの農薬公害といわれるような問題について、データもなければ経験もない、ところが急速にこの農薬が伸びてまいりましたので、いろいろな公害が出てきた、出てきたところでいま非常にとまどつておる状態なんだ、私はそう思います。それから次へ出てくる問題について、何らの準備もなければデータも持っておらぬ、こういう状態です。

しかし農薬のほうはほとんど先行して、登録点数もばく大にふえてきている、こういう状態でしょう。したがって、そういう面からいって、無過失責任だの何だのという問題について、いままでも農林省内部で検討すらしたことがないのではないかと、思うのです。それを農林大臣はうまく公害対策本部で統一的な処理をするというふうなことで、それはそれなりにおっしゃるとおりなんですけれども、それはそれなりにおっしゃるとおりなんですけれども、私は将来、これは必ず問題になることだが、今日までそういう点について非常に欠けている点があつたんじゃないかと私は思うのです。したがってしつこく伺ひしたわけなんですけれども、当然これは農林省としても、主管官庁が農林省なんです、必ずこれは問題になる。これは先般の除草剤の問題のときにも、厚生省へ行けば農薬は農林省だ、毒性については農林省へ行けば厚生省だ、とにかく責任のなすり合ひのようなことで、どこに真剣にこの問題を考へて持っているかという点について非常に大きな疑問を持っています。ですから伺ひしているわけでありまして、まあ今後この問題については私は次の土壌汚染のところでもこれは当然出てくる問題ですから、あらためてまた次の機会にやることにいたします。先ほども申しましたように、米の全国平均の反収が昭和三十一年当時三百五十キログラム程度、

ところが最近四、五年では四百五十キログラム前後というところで、三割強の増収がはかられている。これは農業技術の進歩によりまして、早期栽培あるいは密植、多肥とともに農薬の大量使用ということがこの米の増産に非常に大きな役割を果たしていると思う。他の農産物についても農薬の大量使用というものが増産に大きな貢献をしていることは、もうこれは否定できない事実であります。そこで、このいわゆる農薬の公害とも言われるものが、いま直接公害あるいは急性のいろいろな農薬の公害が起つてきているわけでありまして、これについて一体政府の考え方というものが、今度の法律改正の目的等にも出ていっているわけでありまして、この目的のところで、「農薬生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする」ということで、この農薬生産の安定ということがこの農薬の取り締まりの目的にあげられておるわけなんです。そこで佐藤総理も言っているように、経済の発展はあくまでも手段なんだ、環境の整備というところ、これが基本である、こういうことを言っておるんですが、一体農林省のものの考え方というものはどちらに重点があるのか、この目的から判断するといふとやはり農薬の取り締まりの目的というものは農薬生産を安定させるためのほうに重点があるのか、国民の健康保護のほうに重点があるのかですね、これがどっちが優位しているのか、ちょっと疑わしい目的になっておると思うのです。従来感覚からすれば、これは当然のことなんです。従来感覚からすれば、これは最近の公害問題がやかましくなつてきてからは、まず国民の健康というところがあるいは生活の環境の保全というところが優先的に考へられなければならない、こういうふうなふうに思ふんですけれども、一体、この目的を新たに設けたわけですが、その目的の表現のしかたにおいて、基本的な政府の考え方というものが、那邊にあるのか、農薬の問題に対する政府の考え方が変わったのか変わらんのか、こちらに疑問を感じるわけなんですけれども、ひとつ所見を

お伺ひしておきたい。

○国務大臣(倉石忠雄君)　お示しのごさいますように、最近だんだんと技術が進歩してまいりました。それに加えて、農薬のようなものが、農薬それ自体として効果のあるいろいろな薬剤が発明され、その散布中に中毒事故や、食品中に残留農薬による国民の健康への影響など、問題となるに至ることが、御承知のようにたいへんふえたわけなんです。そういう農薬を取り巻く環境のもので、今回農薬取締法の一部を改正いたしました。毒性、残留性等についてきびしい検査を実施して、危険な農薬を排除し、また一部の農薬について使用をきびしく規制することとしたわけでありまして、こういうことによりまして、人畜に対する危険のない、無害な農薬の生産と、安全にして適正な使用を確保いたしました。国民の健康の保護をはかることとしたわけでありまして、北村さんも御存じのように、農薬というのはそれ自体を維持することによって環境の保全ということも伴つてまいりまして、環境の保全ということとはその点において同じ産業でも著しい相違があると思ひますし、またいま私が申しましたように、農薬を気をつけることによって国民の健康の保護をはかることもできる、それからまた国民に必要な食糧を安定的に供給する上で、農薬というものがやはり今日の状況から見まして、その生産をあげてまいりためには欠くべからざるものとなつておる事情等を考へてまいりまして、これら安全無害な農薬をもつて農薬生産の安定的成長をはかつてまいりたい、こういう考え方でございます。もちろん環境保全が一番大事なことでありまして、御存じのように、もし農薬を全然使用しないといふふうなことでありますというところ、環境の保全も困難になつてまいりますし、せっかくの農薬それ自体が荒廃するようなことにもなるわけでありまして、その辺は他の工業等とは比較にならないのではないかと思ひまして、私もそういう趣旨でこの目的を定めておるわけでありまして、

○北村暢君 目的については若干——大臣は農薬を使うことが環境の保全になる、こういう見解のようですが、また農業生産の安定をはかる意味において大事だ、そのことを否定するわけではもちろんないのですけれども、ただ生産が上がれば少々の公害が起きてやむを得ないという感覚、これはやはり改めるべきでないか、農民も決してそのことは望んでおられないのです。私もよく農業団体の皆さんとも懇談しますが、やはり消費者が農民のつくったものを安心して食べてもらえらる、ここに問題があるんです。ですからどういう農薬を使ったか、したがってこれは絶対に安全ですと、こう言って安心をして消費者に食べてもらいたい。これは農民も農業団体もそう考えている。そういう危険性のない食糧を提供するというのが、農民のほんとうの考え方だろうと思う。一時の収穫が多くて所得が上がったといつても、出したものが市場で食品検査で、いわゆる有害物質が入ってあるということになれば、これはたいへんなことで、そのことによる農民の被害というのは、かえって大きくなって出てくるのでありますから、それは望んでいないのです。ですからまず国民食糧として絶対安全であるということこそを農民は望んでおられます。したがって政府が農薬を登録し、登録された農薬でこういうふうに使えて、そして市場に出た食品が食品公害——食糧として不適である。こういう問題が出てきたという場合に、これはもう農民としては決して望むところではない。そういう意味において、まず安全であるということを一義的に農民は望んでおる。農民はこの薬を使ったならばどういう害がある、人体にどうなる、こうこうだということは実際わからないわけですね。もう政府の登録したもののは、使用基準に従って使えば安全だと信じ込んでいるのです。それが今日キウリの汚染の問題とか農作物の汚染の問題として市場で騒がれてきているわけでしょう。こういうことは望んでいないわけですよ。

ですからそういう意味において、私は目的がまず安全であるということ、それが農民もまた期待しておる。何かしらこの農薬の問題を論議するときに、あまりきびきびやるといって、農業生産が落ちるのではないか、そういうような感覚で論議になるわけなんですけれども、危険性の問題についても追及することを手控えておこう。そのことは決して長い目で見て、将来の農民のためにプラスになるということにはならない。この際やはり私は農民もまた安全であることの指導を望んでいるわけなんです。これをやはり農薬取り締まりの目的として堂々と出すべきである、こういうふうな考え方です。何か農薬を使うことが大事なんだ、ということでは安全性のほうがこう従事するといふようなことでは、これはせつかくの法律改正する際における立場として私はまずいのではないかとこのように思うのです。ですから政府は責任をもって農薬を取り締まりしているのだから、市場に出たものについては絶対に安全なんだというのを消費者に理解してもらい、そういう目的でなければならぬ、こういうふうな考え方です。いかがでしょう。

○国務大臣(倉石忠雄君) いままでいろいろ北村さんの御意見ずっと長いことおつき合ひをして承っております。その間全部が全部一致しないときもありませんが、ただいまのくだりは、もう全部全くそのとおり同意でございます。目的もそういう趣旨でございます。もうただいまおっしゃいましたような方向で農林省は安心してやつてもらえらる、そういうことに重点を置いて指導してまいりたいし、また農薬につきましてもそういう見地に立つてひとつ万遺憾なきを期するように、なお今後ともそういう方針で指導してまいりたいものであります。

○北村暢君 そこで従来の農薬の使い方が、いわば農薬メーカーの宣伝的なものに若干乗せられていふんじゃないかという感じがする。ということでは、病虫害の発生する徴候のない時期に予防的ということでもって農薬をまき散らす、いわば

農薬を乱費しているという傾向すらあるのではないかとこのように言われているわけなんです。それで最も安いBHC、DDT等が生産中止をする。ドリン系はほとんど禁止状態、こういうことで従来農家で、日本の農薬が大量に使っていた農薬が次々とこの製造中止、使用禁止というふうな形でいましておられます。そういうふうなことで大量の農薬使用を伝統とする農業技術というものが、あるいは経営の方法というものは大きく反省する時期にきているのではないかとこのように言われている。また戦前の農薬のようにまず病虫害に強い品種を、いわゆる有機肥料による健全な農産物の育成をして、病虫害に強い作物をつくらせていく、こういうふうな非常にオーソドックスな農業技術というものが検討されなければならないのではないかとこのように意見が若干出てきている。そういうふうな点からいって、一体農薬に対する、大量の農薬使用の農業技術というものについて反省すべきであるという意見が若干出てきている。これについていままでの、農産物増産一点張りのこの農林省の指導、農薬使用についての指導というものが転換されなければならないのではないかとこのように意見が若干出ていますが、農林省は一体今後どういう施策をとり、指導していかれるのか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(中野和仁君) ただいまの御指摘でございますが、お話のようにこの十数年非常に日本では農薬の使い方がふえてきております。その点につきましても御指摘のありました点の問題も私もあろうかと思ひます。そこで農林省といたしましては、一つにはやはり急性毒性なり残留性の多いような農薬をやめていきまして、低毒性のものに切りかえるということ、もうしばらく前から努力をしております。と同時に来年度でございますが、これは私のほうの農林水産技術会議のほうでございますけれども、農薬に生物農薬と申しましようか、天敵を加えた総合的な防除の方法をどうしたいかということも試験研究をやっているということで、相当な予算要求を現在やっております。

ります。そこでわれわれとしましてはできるだけ、先ほど仰せになりました予防的にむやみにまくというところはもう当然やめなければならぬ。そのために過去から病虫害発生予察事業ということもやっておりますけれども、今後ともやはりそういう点には十分注意して、適正な量を適当な時期にまくということに気をつけていかなければならないと思ひます。たださうかといひまして、たとえば除草剤の例を引いてみますと、除草剤には問題のある農薬もあるわけでございますが、それを全部やめてしまつて、もう一ぺん田の草取りを腰をかかめて手の労働だけでやるということも、なかなか今後の農業を考えますといへないわけでございます。やはり低毒性の農薬に切りかえて農業生産の安定をはかつていく、そういう面での試験研究、それと行政指導が合わさつていくべきだといふふうに考えております。

○北村暢君 次に今度の法改正の中で登録制度の改善について、従来の薬効、薬害に関する試験成績調書を加えて、毒性、残留性に関する試験成績調書を提出しなければならぬことを規定しておるわけなんです。これは厚生省の毒物劇物取締法に基づいてやるということ、農林省では毒物劇物の問題については触れておられないのですが、この毒性の試験成績調書というものは一体どういう内容のものを考えておられるのか。それと厚生省の所管である毒物劇物取締法との関係は一体どういふふうにして処理されるのか。これらの関係について若干お聞きしたい。

○政府委員(中野和仁君) 御指摘の毒物及び劇物取締法との関係は急性毒性の問題でございますが、これにつきましては、試験成績をとる場合に、急性毒性試験検査、これは主としてネズミを用いた経口の投与試験というのをやっております。それから、もう一つは魚類に対する毒性試験、これにつきましては現在すでに公定検査法できめておりまして、コイを用いて試験をやっております。こういうことで、試験をやりました結果、

厚生省にその試験成績を送りまして、そこで毒物なるか劇物なるかというのを指定をしていただきます。その結果をもちまして農薬の登録をするということにいたしております。

○北村暢君　そうしますと、毒性の試験成績調書というのは、厚生省の所管の毒性担当を経てその成績調書をつけて出すということのようですが、これは急性毒性、慢性毒性いろいろあるようですが、催奇性というのがいま問題になってきているわけですね。いわゆる除草剤の二四五等の催奇性の問題が問題になってきているのが、この毒性の中に催奇性というのはどういうふうに取り入れられるつもりなのか。二四五等は現在、劇物でもなければ毒物でもございません。それで登録された農薬です。その登録される内容については、おそらく催奇性の問題については触れられておられない。いないはずですね。しかし、現実には国際的な問題になっている。ですから、今後、毒性の問題と関連して、催奇性の問題はどのように取り扱うのか。この際お答えいただきたいと思っております。

○政府委員(中野和仁君)　権威ある御回答はあるいは厚生省からいただいた方がいいかと思っておりますが、いま御指摘の二四五丁の問題、当委員会でもしばしばお話があったわけですが、これにつきましては、やはり催奇性も毒性の一種ではないかと私も思います。ただ、これにつきましては、アメリカにおきまして、妊娠初期のネズミに多量に授与した場合に奇形児の発生が増加するという報告があるようでございますが、人に対する影響はまだはっきりしていません。そこで、アメリカにおいては、森林用には使うということになっておりますが、また一方、スウェーデンでもそういう問題が起つてきましたけれども、スウェーデン政府の調査では、これがまだ否定されておるような状況でございます。いずれにしても、催奇性もやはり毒性の一つだと思われまして、それが明確であれば、やはりそういう試験をいたしま

した結果、ぐあいが悪ければ当然登録は保留をするとか、あるいは現在流通しておるもの、たとえばこれは今度の改正法によりまして取り消しをするということになるわけでございます。具体的には、二四五丁の問題については、まだ私のいま申し上げたようなのが諸外国の事例のようでございます。

○北村暢君　厚生省はその点についての担当者は見えてないのですか。――見えていないのですか。それじゃ厚生省にお伺いしますが、いま中野局長から御答弁ありましたが、若干答弁あいまいで、現実にはどうなるのか。いま直ちに問題になっている問題でありますからね。現在の登録農薬としては、催奇性の問題は考慮に入っておらずに登録されているわけですね。ところが、国際的にいま問題になっているそれについて、一体厚生省は、催奇性の問題を毒性とみなして毒物劇物等の取り締まりの対象にする、こういう方針なのかどうなのか。いかなる検討をされているのか。この点をお伺いしたい。

○説明員(小島康平君)　厚生省といたしましては、先ほどのお話の毒物劇物の取り締まりの立場、もう一つは私どもの食糧の中に残つてまいります農薬の食品衛生法による取り締まりと、両面からやっておるわけでございます。毒物劇物は、これは急性の中毒を主体といたしましたものでございまして、それを取り扱う者が被害を受けないようにという立場でございまして、先生のお話の催奇性のようなものは、この毒物劇物のほうは考えないことになっておるわけでございます。それからもう一つ、食品につきまします残留農薬のほうは、これは急性中毒などが起きてはたいへんでございまして、慢性という立場から考えておるわけでございます。当然、そういう立場から、催奇性ということも考えなければならぬということでございます。

ところが、農薬につきましては、厚生省が取り締まりを始めたのが最近でございまして、現在私どもとしては十四食品についてその残留基準

をこしらえたわけでございますが、同時に、一昨年から、農林省のほうと御相談をいたしまして、新しい登録農薬については、毒性という面からそれ以前にはあまり十分チェックはされていなかったものを、今後は登録の際に十分なチェックを行なうということ、一昨年から、毒性資料の提出というものを新農薬の登録申請の際につけさせまして、それを私どものほうへ御送付をいただいて、そうしてこれを私どものほうの委員会にかけまして、その意見を農林省のほうへ御回答をした上で、新農薬の登録が行なわれるということになったわけでございます。しかしながら、非常に残念なこと、わが国におきまして大学その他公的な研究機関というものがまだ不十分でございまして、新しい農薬について十分な慢性毒性の試験を行なうということ、農薬の登録者に義務づけるということ、これが当時の事情としてはむづかしい状況にありまして、現在では三カ月間の亜急性毒性というものの提出を義務づけて、それによって非常に大幅な安全率をとりまして、登録をよしとする、登録を可とするというようにいたしました。その後、農林省で登録が行なわれた後に、おきまして、私どもの国立衛生試験所において慢性毒性試験、それから先生のお話ございました催奇性の試験の実施をいたしまして、その安全性を確かめる。その上で農林省が広く使用を實際に認めていくというようにしたいということ、現在それを実施しているところでございます。

それからまた、一昨年前におきまして許可になりました農薬、これにつきましては、残念なことにそういったシステムがとられていなかったわけでございますが、それらの農薬の主要なものも多くは、すでに国外におきましてそういう試験がございまして多うございまして、それからまた国連のWHO等で評価したものもございまして、そういう資料を参考に。そうしてまた私どもとしては、そういう資料のないものにつきましては、これは別に計画を立てまして、私どものほうで、昭和三十九年から国立衛生試験所におきま

して、慢性毒性試験の洗い直しと、それからまた、現在では催奇性試験のないものについては催奇性試験というものを実施いたしました。こういった計画で、大体昭和四十八年ごろまでは過去において許可になった農薬についてもすべて洗い直しをするというような計画を立てて現在実施しているところでございます。しかしながら、これは先ほどお話ししましたように、食品に残留する農薬でございまして、先生いまお話しした二四五丁につきましては、これは食品に關係のない森林等で使用されるというふうなことでございまして、これにつきましては、私どもあの二四五丁が問題があるという御報道がありましたときに、農林省のほうとも御相談をいたしまして、これは人間に接触するようなところでは使わないでいただくというところで、農林省のほうもそのような御指導をなさっているというふうになっております。

以上でございます。

○北村暢君　一応の説明はわかりませんが、この二四五丁の催奇性の問題について今後検討をして毒性に入るか入らないかということについてこれからやると、こういうことですね。ですが、これは森林で使うものだから人間の接しないようなところで使えばいいんだと、こう簡単にはいかないのではありませんか。現実にはヘリコプターでこれを散布しておる。その場合に付近の農作物に飛んでいって農作物が枯れたという事例が現実にある。そして、それに対して補償も――補償というか見舞い金というか、そういうものを實際にやっておる。こういう事態があるわけですね。従来も農林省の、林野庁の説明を聞いても、アメリカでも使用は農村に近いところ、農作物をやっているところ、飲料水に使うような河川、そういうものに近いところでは使わないことになっている。条件つきで使っているんだから、日本でも使つて差しつかえない、こう言うんだけれども、アメリカの森林地帯というものは人里離れて人のいないところ、これはまあ飛行機で伐採その他に行つて、その伐採をするというふうな奥地であつて、人間のいないと

ところで使う、そういうことであって、日本国内から言えば、これはどこへ行っても、どんな山奥に行っても人家のないところはないくらいになっているでしょう。そういうことであり、実際に使った例からいって、そういういま申したいようなあやまちが起っている事実がある。一体地元民は非常に不満、不安がっている。なおかつこれは絶対安全なんだといって使っている。こういうことなんで、この問題は前の委員会でも私やりましたから詳しいことは申し上げませんが、とにかく二四五Tそのものの催奇性ではなくして、いわゆる夾雑物のデオキシシンが催奇性なんだということをおっしゃっているようでありまして、最近では二四五Tそのものが催奇性があるんだというところがアメリカの雑誌等でも報道されており、政府自体もそれを認めるという段階、しかもこれはきょうの毎日新聞でも出ておりますように、ベトナムの枯葉作戦に使ったのが、この二四五T。長野のお医者さんがベトナムへ行つて、実際にこの奇形の——これを使ったと思われるところにおける奇形児の幾つかの写真を持って帰られる。きょうの毎日新聞では、これ、写真出ておりますね。こういう奇形児が発生する、そういうことが実際に出ておるし、もうスウェーデンでもトナカイの奇形が大量に出たというので、生産を停止しておる。そういう国際的な実証がどんどん出ておる。ところが日本ではいまだ何らの研究もされてない。そして研究なしに安全だと称してそして使っている。催奇性の問題が出る以前は、催奇性だなどということはまず問題にされていなかった。登録する際にも催奇性の問題は問題になっていない。その後出てきている。こういう状態なんです。したがってこの毒性の問題についてですね、いままでの登録農薬全部再検討するということでありますから、しかもこの国際的にこういう大きな問題になっているものをですね、林野庁はいま使っている。いま国があげて公害を絶滅しようとしているときにですよ、国みずからがこの二四五Tをヘリコプターからばらまいておる。こういうことが一

体感覚として許されることなのかどうなのかです。ね。したがって私は先ほどのところでも言ったように、これは農薬として農薬だけの問題である。これは林業用の農薬であって、今度の改正の対象にはならない。りっぱにこれは農薬取締法によつて登録されておる農薬である。そこまで今度の改正の中で当然考えられるべきであつたと思ふ。これは抜けておるんです。

そこで私、大臣にお伺いしたいんですが、これは来年の春、直ちにこれは林野庁等が使う使わないう各地で大問題になる。その中で林野庁は絶対安全なんだから、絶対使うということでもってですね、なわ張りをして、なわを張って住民を入れないようにして、そしてこれを使用しよう。まいたあとには人も入れない。禁止をする。いろいろ使用の方法等あるんでしようけれども、それまでしてこの国みずからが公害をばらまかなければならないという理由はどこにもないと思うのです。したがってこれはですね、先ほどの食品化学課長から御説明がありましたが、全く農林省と厚生省のこの問題に対して、人のいないところで使えばいいんだと、こういう簡単な割り切り方をしているというところに非常に大きな問題がある。これはひとつ差し迫つて使うか使わないかの問題でありまして、大臣からこれはこの際はいくらこの問題に対する今後の方針なりそれから使用その他についての具体的な問題についての処置についてどう対処せられるのか、この際お伺いしておきます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 二四五Tの問題はこの前もお話ございましたけれども、これは厚生省の専門家の御意見も十分に聞きながら善処してまいりたいと思つております。なお研究をしなければいけないと思ひます。で、御存じのように、ただいまはもうこれを使う適期でありませんのでいまは使っておりませんし、私しろうとよくわかりませんが、何十年に一回使っていくものものようでありまして、十分にひとつ慎重に検討してまいりたい。これが毒性が明確になりますれば、もちろん登録を取り消すことは当然であります。

すから、十分に検討いたしてまいりたいと思つております。

○北村暢君 いまの大臣の認識じゃ困るのですよ、何十年に一回しか使わないんだからといううなことを。それはその場所はそうかもしれないけれども、造林地というのは毎年毎年続いて使うのですよ。その地域には何年か続けて使うというのとです。何十年間に一回しか使わないんだから被害がないような答弁のしかたじゃ困る、それは。これはいまま大臣おっしゃるように、いま使つておられないし、これから使うのにも慎重にといううな御答弁ですけれどもね。これは現実に私の問

いたこととは、公害の問題でも政府のやることは後手後手。後ほど聞きますけれども、とにかく牛乳の汚染の問題、母乳の汚染の問題、厚生省もその問題が出てこなければ対策を講じない。これだつて、使つた結果奇形児が出たらあわ食つて対策を講ずるというのでは後手になるんじゃないですか。これだけ国際的にいま問題になって、スウェーデンでも、アメリカでも使用を中止する、生産を中止すると言われているものを日本の試験研究機関はそういうものに全然タッチしておらぬから、したがって、これはまだわからぬ。わからぬから、人のいないようなところで使つてくたさい、こういう程度のことでものを処理されたい。これは奇形児が出てくるんですよ、またこれは。奇形児が出てきた場合に一体、あわ食つて処置してもおそいから、これだけ国際的に問題になつていいる農薬は安全性が確認せられるまでは登録されているとしても使用中止というくらいのこと、これは当然じゃないですか。どうですか、大臣。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまアメリカ、それからスウェーデンのお話がありましたけれども、用いる場所に規制がされておるところと、おらないところとあるようでありますけれども、禁止はまだされておられません。御存じのとおりであります。スウェーデンでもまだ明確な専門家の決定がなされておられません。私もはそういう、とにかく問題になつておるのでありますから、十分に専

門家の研究を掘り下げてやらなければならぬ、こう思つておるわけでございます。

○北村暢君 どうもね、ぼくはしつこくやりますよ、これは。回答が出るまで。ということはね、林野庁は使うときにこれは安全ですと、こう言つていふのですよ。この資料もありますからね。林業薬利協会から出しているパンフレットでも、あぶないというところは一つも書いていない。安全ですと、まあ使ひ方についてももちろんあるでしょうけれどもね。それでいま紛争起しているのですよ、これは。これは下北の北限のサルの問題、あれはあなた大きな問題になりましたでしょう。あれも二四五Tをまいたからです。それで、自然保護の立場から地元民が反対しているが、林野庁は使つた結果、北限のサルの保護について影響があつたかつか、簡単にそれは直ちに結果が出たというものではないでしょう、これは。が、しかしね、これはそれだけやはり自然保護の問題から問題になつていいる問題なんですよ。ですから、私は、いま大臣のおっしゃられるように、アメリカでも使用禁止になつておらない、条件つきで使つてもいいことになつておる。スウェーデンでもあまりはつきりしておらぬ。国際的に問題になつておるが、その取り扱いについてはいろいろだと、こうおっしゃられる。しかし、このアメリカで条件つけて使つておるといふのも、これはアメリカの森林の状態というものを御存じかどうか知りませんけれども、これと、あれですよ、日本のようにちよつと一時間や三十分自動車に乗つて行つて伐採したり、木植えたり、造林やつたりといううな、とにかく町から飛行機に乗つて行つて現場に行くとおられるところ、日本のようにすぐそばに人家があるところとでは比較にならないですよ。アメリカで使つていいるから日本でも使つてもいいという、比較すること自体がおかしいのです。そういう、アメリカでも使つていいるから日本でも使つてもいいんだと、こういうことにはならないのです。そういう点を私は特に申し上げたい。

しかもこれを使ったために事故が起こっているのですよ。カボチャが枯れちゃったり何だりして、ここへまぐべき予定のやつが風でもってほかへ行ってしまうとか、あるいはヘリコプターへ積んで行く途中で、途中にこぼして行ったりとか、運ぶ間に問題が起こったとか、いろいろな問題が現実起こっているのです。具体的な例がある。しかもそれは催奇性で非常に問題になっておるのです。実例としてもベトナムの枯れ葉作戦に使ったりすると同じです。それを日本のいまの国有林で使っているのは、薄めているからいいとか何とかね、そういうことにはならないのです、これは。そういう問題でありますから、ひとつ、これは今度の改正の中に含まれておらない。行政措置として、これから厚生省も催奇性そのものについて試験しなければならぬというのです。これはちょっと奇形の問題ですから、普通の試験よりも長くなるかもしれません。長くかかるというわけですが、そういう試験の結果を待つてというわけにはいかないのだらうと思う。したがって、行政措置でもって――登録はされているけれども、そういう国際的な問題が出てきているのだから、行政措置としてこれは使用方法について措置をするというのには当然でないですか。これはDDT一つ、BHC一つとあって、政府は行政措置でもってあれはやっていくわけでしょう。二十年間も安全だと思つて使ってきたものが残留性の問題が出てきている、あつて行政措置で製造使用を中止している、こういうやり方をとっているわけでしょう。したがって、これは二四五Tについても当然措置していかねばだと思ふんです。いかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) よくひとつ検討しなければならぬと思います。大事なことでありますので十分研究したいと思ひます。

○村田秀三君 ちよつと関連して。いま北村委員の意見それから大臣の答弁を聞いておりました、大臣に私ちよつと確かめてみたいことがあるんですが、先ほどの答弁の中で、問題になっておるようでありますから十分に検討、研究をして善処を

すると、こういうことがありました。その問題になつておるといふ大臣の問題意識というのはどういふことなんですか。いま北村委員がいろいろ発言をいたしておりまして、毒性が明らかに確認でき、それが住民に大きな影響を与えておる、こういう問題意識のとらえ方を大臣が確認するとするならば、いま問題のあるものを十分に検討、研究はするけれども、使つておつてもよろしいんだという結論にはならないですよ、これは明らかに。もしもほんとうに毒性も確認され、そして住民にも大きな被害を与えておる、こういうことであれば、禁止はともかくとしても、十分にその結論が出るまでは使用を保留するというのがこれが常識的、しかも誠意のある回答だと思ふんです。その辺はどうなんですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) いま二四五Tについてお話のありましたのはその催奇性のことでございまして。したがって、その催奇性ということにつきましても、先ほど農政局長もお答えいたしましたけれども、マウスに対して何十時間やつたらその中の一部に催奇性があらわれたというふうな報告が出ておりますと、こういうことでありますので、私もそのほうではそういうことについて十分研究しなければいけません。それからスエーデンの報告も出ております。これには、医者の報告でありますけれども、そういうことについての有害性を証明いたしておりません。それらのことを勘案いたしますが、とにかくたゞいまのうちに御心配のこともあるようでありますから、至急にひとつそういう問題について掘り下げて検討しなければならぬと思ひます。そこでわれわれのほうの専門家がこれはまずいということになればもちろん登録は取り消さなければなりません。こういうことを言っているんであります。こちらが掘り下げて検討いたしましてということをお願いを上げておるわけでございます。

○村田秀三君 重ねてお伺いしますけれども、まあ至急に検討するということでありまして、これは現実的に見てどの程度の期間を要するんですか。同時に、そこまでやはり疑念を持つて大臣が処置しようとするならば、これは明らかにいま使用しておるものは保留しなければならぬ。これは明らかです。それでなければ何のために議論しているんだかわからない。そうじゃありませんか。これは法案はいま出ているわけですからね。その辺が十分に究明できなければ、解明できなければそう整々とこの法案を処理するわけにはいかぬと思う。

○国務大臣(倉石忠雄君) 二四五Tについては、もうこれは前からいろいろ御意見があらまして、差しつかえないという意見もあれば、差しつかえがあるという意見もあるわけでありまして。判明いたしておりませんので、これはもつと掘り下げて研究しなければなりません。したがって当局においては専門家を勧誘してこれの研究を掘り下げてさらに進めまして、こういうことを申しておるわけでありまして。

○村田秀三君 しつこいようですが、判明しておりませんと考えるならば、そう思うならば使っちゃいかぬですよ、これは。やはり判明しておらない。まあ疑念もある、疑念は全然ないというのですか。それはいままで私も林野庁から説明を聞きました。安全なんだ、安全に対処すると言う。それでもなおかつ被害が出ておる現実、こういう状況の中で、これはもう疑念ありませんと言うのか。まあいろいろ意見が出てくるので、まあ判明するまで一手やつてみましょうかというふうな、何といひますか、その場限りの考え方なのか。もしも疑念があり、判明しないからと言うならば、これは使用を保留するというのが当然だと思ひます。じゃありませんか、そうじゃありませんか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 適期がもう過ぎておるんでありますから、いまはそういうものは使つておられます。これはさつき申し上げました。そこで、判明しておらないけれども被害が出ておるではないかというお話であります。そういう被害が出ておるということについてもうわざわざは困るのであります、私どものほうとしては、

やはり農業というのはほかの農薬もそうでありまして、飲んだり何かすれば被害がある、しかし、使用方法について指導をいたしておることは御存じのとおりでありますので、したがってそういう用の方等について十分注意しなければならぬことは当然のことではあります。この二四五Tそれ自体について世界でもいろいろ意見があるようでありまして、したがって私どもとしては技術的に自信のある回答のできるようには検討しなければならぬ、こういうことを言つておるわけでありまして。

○北村暢君 いまの、専門家が慎重に検討してということ、専門家と言つたつてこの催奇性についての専門家なんていらないんです。厚生省だつてやつていない。専門家というのは、どこの国でどんなことをやつておるのか、アメリカはどうだこうだと文献さがしているだけだ、じょうだんじゃないですよ、あなた。アメリカではこの催奇性についての実験はもうすでにやられたデータというのがあるんですよ。二四五Tが催奇性があつて、実際にひよこを使った実験がなされて、もう大量の奇形のひよこが出ていふというのも出ておるんですよ。そういう文献をさがしているだけで、政府がどういふ取り扱いになつていふかということが大臣の言われるように明瞭でないというだけなんです。催奇性はあるんですよ、これは。そういう証明はアメリカの政府自体も認めておるんですよ。認めておるんですよ。したがって、専門家が慎重に検討するといつたつて、いま厚生省のこと言つたように、催奇性についてはまだだれも実験をしていない人は日本の国内にいないんですよ。専門家ははいないんですよ。だから、疑わしきは使わずで、これは使つていけません。いや、いか。しかもその奇形の出た試験もなされておるし、実際に奇形のベトナムにおける実例も出ておるし、そこへ実際に行った人は政府に対してこの使用を中止するように要請するといふことをきくやうの新聞でも出ておる。出ておるんですよ。だからいま村田君から確かめられておるのですが、私

は大臣が現在使っていないと言われているけれども、現在は使わないのは、これは冬は使わないのです。春の広葉の灌木とかそういう雑草の出る時に使う薬なんです。現在使っておりません。ことしの六月には使っているのです。現在使っていないと言われているけれども、これは使っているのです。来年度の春、使うか使わないかをいま私は答弁を求めているのです。だから、慎重に検討すると言っている。私は来年度の春についても林野庁はとにかく地域における紛争を排除してまで使おうとしている、一回も使わないという事は言ったことはない。林野庁自体も塩素酸ソーダのはうは安全だけれども、二四五Tについては問題があるという事とはわかってはいる。わかっていながら使おうという方針はいま変えてない。だから私はしつこく聞いているのです。これは次々に出てくる。ですから大臣の、慎重に検討するということ、そういう意味において、私は来年度の六月のこの薬を使う時期に十分慎重に対処するということは、危険性その他の情勢等も判断して、当時、国際的問題になつてはいるけれども、まだデータその他も林野庁としても不足だから、そういうような点で検討十分であるからというふうに答弁をされておる、慎重に検討します、こういう答弁だった。ですからいまの大臣の答弁もそういう意味において私は受け取っている。実際に来年度の春使用するまでには、これは使うか使わないかをやはり農林省としては態度を行政指導として決定しなければならぬことだと思ひますが、そういう意味においてひとつ慎重にやっていた方がいい。

それから次に、残留農薬の許容量が最近改められましたが、そこでまず残留農薬の許容量について現在の許容量の決定が九農薬、十四作物ですか、になったのですか。ですから、これは昭和四十八年を目標に四十八品目何がしかの計画を持っているというのでありますが、先ほどのこの御説明をいただきましたように、所管になったのが非常に新しいので、これから、いままで登録されたものについても検討していく、こういうようなこと

とのようです。これは、アメリカではすでにその農業問題について百四十農薬、二百品目について規制措置がとられておる。日本の場合約十年おくられておると、こう言われておるわけなんです、そういう点についてこれは厚生省の能力からいって四十八年で四十八品目程度で、これで農業については絶対安心して、農作物を消費者が安心して食べられるというふうになるのだと、こういうふうな説明をされているようですが、一体、四十八年までのんびりこうやっていいものなのかどうか。アメリカのデータ等を手に入して早急にかこれは何か促進する方法がないのかどうか。お伺いしたいのですが。このアメリカの百四十農薬、二百品目というのはそういうデータをもつてお持ちになつておるのかどうか、そこら辺のことををまずお伺いしたいと思ひます。

○説明員(小島康平君) 私どもは、先生のお話のように昭和四十八年までに大体主要な四十八農作物について残留基準をきめることでやっておるわけでありまして、決してそれで満足しておるわけではございませんで、それに引き続きましてさらにその他の農作物についても順次基準をきめてまいりたいと考えておる次第でございます。しかしながら私どもとしては、国民の健康、保健を守る立場からとりあえず主要な四十八食品について作業を急ぐということでやっておるわけでございますが、先生の御指摘もありましたように、非常に研究機関の能力あるいは私どもの行政組織というもののが薄弱でございます。これは、アメリカの五分の一、十分の一程度でございます。なかなか、精一ぱいにやっておりますが思うようにまいりませんというふうな実情でございます。

それから、アメリカの資料は私も持っておりますが、その中には、アメリカは百五十なり二百なりの農作物がきまっておるわけでございますが、その中には私どもの生活にあまり関係のない、たとえば申しますとラズベリーでございますとかいろいろなベリー類とかいろいろな珍らしい農作物も含まれているわけでございます。私も現在

計画しております四十八年までの計画は大体において八百屋で売っているほとんどのものを網羅できるといふふうに考えている次第でございます。それから、アメリカの資料等を使って作業が進められないかというふうな御話でございますが、私どもとしては農薬の人体に及ぼす影響の資料、つまり毒性データ等につきましては、これはアメリカのみならず世界各国の資料というものをできるだけ使わしていただいております。残留許容量というものは私もから見ますと非常に不完全である、最近におきまして、アメリカではD D Tの許容量を下げまして大体日本のに合わせております。アメリカでは以前この許容量を設定いたしましたために、毒性から来ます一日の許容摂取量というふうなものにつきましては私もから見ますと非常に不完全でございます。参考にならないというふうに考えておる次第でございます。

私どもとしては、きちんとしたデータに基づいたきちんとした資料で定めていきたいということで現在農林省と御協力をいたし作業を急いでおる次第でございます。

○北村暢君 そこで、今度の残留農薬の許容量、米の場合ですが、許容量にはガンマB H C、〇・三、D D T、〇・三の残留を許容量として認めておるわけですね。ところが農林省の農薬残留に関する安全使用基準によりまして、ガンマB H C、D D Tは使用しないということになっておるわけですね。これはどういう理由でそういうふうにしたんですか。

○説明員(小島康平君) ガンマB H CとD D Tにつきましては御案内のとおり農林省のほうで行政指導でこの生産を中止され、またその使用についても制限をされたわけでございます。ただ私どもとしてこの規格を現在定めましては、従来残っておりましてD D TあるいはB H C等が使用された場合、あるいはまたそういうものが土壌から吸収された場合、それから、まあ現在、米については輸入品はほとんどないと存じますが、そういうふうな

ような事態があった場合に備えまして作成いたしましたもので、こういうものは全く米について将来使用せず、入ってこないということになりました。際には、たとえば検出せずと、ゼロにするというふうなこともあると存じまして、そういうような観点から定めたわけでございます。先生御指摘のように全く使わなくなるといふようなことになりますれば、またあるいは使わず、残ってこないということになりますれば、さらにこれは農林省のほうと御相談をいたしまして限度を変えたいというふうなことでやっております。また、限度を置いておきましても、輸入品等につきましてはやはり置いておいたほうがよろしいんではないかというふうに考えております。

○北村暢君 限度はね、わかってるんですよ。ですから、厚生省側が残留農薬の許容量が玄米についてD D T、〇・三、ガンマB H C、〇・三、これはわかる。これができてから農林省の安全使用基準というものをあとできめておるわけでしょう。したがって農林省に聞いておるわけなんです。厚生省はこれだけ許容量がよろしいと言っているのに、農林省は使用しないと言っているのは、どういう理由で使用しないのかと、こういうことです。

○政府委員(中野和仁君) 玄米につきましてはただいまお話のように〇・三という許容量があるわけでございますが、稲について使用しないといったしましたのは、最近ずっと起こつてまいりました例の牛乳に、稲わらを通じてB H Cが牛乳の中に入つてそれが人体に影響があるということになっておるものです。すでにこれは稲ばらみ期以後は使用するなということを指導いたしてやっております。したがって、来年度以降には稲にはB H Cを使うなという、そちらのほうの面から安全使用基準としてはこういうふうにきめたわけでございます。

○北村暢君 そこでね、そういう理由だろうと思ふんです。私もね、稲についてはB H Cは使わないと、そういう安全使用基準をきめた、それは牛

乳を——稲わらを食べる牛乳が汚染されるから、この安全基準で稲に使用しないことをきめた、それはそれなりに理屈はわかるのですが、それでは、母乳にいま残留農薬の汚染が出てまいりましたね。妊婦は稲わらを食べるわけじゃないですか（笑）。これでは防げませんね。じゃあ母乳の残留農薬が出てくる問題について、どうやって防ぐ対策が、安全基準ができるんですか。あなたのいまの、牛乳に残留農薬が出るから、稲わらを通じて出るから稲に使用しないという。ほかのものにはDDTは使うわけです。使っているわけですね。現実には、ケウラその他に出てくる。まだ残留農薬の許容量のきまつてないニンジンその他にも出てくる、こういう状態。一体母乳の残留農薬の汚染について防止するのはどうすればいいんですか。そのことは今度のこの法案に関連をして、農薬残留の安全使用基準についていかなる配慮がなされたか、これをお伺いします。

○政府委員（中野和仁君） 母乳の問題につきましては、本日の各新聞に出ております。これを読みまして、農林省の技術研究所の残留研究室でこういうことを言っておるという話でございます。われわれのほうとしましては、まだわれわれの耳にまでそういうことが達しておりません。至急調べまして対処をすべきだと考えておりますが、一般論といたしまして、もしBHCがそういう母乳に非常に残留して影響があるということになりますれば、これはBHCの使い方をもろろ再検討しなければならぬわけでございます。そのために今度の改正案でも指定農薬制度というのを拡大いたしました。作物残留性農薬あるいは土壌残留性農薬につきましては指定農薬にするということにいたしました。で、現在考えておりますのは、もう稲には使わないということでありまして、それからいまのところはわれわれとしましては森林、果樹、野菜には使用時期あるいは使用回数制限して使っていないではないかというふう

する場合にそういうぐあいに考えておるわけでございますが、今度はもう少し詰めてみた上で、この法改正ができました際には、指定農薬として取り扱いますかどうか、その辺は至急検討いたしたいと思っております。

〔委員長退席、理事高橋雄之助君着席〕

○北村暢君 この母乳の汚染の問題はいま始まったことではないですよ。きょうの新聞が初めてじゃない、御存じのとおり。これはもう秋田の学会でも発表されておりますし、それから大阪でもこれは母乳に出たというので非常に驚いたですね。それまでは農林省も厚生省もわからぬ。農薬の公害というものについてそれくらい進んでおらぬですね。これが国立衛生研究所とかんとかで発見されたとかというんないけれども、全部これはあれでしょう、地方のお医者さんが研究したとか、いまの、きょうの新聞にあります、東京の主婦、妊婦からも、母乳からも発見される。一体国立衛生研究所とかんとかいのは何をやってるのか、ほかでお医者さんが各個ばらばらにやっ、学会に発表されて、あつてこの対処策をとって、厚生省もいま母乳の汚染の問題について、実態について最近ようやく乗り出したようでございます。したがって、この法案を出す段階においては、局長が正直に答弁したように、牛乳に汚染されているのは、この安全使用基準では配慮されているのです、これは。厚生省がわざわざ○三までよろしいと、こういう許容基準を出しているのに対して、稲には使用しないんだという農林省のこれは牛乳に対する措置はとられていない。ところが、母乳に対しては、いまおっしゃる通り、今後すみやかに検討いたしました、と、こう言うのです。これはやっとなかったのです、この法案を検討するまで。

しかし、牛乳についても母乳についてもこれはもう大体わかっておたです。牛乳にある。これは国立衛生研究所の人も、牛乳にあるくらいだから母乳にもあるであろうことは予想はついていたけれどもやらなかったのだと、こう

国立衛生研究所の方は言っておる。もう予想しておたわけです。母乳に出るということは。したがってこれは、この法案を出すときまでに、牛乳には考えなければ、母乳はあまりむずかしいからこれは手に負えないものでやらないのかどうなのか知りませんけれども、できなかった、母乳は。牛乳は、まあこれ問題は、牛乳も問題ですけれども、母乳はこれは乳児に直接影響する、非常にその反応の出やすいあれでしょう。乳児に直接影響する問題です。これがわかりませんでしたとか何とかではこれは通らないと思うのです。至急検討いたしますというのですけれども、一体農林大臣、いかに農林省、厚生省のこの農薬問題についてのいままでの研究が不十分であり、ずさんであるかということははっきりしている。これは、はたから出てこなければやらない仕組みになっている。

〔理事高橋雄之助君退席、委員長着席〕

だから私は、先ほどサリドマイドよりもはるかに危険な245Tの問題を事前に処理せよということとを盛んに言っているのもそこだ。事が起こってからでなければやらない。

こういう点について、一体これに対する対策というものは、まあ至急というか、とにかくこれ急ぐとかんとかという問題ではない。いま直ちにでもこれはまず安全にするということを手を打って、慎重に手を打っておいで、あとで慎重であつたことは間違いないであつた、それくらい私は悪くないと思う。そういう点について、いま中野局長からいかに苦しい答弁だったと思うが、聞いたんですけれども、これは事母乳に関する問題ですからね。それだけ重大な問題を、農林大臣、あなたは所管をされているのです。公害問題これだけのさく言われている、だから私は先ほど来「目的」ところでもやましく言ったのはそこなんです。農林省のものの考え方というものを根本的に改めてもらわなければならぬ。まあ厚生省も同じなんですけれども、そこまで研究が進んでいないということなんです。

も、ぜひひとつ、この問題は非常に重要でございます。農林大臣からひとつこれは政治的な感覚でものを処理してもらってはいけませんから、私は大臣の見解をお伺いしておきたい。

○国務大臣（倉石忠雄君） 母乳に出てきているということは、たいへんなことだと思つて。それが、新聞の記事が技術的にも真実であると思つた。これは政府としてもたいへんなことであると思つて。そこで、公害対策本部というものもございまして、そこには厚生省はもちろん全面的に入つておるわけでありまして、そういう専門家たちに十分急いで研究してもらひまして、万端漏れなきを期してまいりたいと思つております。

○北村暢君 厚生省にお伺いしますが、先ほど申したように、この母乳の汚染の問題については、厚生省としても追跡調査なりなんなりやっておりますが、原因究明をしなければならぬというふうに思つて、これは確におくれているわけですね。一体これはどのくらいかかるとお考えですか。何かこう大臣のお話では、どこもみんな総合公害対策本部に持ち込んで、うやむやに何だかこうわからなくなつてしまふということでは困るのです。これはその厚生省の調査なり何なり、実際に母乳が汚染されたのかされないのか確かめて、それでなければ対処できない、こういうお答えのように聞かせるのですけれども、いままでやつてなかつたことが怠慢なんですか。しかもこの問題がいま始まつたことではない、予測されておつた問題なんです。それに対策がないのです、これ、検討をして対策を講ずる——まあ何もなかつたから、検討するより方法ないでしょうけれども、もっとこれはやはり、牛乳に対してこれだけ安全使用基準というもののついて配慮がなされたことは明らかなんです、これは。ところが母乳についてははなから安全使用基準をきめる際に配慮がされなかつたことに問題がある。したがってこの公害対策本部まで持ち込んでうやむやにするのではなくして、農林大臣は安全使用基準をきめる責任を持ってい

るわけですね。そのほかにも行政権限を持つているわけなんです。だから私は、ひとつこの母乳の汚染の問題について、安全使用基準と関連して農林省がいかなる対策を講ずるのか、明確にひとつ答弁してもらいたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) 対策本部に持ち込んでうやむやにする意思はちつともありませんで、政府が中心で、政府全体がそこに参加いたして、分裂のないようにいたそうというわけでありまして、十分各省の持つておる技術を動員いたしまして、いままのようないたことについては、研究をいたして、万遺憾なきを期するようにいたしたい、こういう考えであります。

○北村暢君 うやむやにしないということだけはわかりましたけれども、十分検討して確実につかんでから……。何年かかるのですか、確実につかむまで。これはごく簡単に一月や二月でできるのですか。いま、この法案を出すようになりましてから、農林省も厚生省も非常な努力をして許可基準を追加し、そうして安全使用基準をふやして、ここ二、三カ月の間に非常な前進をしているのです。それは、農林省なり厚生省の努力は、それなりに認める。わずかに二、三カ月の間にこれだけ前進しているのですよ。問題が出るというので、すぐまた手を打たなければならぬというので、また二、三カ月したらまた前進するかもしれないですね。大臣のおっしゃる慎重に、確実に資料を把握してなんというかが、それを待っていたんでは母乳の汚染はどんどん進む。しかも、これは農家の妊婦だけではないに、秋田においても農家と関係のない一般の市民の妊婦の方から、東京の妊婦の方から、こういうものが出てきた。ですからこれにすみやかに対処しないという、これは全国的な問題になってくると、これを見ざるを得ないのでですね。しかも非常に広範囲に出てきている。しかもそれは乳幼児で毒性に非常に敏感な問題で、これはもう緊急性という点からいって非常に緊急性のある問題だと思ふのです。ですから本部でもって確実に資料を検討し、結論を得てから

らというのでは、それが必要でしようけれども、一体どのぐらいの期間を見通してそういう御発言をされているのか、非常に心配なわけですよ。ですから、先ほどからその点を、私は大臣に政治的判断で答弁を求めている。緊急性についてももう少し具体的に応急措置なり何なりでとれないものかどうか、大臣の見解を聞いておきたいと思ふます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 技術者に研究をすぐしてもらふことでありますので、私ここでどうこうと言うことはできないわけでありまして、これはBHCが出てきたということでありまして、BHCはすでに製造を禁止いたしておりますので、どういう経路でどういうことになって新聞に出てきておるようなことになったかということにつきましても、もちろんやはり技術的にすぐ調査しなければならぬとおっしゃるよう、緊急にひとつそれは研究をいたしまして対処しなければなりません。このように考えております。

○委員長(園田清充君) これにて、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時四十六分開会

○委員長(園田清充君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き農業取締法の一部を改正する法律案に対し質疑を続行いたします。

○北村暢君 午前中に引き続き御質問申し上げましたが、まず牛乳、母乳の汚染の問題について、農林大臣の対処について御所信を承りましたが、この問題についてまだ残されている問題は、牛乳の汚染、母乳の汚染について、食品衛生上の許可基準というものがはつきりしていないわけですね。厚生省は牛乳について〇・PPMを目標に行政指導をしてきた。しかし国際的な基準からいえば、これは非常に高いわけですね。一体この牛乳の、農家の残留の許可基準というのは、いつごろきめられるのか。どういう段階になっているのか。そして

それまでの間、どのような対処の仕方で行政指導をされようとするのか。この点まずお伺いしたい。

○説明員(小島康平君) まず第一に、牛乳の中のBHCの基準でございます。これは今年度じゅうに、つまり三月末までの間に作成するというところで、現在作業を急いでおるところでございます。

それから、先生御指摘のように現在牛乳中のBHC含量を下げるために努力をしておるわけでございますが、国際的な基準というのはまだございましてはおりませんで、実は案が出ておるところでございます。実は牛乳というのは、直接に農薬を使用するわけではございませんで、結局牛が飼料として食べましたものからBHCがやってくるわけでございます。国際的に現在考えておりますのは、実際残存基準と申しまして、実際にどの程度入っているかという一つの尺度を定めようということでございます。それが日本の場合には、その尺度の案よりも相当高い数字が出ていたというような状況でございます。実はこれが、一昨年の末でございまして、それがこれが、一昨年の末でございまして、そういうことが発見されました。この問題にどう対処するかというところで、厚生省としては急遽食品衛生調査会等の専門家の御意見もお伺いした次第でございます。現在、WHDで定めております人体許容摂取量というものがございまして、それは、BHCを一生の間食べ続けていても問題ないという量を定めておるわけでございますが、その許容量というものは、動物実験の結果に對しまして相当幅広い安全率をもつてきめておるというところから、実は当時、牛乳から摂取いたしますBHC量あるいは野菜等から摂取いたしますBHC量を計算いたしまして計算いたしましたところ、通例のおとなの場合には許容量以内に入る。しかし、一部、児童のような牛乳をたくさん飲む場合を予想いたしましたところ、許容量をはみ出るといふようなことがわかった。ございまして、対策をいたしまして

は、こういうものを一生取り続けるということのないように、できるだけ早く下げてしまふというのが望ましいということでございます。その結果、農林省のほうにも御相談をいたしまして、BHCを根本から断ち切ってしまうということで、製造も中止され、また使用の面も、牛乳等にBHCがこないような御配慮をいただいております。ございまして、私どもとしては、こういった安定性の強い有機塩素剤、つまり、使いましたあとも長い間どろの中に残る。そして、それがいろいろな形でわれわれのからだに入ってくる。そして現在われわれのからだの中の脂肪の中にも相当蓄積しているわけでございますが、こういうものを一刻も早く下げてしまふためにはもとを断ち切らなければいけないということで、農林省のほうにも御相談して、BHCの生産中止、使用制限というような手を打っておるような次第でございます。いま御説明いたしましたように、牛乳につきましても対策をいろいろ立てておる次第でございますが、最近の情勢を見ますと、BHCの牛乳中の含量というものは相当下がってまいっております。状況でございます。

○北村暢君 母乳の関係については、どういうような状況になっておりますか。

○説明員(小島康平君) 母乳につきましては、厚生省といたしましてはどの程度の汚染が全国的にあるかという調査を現在進めておるところでございますが、私も、私も、根本的な問題といたしましては、この母乳中のBHCというものはいろいろな食べものから入っております。特にBHCの入ってくるものとを調べてみますと、実際の農作物中の含量というものは意外と寄与率が少ない。やはり牛乳とか肉とかいうものが主要なソースになっている。ございまして、これを下げれば母乳中の含量が下がるという大目標を立てまして、総合的に、先ほど御説明いたしましたように、もとから断ち切って、われわれの環境からBHCを少なくしていくことがやはり根本的な解決ではなからうかというところで進めておる次第でございます。

ざいます。

○北村暢君　そういう大まかな対策はそれなりに理解できるのですけれども、母乳の許容限度というふうなもの、これは国際的にも資料があるのかないのか。そういうものが検討されるべきものなのか。そういう必要がないのかどうか。牛乳において基準を検討するということがなれば、母乳に残留農薬の汚染が行なわれているということがはつきりすれば、当然これは許容の限度というものが検討されるべきでないかと考えられるわけですがね。これについては、現況はどうなっているのか。どういった検討がされておるのか。この点をお伺いいたします。

○説明員(小島康平君)　母乳につきましては、国際的にも許容基準をきめるという作業は行なわれていないものでございます。また、私もいろいろ資料を調べましたが、母乳についての資料というものはあまり世界的にないようでございます。で、私もやはり基準にいたしたいという、母親がどの程度までBHCをとって差しつかえないかという問題だと存じます。結局BHCを母親がとる量がどうございまして、母乳の中に排せつが多くなつてまいります。したがって私も私どもとしては、母親のとる食物というものを極力BHCを追いつけていく。つまり、日本人全体が現在BHCというもののわりあい高い濃度で暴露されているというところでございまして、これを下げて、とにかく日本の土の中、あるいはいろいろな農作物の中から追いつけてしまふ。これは、どろの中にあるものは大体BHCの場合には五年が半減期といわれておりますが、毎年分解して減っていくわけでございますが、私どもとしては、そういう環境から追いつけてしまふという形でこれを早急に減らしてしまふ、その場合、現在母乳の中にある程度高く出ているケースがございまして、もう、そういうものを、そういう形でBHCの摂取というものを一生の間続けなくて、もう数年でそれが終わってしまうという形にしますれば具体的な障害が出てこないという判断を

して、進めている次第でございます。

○北村暢君　いまの御答弁ですが、若干、新聞報道等から見ますという、心配な点が残るのじゃないかと思うのです。いま御説明ありましたように、母乳に対する残留農薬の汚染、これは日本でのきわめてまれな事態だろう。ほかでわかつていないことがわかつてきているわけですね。したがってデータもなければ何もないので、おそらく厚生省もたいへんこれはショックであり、あわてて検討をするという事態だと思ふのです。率直に言つて、そこでは、一生を通じての残留農薬のBHCの摂取量というのについて言われたのですけれども、新聞の伝えるところでは、一生もさることながら、乳児に与える影響は非常に敏感であるわけでしょう。何年かかかってこれが母体の摂取量を減らすということよりも、いま非常に高い数値で残留汚染が行なわれている。これが乳児に与える影響というのが非常に敏感である。これ一生だなんて言つていられない問題なんですね。そういうふうな新聞等では報道しておるわけですが、ですから恒久対策として考えられることは、私はまあ当然いまの説明で理解できるのですけれども、乳児の点についてはどうも認識がいまの説明では私は非常に不十分じゃないか、こう思うのです。ですからそういう面でも厚生省の取り組み方についても、どうも新聞報道等を見ましても、これに関連している国立衛生試験所の方々の談話的なものを見ましても、母乳汚染がいままで調査されなかった話で、調べれば他の地域でも秋田と同じようなケースが起るのではないかと、こういうことを予測しているのです。そして農家の主婦でなしに一般の家庭の主婦からも出てくる。これは非常に重要視してその原因がどうであるかということについて追跡調査しなければならぬ、こういうことです。これからされるということなんでしようけれどもね。しかもそれが非常に乳児に敏感に影響する、肝臓、腎臓等に非常に大きな障害が出てくる、こういう問題を取り上げておるわけですね。ですからこの問題は私は先

ほど農林大臣にもお話ししましたように、非常に緊急性があるし、そういう性格のものでないか、こういうふうな判断をしていますので、あなたのいまの説明では若干納得しないわけなんで、そういう面についての対処のしかたというものについて十分じゃないかと思うのです。見解をひとつ聞いておきたい。

(委員長退席、理事高橋雄之助君着席)

○説明員(小島康平君)　先生のおっしゃられるとおり、これは非常に重大な問題でございます。私も昨年の牛乳汚染の発見という問題が起りましたときに、これは非常に重大な問題である、ということ、これは全国的にBHCの汚染が広がっているということ、ございまして、つまりBHCの使用量がここ数年の間に非常に増大して、それがいろいろな形でわれわれの体へ取り込まれてきているということ、ございまして。ところが、牛乳が汚染したから、じゃかわりのものとされい牛乳はないかという、これは日本中汚染していてそういうことはできない。そして牛乳というものはやはり子供や何かの重要な食品であるという、このことをとめるということにいかない。とめるということがやはり子供の健康その他に重大な支障を与えるということ、ございまして、私も、早急にこれを引き下げる、BHCの含有量を引き下げることに問題が起らないといふこと、ございまして。母乳につきましても私も私としてはこれを早急に下げるということ、ございまして。そうして現在WHO等の定めておりますBHCの許容量というものは、これはやはり幼児、病弱者等も十分に考慮に入れた相当な安全率を加味した数字でございまして、私どもとしてはそういう面でも早急にこれを下げてやれば具体的な障害が起るおそれはないという判断に立っております。また従来ござい

を大量に含んだえきを与えますと、一週間くらいでその半分が排せつされてしまうというふうな資料もございまして、BHCを下げて、つまりわれわれの環境の中にあるBHCを下げて、そうして牛乳の中の含有量を下げ、肉の中の含有量を下げ、そういう手段をとってまいりますれば、やはりそれに並行してどんどん下がっていくということ、われわれは期待しております。先生のおっしゃる通りに、これを直ちにやめてしまふというふうなことができればよろしいわけでございますが、私どもとしては、それを断ち切つて早急にこれを下げるということが可能な手段であるというふうな考えを尽くしておる次第でございます。

(理事高橋雄之助君退席、委員長着席)

○北村暢君　そこで、いま申したようにDDT、BHC、それからリン系、有機リン系、有機塩素系の農薬は、生産中止あるいは使用を中止するというような方向で進んでおりますから、近い将来においてBHCが検出されることも少なくなつてくる、これはおっしゃるとおり理解するのです。そこで、現在までのある農薬の使用においては、最も安くて一番きくBHCが製造中止になつて、農薬を開発しているというのでありますけれども、事実に限るといふのであります。農薬の使用量は約五〇何％か、半分以上は稲作に農薬が使われているわけですね。そうして稲にきくDDT、BHC、ドリノ系、こういうものが使用されないということになつて、有機リン系のEPNが使われるように、これだけは稲に使つてもいいやうになつておりますね、それですから、一番安くて一番きく農薬が使えなくて、他に求めるといふことになれば、これは有機リン系のEPNに集中してくるのじゃないかというふうな考えられるわけなんです。農林省の安全使用基準について、EPNについては、規制はしておりますけれども、使用することになつておる。したがって今後における農薬の中に占めるEPNの比重とい

うのは非常に高くなるのじゃないかというふうに思われます。

ところで、きょうの新聞に出ました中学生の集団高血圧というのは、この原因が有機燐剤なんですね、有機燐剤である。しかも若年者の高血圧というのは、これはきょうの新聞によるとは埼玉県の百間中学校なんですから、これは各地に若年者の高血圧というのが出てきている。こういう問題が出てきて、しかもこれが眼底検査の結果、目に障害が出てくるわけですね。次から次とこのふうにいわれておるわけですね。これからこの農業についてという問題が出てきて、これは結局この稲作については使う農業が非常に限定されるようなことになってくるし、低毒性の農薬の開発もやっておるが、一体こういうふうに生産中止——BHC、DDTの生産中止、さらにパラチオンはもうこれは登録まで抹消しておるという状態になってきますという、今後稲に対する農薬というのは、どうもこの資料で見ると、EPNが主役を占めるように考えられるし、それがまた今度の中学生の集団高血圧の原因になっている有機燐剤というものです。そういう点について、これは今後稲に対する農薬についてどういうものが考えられるのか、指導をどういうふうにされようとするのか、この点をひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(中野和仁君) その稲について申し上げる前に、ちょっと全体の概略を申し上げておきたいと思いますが、いま使われている農薬で残留性の多いものというのは全体の有効成分の割合でいいますと四割です。出荷額でいいますと大体一五%、慢性毒性が大きいといわれておるものは有効成分の割合でいいますと全体の約三%、それから出荷額で一七%ということになっております。したがって全農薬が全部あふないということではございません。一部でございます。

そこで、いまお話しのパラチオンが、これは製造をもう禁止をいたしまして、それから登録も返納させたわけでございますが、これはパラチオン

にかわりまして世界的にも評価されておりますスミチオンという代替農薬がもうすでにできております。これを非常に使うようになっております。

それからBHCにつきましてはすでにデナボンあるいはネオパールとかカーバメート剤、これは慢性毒性が小さくて動物の体内には蓄積されないというものが開発されておりました。それを使うというふうなことで、いまお話しのようなBHCが安くてよかつたのがなくなるといふことでございますが、それにあわせて代替農薬についてすでに研究も進んでおりますし、実用化も進んでおりますので、当面稲作には支障があるというふうにはわれわれ考えておりません。

○北村暢君 EPNについてはどうなんでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) EPNにつきましては食品の残留許容量がきめてありまして、これはすでに安全許容量基準をつくっておりますので、それほどふえてくるというふうにはわれわれ考えておりません。

○北村暢君 使用量についてはどうなんでしょうかというのを聞いています。

○政府委員(中野和仁君) 今後の傾向としてはふえるよりもむしろ減る見通しを持っております。

○北村暢君 そうしますと、きょうのこの問題になりました中学生の集団高血圧、これが有機燐剤というものが原因だろうと、こういうふうにいわれているのですが、この問題についてはどの程度いままで国立衛生試験所等において検討がされておるのか。これも先ほどの農林省の話でも、どうもこれが農薬のせいであるかどうかというところがはっきりしないというふうな点も若干伺ったような気がします。この問題は非常に各地であるようにですね。しかもこれはあちこちで集団検診をやった際に出てきている問題で、若年の高血圧なんでしょう。これは昔はなかったのでしょうか。最近非常に多く出てきている。しかも十五、六歳というふうなほんとうの中学生、高校生というふうなところにも多く出てくるのです。こういう問題について、あちこちにあることはわ

かっておったのでしょうけれども、厚生省の国立衛生試験所等でこれに対応策があったのかないのか。それからまたそういうような点について厚生省としては今後、こういう問題がどんどん出てきているところを見ますという、これもまた早急に対処しなければならぬ問題のようです。と同時に、この有機燐系のパラチオン、テップ等は先ほど話がありましたように登録も抹消しているというのですが、まだ先ほど言ったEPNというふうなものがある有機燐剤として使われておる、残っております。この許容量基準というものが示されたわけですね、そして農林省もこれに対応して安全使用基準というものをきめておるのですが、こういうものを検討する際に、当然この若年者の高血圧の問題等もあるということがわかっておいて、それが今回追加されたのかどうか。そこら辺の事情、そして今後のこれに対する対策等についてお伺いしたい。

○説明員(小島康平君) 有機燐剤の問題につきましては本年の六月にやはり東大眼科の石川先生が目の奇病に關係があるという御発表をなさいました。私も直ちに石川先生に御連絡をとりまして、食品衛生調査会の専門学者と御一緒に検討を行なうていただきました。その結果、どうもはっきりしないが目の奇病は農薬に由来するものであるというふうなことに意見が大体まとまったわけですね。そしてその農薬がどういうふうなわれわれのからだに影響するかという問題につきましては有機燐剤は非常に分解性が高いために食品にはほとんど残らない。おそらく環境汚染でそれが直接にたまたまからだに付着するとか、そういう間接的な影響があるんじゃないかというふうな考え方が大体よろしいのではないかと結論いたしました。これは農薬が環境汚染等を通じて影響を与えるのは農民の方が一番大きいというふうな考えまして実は予算の要求をいたしまして本年度二千万円という研究委託費をいただきました。これを農

村医学会のほうに実はお願いいたしまして、農民の健康と農薬の關係というものを願しておるわけですね。その中にこういってような問題の追究をお願いしております。実は長野県の佐久病院を中心としたしまして現在研究が行なわれている次第でございます。こういう研究につきましては実は広くやはり農民の方の健康調査、それから長い間の追跡調査というものが必要でございますので、早急にその結論を待ちたいというふうな考えでおる次第でございます。そうして、私どもとしてはこの有機燐剤というものが食品の中には残りますが、そういう環境汚染で人体に影響があるという問題につきましては、これが不断たとえばわれわれのからだの中の酵素に關係のありますコリンエステラーゼというふうなものに継続的に影響がある。それが影響してくるのではないかと、こういうことでこういうものは使用の際に農民の方々がそれに接触しないようなやり方というものを考えなければいけないんじゃないかというふうなことで農林省のほうとも御相談をしておる次第でございます。農林省のほうにおかれましてはもうこういったものの使用につきまして今後ともいろいろと、たとえば集団防除の実施等につきまして御配慮を賜っておるというふうな承っております。

○北村暢君 いまの説明からも、これは口から入るのじゃなくて大気汚染からの關係だと、こう言っている。確かにそうらしいので、これはやはり空中散布の問題があるのです。そこでこの従来の使用基準等を見ますという、使用の方法や収穫前の使用の禁止の期間あるいは使用回数制限というふうな問題がこの安全使用基準として農林省ではいろいろ決めておるわけですね。で、現在非常に技術が進んでまいりまして農薬をヘリコプターによる空中散布をやる、これがだんだん普及してきているわけですね。そこでやはり空中散布していい薬とそうでない薬とを区分してこれを安全使用基準の中に入れるべきでないかというふうな感じがしているんです。この空中散布をするとき

には、その気象条件なり何なり配慮をして、目的のところに散布するようにもろんやるのでしようけれども、これは機械なり手でまくのと違って、ヘリコプターでまくのでありますから、どうしてもこれはや高いところからまく結果になる。したがってこれは風の吹きようでもって吹きだまりも出れば、予定しないところまで行ってしまふというところは起こり得るわけですね。これは先ほど来お話のありました林業関係の除草剤をまくのにも、いまだんどんヘリコプターを使っているわけですが、したがって、これは風のかげんで予定のところへ行かないで、ほかへ行ってしまうたりしていろいろ被害が起こったり何なりしているわけなんです。したがって、この安全使用基準というものの、空中散布の問題について、私はやはりぜひ考えるべき筋合いがあるのではないかと、こう思うのです。いま有機剤の問題も、口から入るのでなくて、大気汚染によって起こる可能性が多いというのですから、そうしなければまずこれは空中散布等については不適当と、こういうことにならざるを得ない。それに対する規制というものは何もありません。これは私は一考を要する問題だと思ひますが、見解を聞いておきたい。

○政府委員(中野和仁君) お話のように空中散布が、農業生産の合理化の面から非常にふえてまいりました。農林省といましては、農林水産航空事業促進要綱というものをすてつくりまして、それに基づいて実施要領をつくり、かつ実施基準までこまかくつくりまして、現在実施をしておるわけでございますが、その場合に毒物のような毒性の強い農薬は使わないように、すでにそれは使用させないというふうに禁止をしております。それから、散布時に公衆衛生問題があり、あるいは先ほどからお話の出でおりますようないろいろ飛び散つての被害ということがございますので、そういうことの予防措置は十分とった上でやる。例をあげてみますと、まきまきときには地元の全体了解をとるということを前提にしてやっておるわけでございますが、なお、葉の面から言

いまして、粉をまきまきと、かなり飛び散るといふことがございますので、たゞいまは粒に変えていこうといふことで、かなり実用化も進んでおります。専用の散布装置が開発されれば、大幅にそれは変えられるのではないかと、いふふうに考えておるわけでございます。それから、なお、市街地周辺ではすでに使わせないという指導をいたしております。

そこで、それじゃ今度の法案にそういうことがないではないかというお話でございますが、先ほど申し上げましたように、非常にあぶない葉はもうまかせないといふことにまずしまして、そのために今度の法案の改正で、たゞいままでは安全使用基準をつくっておりますのは、それは食品残留関係だけで、農林省と、厚生省の残留許容量に依りて安全使用基準をつくっておりますけれども、今度は、それはありませんで、それ以外の農薬につきましても必要なものについては安全使用基準をつくって、それを守らせるといふ方法をとりたい。したがって、航空防除の場合は、特にこの問題が、御指摘のようなこともありますので、農林省といましては、当然、安全使用基準をつくってやるということになるわけでございます。

○北村暢君 いまの安全使用基準をつくって空中散布をやる場合、特別にその行政指導をやつていくといふことのようにですが、これはやっぱり、せつかく農薬の残留に関する安全使用基準というものを出すんですから、ここに空中散布についての一項を入れたって何にもおかしくないんです。これは該当するものがあるかないか、それはわかりませんけれども、ですから、その上になおかつ安全を期する意味において、行政指導において使用法など何なりを詳しく指示、指導するといふことは、これはあつて差しつかえありませんけれども、私は、この安全使用基準の中に、やはり空中散布について、これは非常に大きな要素なんだから、一つ入れておくといふことは――まずこれに入れておいて指示をするといふことは検討して

いと思ふんですよ、これ。何もこれは法律でも何でもないんですからね。ですから、親切なのは、行政指導その他は親切なほど、丁寧なほどいいわけですから、間違ひ起こらないようにすべきなんですから、いま有機剤の点から言つてもそういうことが考えられると思ふんです。

それからもう一つ、これは希望としていまは申し上げておきますから、ひとつ配慮していただければけっこうです。

それは、先ほどの厚生省の方の御答弁で、これは農民に多いんだらうと、こう言うんですけれども、農民は農民かもしれぬけれども、子供さんなんですよ、これ、かかっているのは。だから、直接農薬の散布に携わっていない中学生とか高校生とか、まあたまたま農村地帯だから、関係あるんだらうといへばそれだけでも、そういう人にも多いわけですね。だから、これもまたわれわれの常識の範囲で、中学生とか何かの集団の高血圧なんといふのは、これは非常にショッキングな事実ですね、これ。

ですから、まあいろいろ御説明ありましたから、もう時間も時間ですから、私はこれ以上申し上げませんけれども、これもどうも事実ができてからあつて対策を講ずる。これは、厚生省、非常にお得意のところ、常にそうなっているわけなんですけれども、一般の被害をこうむっている者から言わせれば、これはたいへんなことなんです。ものが起らなければこれはやらない。これはもう何回も繰り返して言っているんですけれども、そういう事態、非常にこれは遺憾だと思ふんです。しかも、将来性のある中学生の集団高血圧、しかも場合によつては失明をするといふようなことでは、これはたいへんな事態でありますから、これもすみやかなる対処をお願いしておきたいと思ふんです。

次に、作物残留性農薬、それから土壌残留性農薬、水質汚濁性農薬、これも政令で指定するようになっておられるのが、この点御説明願ひたい。

○政府委員(中野和仁君) ちょっと御答弁する前に、先ほど空中散布の話がございました。たゞいまつくつております安全使用基準というのは、これは食品中の残留性の分しか農林省はつくつておりませんが、今度改正法案が通りますれば、われわれはそれをもとにいたしまして、当然空中散布の問題につきましても、必要な安全使用基準はきちつとつくるつもりでございます。

たゞいまお尋ねの指定農薬を政令でどうするかという問題でございますが、これは作物残留性のものにつきましては、現在考えておりますのはBHC、DDT、エンドリン、砒酸鉛でございます。これは有効成分で分けますと四種類でございますが、乳剤、粉剤、剤型で分けますと十二種類になる予定でございます。それから土壌残留性のものにつきましては、有効成分で二種類、剤型で二種類、アルドリノとディルドリンを指定したいと考えております。水質汚濁性農薬につきましては一つでございますが、剤型といまして二種類、これはすでに現在指定農薬にしておりますPCP、これを指定したいといふことを考えておりますが、この問題はいろいろ先ほどから御指摘がございまして、科学的な研究が進むに依りてまたこれは当然追加になるといふふうに考えております。

○北村暢君 いまの作物残留性農薬等の政令指定の予定の品目をお伺いしましたが、その中に砒酸塩、PCPといふのは入るのでしょうか。それからまた今度安全使用基準が設定されますと、EPN、それから有機砒素剤等は考えられるのか、考えておられないのかどうなのか、この点についてお伺ひたい。

○政府委員(中野和仁君) 先ほど申し上げましたように、作物残留性農薬として砒酸塩は指定をするつもりでおります。たゞいまお尋ねのEPN、有機砒素は、たゞいまのところはまだ指定農薬にするところまで考えておりません。

○北村暢君 EPNと有機砒素は作物残留性が低い、こういうことなのでしょうか。考え方として

ですね、厚生省の残留農薬許容量というものがきめられ、それに対応して安全使用基準というものをきめた。農薬については、やはり指定農薬として取り扱ったほうがいいのではないかと、いろいろに思われるのです。今度、E P N が新たに安全使用基準がきめられるわけですが、これについてですね、有機砒素剤、E P N、これをやはり残留性が低いという程度のものであるならば、やはり政令で指定すべきでないか、そうして残留基準がきめられて許容量がきめられ、安全使用基準がきめられるのでありますから、使用についても、政令で指定することによってこのやり使用の方法等について厳重にやはり指導がなされる、そういう意味において、このE P N、有機砒素剤というものを指定して、政令で指定をして取り扱うべきではないか、このように思うのですが、いまのところE P N、有機砒素剤は考えておらないというのは、作物残留性という心配が全然ないから指定しない、こういうのかどうなのか。若干でもあれば指定して使用を規制するほうが妥当である、このように思うのですが、いかがですか。

○政府委員(中野和仁君) 今回の法律体系といたしまして、結局人畜に被害を与えるようなものは初めから登録は保留をするなり、事後でも取り消しをするというのが一つの段階。その次の段階が、使用法にかんによりましてはかなり問題があるというものについては指定農薬にする。それから、そこまではいかない普通の方法でやっておれば、安全使用基準を守ってやっておれば問題はない、というのは安全使用基準によってやらしたい。こういう三つの段階にわれわれ考えておるわけでございます。ただいまのところE P Nにつきましては、われわれわかつておる範囲では残留性は大きくはないというふうに見えております。

それから、御指摘の有機砒素につきましてはほとんど残留はしないというふうな考えておりますので、先ほど申し上げましたように、安全使用基準を守って農薬の使用をすればそれでいいんではないかというふうに考えておるわけでございますが、これはたまたまでございますが、E P N は非常に残留性が強い、農家の安全使用基準だけでは無理だということになれば、当然後ほどまた指定をするということになるかも知れませんけれども、現在のところはそういうふうな判断をしております。

○北村暢君 この点は後ほど理事会でもはかつてもらって、どうもいまの局長の答弁では若干納得しませんので、ということとは、E P N が現在のところは農家の安全使用基準にまかして差しつかえない、政令に指定するまでもない、こういうことのようにですが、全然農作物に残留性がないということではないし、大事をとる意味においても残留許容量を厚生省がきめ、安全使用基準を農林省がきめるという農薬なんですから、しかも、非常に教ある中から危険度の高いものから指定してきているのでしょうから、また条件のわかつていないものから指定してきているのでしょう。この少ない安全使用基準をきめたものを、農家の使用にまかしていい——これではやはり消費者は若干納得できないのではないですか。私は、若干でも残ればこれに指定をして、政令できめて、そして使用を厳重にやらして安心させるという意味において私はこの使用の面からいえば消費者の面から安心する面において行政的にプラスするのじゃないか、このように思うのです。ですからどうもいまのところはそうだけれども、将来危険であれば入れることもあるという程度のものであれば、この少なくとも厚生省の許容基準量が示され、安全使用基準をきめた、これ以外の農薬もたくさんあるわけですから、せめてこれだけ政令に全部乗ってきたということになれば一番行政的にも単純に説明できるのではないかと思うのです。そういうそれすらも必要ないというならばこれは問題外ですけれどもね。そういう意味においてこれの取り扱いについてはひとつ理事さんのほうであとで取り扱いを協議していただきたいと思っております。それで質問はその程度で省略をいたします。

たします。それから次に最後に防除の組織の問題についてお尋ねいたしますが、先ほど法案の修正がなされて、防除組織についての修正があったわけでありまして、現在の防除員は植防法第三十三条かと思いましたが規定されているわけです。それでこの防除員を今後の農薬使用上の防除の事業に使っていくという考え方があるようですが、この植防法の第三十三条の防除員の性格というのは病害虫発生予防的な端緒をつかむということにねらいがある。当初はそういうですね。ですから農薬全体についての防除組織とは若干性格が違っている。当初の目的とはだいぶ違ってくるのではない。いわば病害虫発生に関連しますからそれらに関する農薬の使用等についてはもちろんその効果、薬効なり何なりの指導、予察、そういう面において指導するというのはあれであります。農薬全体ということになれば、これは除草剤まで含むわけですね。さらに今後農薬の考え方が天敵まで含めてこう考えるということになってくるというふうになれば、これはだいぶ性格が違ってくるのじゃないかと思うのです。そういうふうな思いますが、現在のこの法律の規定のままの防除員で今後の農薬取締法の防除組織として末端の組織としてこれを使っていくということについては矛盾はないのか、さらにこの防除組織等について防除員など指導に当たっている者が一万八百名おるようですけれども、今後の組織についてどのように考えておられるか、この二点。

○政府委員(中野和仁君) 防除の問題でございますが、御指摘のように植防法の第三十三条では発生予察ということばをあげております。経過的には発生予察という面が中心でありましたけれども、先ほどからる御議論ありましたように、いろいろ問題が起ころうとします。そこで、われわれといたしましては防除員を中心にやっぱり末端の防除体制が確立してございまして、農薬の取り締まりの面での制度が幾ら整備されました、これはむだであるかも知れません。そこで、当初は稀

を中心としての制度でございましたけれども、この予察事業そのものも果樹の方向、あるいは蔬菜の方向までかけてきております。と同時に防除員を中心に毎年講習会をやります、その場合に単に予察のことだけでございまして、この法律にもございまして「その他防除に関する事務」、非常に事務ということばがまあ何と云いましようか、こういう事務ということばでございまして非常に低く見えますけれども、これはわれわれは業務と読みまして非常に広範な職務指導をさせるための講習会等もやっております。

そこで、もう一つの問題は、単に一万八百人の病害虫防除員だけではもちろん末端まで浸透いたしません。やはりできますれば共同防除の方向に持っていくべきだということで、過去から農林省もいろいろの手を打ってまいりましたけれども、最近三カ年におきまして共同防除の指導に相当な予算措置も講じておる。それが一応ことしで終りましたので、なお来年はそういう防除組合等を中心にして安全管理施設についてたとえいろいろな助成でございましてとか、あるいは農薬を使いましたあとの容器の始末をさせるための焼却炉もつくってやるのか、そういうようなことを考えております。

先ほど最初に申し上げましたようにやはり末端での防除が病害虫防除員、それから県にありまして末端に配置されております農業改良普及員、それから農協の営農指導員、共済組合の防除担当員、こういう方々が中心になります、できるだけ農家に農薬が適正にかつ安全に使われるような指導をすべきであるということとわれわれ考えて、またそういう方向で努力をしたいと思っております。

○北村暢君 これで終わりますが、最後にいまの防除組織の共同防除その他の考え方についてはそのとおりだと思っておりますけれども、これもせっかく残留許容量、安全使用基準、これをきめて指導するわけでありまして、使うのは農民なわけですね、末端の農民、非常に訓練された共

同組織、共同防除であれば、あまり問題は起こらないのでありますけれども、農業でありますから個々の農家がこれは水田、果樹その他で必ずしも共同防除のみとは限らないわけですね。個々の農民が使う場合がある、多くあるわけですね。その場合に確かにBHCはもう使ってはいけないという指導がされている。しかし許容基準もある、水田には使わなかったけれども、ほかのものに使った。もう生産も中止しているのだから使っているということがある。この許容基準なり何なりに違反して使うということはある得ることだと思ふんですね。そういう面についての監視的な機構なんというものはないわけなんですね。しかもそれはかなりでなしに、農業による事故というのが非常に多いですね、そういうような面からいって、使用方法等について、末端教育するのだが、実際にそのように行なわれているかどうかというのを確かめる方法というものはない。あくまでも指導行政としてやっているということでありませう。

これではやはり問題になるのは、事故が起きない場合はそれでいいわけなんです、事故が起きた場合に、一体実際に使用基準なり何なりに基づいてやったかどうかということ、これは問題になるんだらうと思ふんですね。これは、いやそのとおりやりましたと言え、これはなんの証拠もないということになるのです。そういう面における安全性についての監視機構というふうなもの、もちろんないわけなんです、そういう面についての指導なり対処の方法なりというものはどのようにになされているのか、これだけお伺いして私の質問を終わります。

○政府委員(中野和仁君) 本来農業を使う農家が、まずまず先にその辺は全部注意しなければならぬはずでございます。農業の表示についても、いろいろ注意事項が書いてあります。それをまず守っていただくのが第一番だと思ふます。それから二番目の指定農業につきましては、販売店におきましても譲渡先を、どこだというふうな今度の法律改正でこれは明確にして、帳簿につ

けておきまして、三年間保存しておくという措置もとっております。それから衆議院の御修正によりまして、指定農業につきましては、できるだけこれは病害虫防除員、それから改良普及員、その他知事の指定する者の指導を受けなさいということにしております。

もう一つの面では食品衛生との関連で、食品衛生監視員がその辺の監視はしておられるということになるわけでありまして、われわれとしましては、あらゆる面を通じてそういうことが農家に徹底するようにいたしたい。これはつけ足してございますが、大体ほとんどの県でも、農家まで徹底するように、防除ごみ等をつくりまして、全部配付しております、まづ先にわれわれとしましては農家に、農業の使い方の自覚といひましようか、それを求めるのを前提にしました上の指導をしていくというふうなことを考えております。

○宮崎正義君 午前中からいままで引き続きまして論じられてまいりましたその中で、なるだけ重複を避けるようにしていきたいと思ふますが、大事の点につきましては、やはり念のためにたださなければならぬところはないかと思ふと思つておられます。したがっていましてその第一条の目的の考え方についてであります、農業取締法の一部を改正する法律案の提案理由の説明の中に、大臣も、「わが国の農業にとりましては、その生産を安定させる上で農業の使用は欠くことのできないものであります、反面、近年において農業散布中の事故の発生や農作物等への農業の残留等の問題が生じてまいりました。」さらに提案理由の補足説明で「農業取締法は、農業の品質の保全を目的とした取締規定を主たる内容として昭和二十三年に制定され、今日に至っているものであります、最近における残留農薬対策の重要性にかんがみ、残留性の著しい農薬についての取り締まりの強化等に関する規定を整備することに伴ひ今回本法の目的規定を新設することとし、農業取締法は、農業の安全かつ適正な使用の確保をはか

り、このように補足説明でもいわれておりまして、二十三年の七月一日の農業取締法、さらにはこの第一条に付属した事項になるわけでありませうが、この農業の問題につきましては私が五十一国会、すなわち四十一年の三月の十六日の本院の予算委員会におきまして質問をしております。さらに、この農業がいかに大事な問題であるかということも考えまして、昭和四十三年五十八国会においても取り上げまして、その折には農業の権威者ともいわれております東京歯科大学の上田教授を参考人として招きまして、かなりこまかくこのことも政府にたてました。この時点においてこの農業を、法を改正したならば今日この公害問題が起きてくる時点において論じられることもなく一歩先んじてやれたはずであります。この予算委員会が私に問いましたことについて、総理大臣及び農林大臣、政府委員の方々が回答をいたしております。その会議録を大臣はお読みくだされたでしょうか、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) このたび改正案作成の途中で、いろいろそういう御意見のありましたところを調べたことはありますけれども、いまそのときの速記録を記憶しているかどうか、それははっきりいたしておりません。

○宮崎正義君 私は少なくとも現総理大臣が答弁をいたしておられます、またその当時の農林大臣、また五十一国会、五十八国会と農林大臣がずっと日本の農業を担当しておられ、そしてまたいま農林大臣はおかわりになったというものの、対日本の農政というものは一貫してどうしていかなければならぬのかという、そのビジョン、未来性という総合農政の立場の上からどういふことが案議され、そして運行されてきておるか、実践面においてどういふような変化をしてきているか、どういふ進歩をしているかというふうなことを、私は当然大臣の立場としておやりになるのがほんとうじゃなからうかと思ふのですが、この点いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) それはお説のとおりに存じます。

○宮崎正義君 いまのことを局長にお伺いします。

○政府委員(中野和仁君) 私たちも当然宮崎先生のお話になります、こういうふうな農業をめぐるましているいろいろな問題が起きてきておりますので、それを農業の面からできるだけ安全無害な農薬をという意味での適正な使用、それからその他の制度をつくっていくという、そういう気持ちで今回この改正案を提案したわけでございます。

○宮崎正義君 私のお伺いしているのは、当時私が質問をいたしまして政府で答へになりましたその点がどのように進捗しておるか、実際の担当をやっておられる局長のほうからこの点はこういうふうになつていっていると言われるようなことがあつてしかるべきだと思ふのですが、たとえば低毒性の問題につきましては、こういうふうな劇物あるいは毒物あるいは指定毒物というふうな位置づけといひますか、そういうものの対するいわばそれをどういふふうに取り扱っていくのかというふうなことも質問をいたしております。一つの例をあげればそういうことであります、またさらにはいろいろありますが、天敵の問題等についても、当時の四十三年と今日の状態ではどういふふうな運びになっているかというふうなこと等について、お気づきの点があれば言っていたきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 宮崎先生の当時の発言、私、申しわけありませんでしたけれども、そのものを直接読んでおられませんので、あるいはいまのお尋ねと趣旨が違ふかも知れませんが、まず一つ、低毒性農薬の問題につきましては、当時御指摘になった——私もたゞいま考えまして、そのとおりだと思ひます。農林省としまして、できるだけ低毒性農薬の開発促進というのはいやうな進め方ではない、またそういう方向でひとつ進めてきております。

それからもう一つは、四十三年から残留性ある

り、このように補足説明でもいわれておりまして、二十三年の七月一日の農業取締法、さらにはこの第一条に付属した事項になるわけでありませうが、この農業の問題につきましては私が五十一国会、すなわち四十一年の三月の十六日の本院の予算委員会におきまして質問をしております。さらに、この農業がいかに大事な問題であるかということも考えまして、昭和四十三年五十八国会においても取り上げまして、その折には農業の権威者ともいわれております東京歯科大学の上田教授を参考人として招きまして、かなりこまかくこのことも政府にたてました。この時点においてこの農業を、法を改正したならば今日この公害問題が起きてくる時点において論じられることもなく一歩先んじてやれたはずであります。この予算委員会が私に問いましたことについて、総理大臣及び農林大臣、政府委員の方々が回答をいたしております。その会議録を大臣はお読みくだされたでしょうか、いかがでございますでしょうか。

いは毒性の問題についても、これは法律にはございませぬけれども、行政指導といたしまして、これを新規の登録にはそういう試験書をつけさせるということをやつてきてまいっております。

それから天敵の問題につきましても、われわれのはうの農林水産技術会議のはうでいろいろな調査研究をその後進めておりますし、現在、ことしから行政面といたしまして、ミカンにつきましてももうすでに天敵の実用化を始めるための予算を組んでおりまして、来年もこれを継続したいというところで、低毒性の農薬あるいは天敵も含めた総合的な防除体制の整備ということ、御指摘のような方向で進んでおるとわれわれは考えております。

○宮崎正義君　そこで、午前中から論議されておりますが、公害対策基本法の改定をされるにあつて、経済の健全な発展との調和がはかられるようというところが問題点となつておりました。その面から取り上げて考えますと、農産物の安定ということについては先ほどまで論議をされておりましたけれども、明らかに農薬の毒性に関する問題があると言われておりました。この毒性なり残留するといわれているものの毒性があつても使用しているじゃないか、こういう点から考えていきますと、安定というのはそれを安定とするのか、人為的なか、あるいは農薬自体ということをやっているのか、安定ということについての私は大臣からの意見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君)　この農薬の種類や使用量の増加に伴ひまして、毒性の強い農薬がありまして、そういうものを散布、使用いたしますときに、途中で中毒事故や食品中の残留農薬による国民の健康への影響など、たくさん問題が出てまいつたわけでありまして、こういう農薬の關係いたしておきます問題の環境の中で、今回農薬取締法の一部を改正して、毒性それから残留性等についてきびしい検査を実施いたしまして、危険な農薬を排除し、あるいは一部の農薬について使用をきびしく規制をいたす、こういたしましたこと

は御存じのとおりであります。こういうことによつて人畜に対する危険のない、無害な農薬の生産と、安全かつ適正な使用を確保して国民の健康の保護をはかる、こういうことを私どもは法の目的といたしておるわけでありまして、他方、国民に必要な食糧を安定的に供給する上で農薬が欠くべからざるものとなつておる事情をも考慮いたしまして、これら安全無害な農薬をもつて農産物の安定をはかつてまいりたい、先ほど北村さんにも申し上げましたように、同じ産業でありましてもほかの工業などと違ひまして、農薬を守ることそれ自体がやはり環境を守ることであり、緑を守ることによつて、われわれ人類に必要な酸素を供給することができるとございまして、農薬も安定し、同時に先ほどお話にもありましたように農産物の生産、そういうものもいまの安全を確保し得る範囲内において的確に使用されることによつて安全性を確保するのではないかと、こういうことを考えながら私どもは本法の目的といたしたい、こう思つておるわけでありまして。

○宮崎正義君　大臣のいまの御答弁が、ちょうど私が四十一年の三月の十六日の五十一国会のときに取り上げました。勘定してみますと五年間経過しておるわけでありまして、その五年間経過しておりますことがいまやつと御答弁があらはれたような形になつてきているわけですが、いづれにいたしましても農薬それ自体を維持すること、そのことがまた国民の生活を維持することであるというやうなお話ですけれども、この取締法が、当初私たちが質問をしたときから考えてみまして、なぜその当時にこのように真剣に取組まなかつたのか。先ほど北村委員と大臣との間のお話の中にありました技術者が技術的にやるのであるから、またその技術者に緊急的にやらせるやうにするんだと、こういうふうな答弁もあつたやうに思ふわけですが、なぜ政府は四十一年に取り上げましたこの重大な問題をいまのような真剣さで取組まなかつたのか、そこに大きな私的禍があつたやうなことをしめしめと感ずるわけでありまして。した

がつてその当時から考えますと、この安定ということが保たれていなかった。すでにまたいま——私は方々を歩きました。私の承知しているところでは、まだ農協にもどつたり使用禁止の指定されている農薬が倉庫にもありますし、また農家にも保存をされております。聞くところによると、いまのところは使用する農薬がないからこれを使う以外にないんだと言つて渡されたやうなところにも聞いておりますし、現に使用しているところにも私は行つて見ております。こういう実情にある状態をなぜそのまゝ——この公害問題というものが起る前に適切な指導がされなかつたか、この点を非常に遺憾とする次第であります。したがいまして、多少の毒性、すなわち低毒性のもので、今後の農薬に使用していくのかどうかということになれば、安定ということ、今日までの事実が立証している点から考えても、農薬が安定するためには国民の健康ということがあつたことになるんじゃないか、このやうにも考えられるわけですが、したがいましてくだいようであります、この点についても一度明確にしたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君)　公害問題につきましては、わが国は終戦以来とにかくお互いがあやうて、たまためのめされた敗戦のどん底から立ち上がつて、お互いの国を興し、お互いの生活を盛り立てようというところで、なりふりかまわず一生懸命で働きました。それが今日わが国のやうな成功になつたと思ひます。したがいまして、おそろしく日本人はとんだが他を顧みないやうな経済復興に全力をあげたことだと思ひます。しかし若干安定してみますというところ、いろいろな問題が起きてきております。そこで政府は決して——いまお話しのように私も自分でしてもとと早くやるべきではなかつたか、これはもうさうだと思ひます。しかし私も、たとへば終戦のとき台湾から軍隊の引き揚げ船で引き揚げて来ましたが、鹿兒島へ上陸したんであります、アメリカ軍はわれわれを並べておいてまっ裸にして頭からDDTを

まきました。私は化学工業会社の社員でありましたけれども、これは何であらうか、こんなもので消毒ができるならば、これはいい金もうけになるなと思つておりました。やがて東京にたどりついて、私のつとめておりました会社はソーダ会社でありますので、DDTを大量に製造いたしました。つい最近までやりました。しかし、そのころは化学のほうをやつた技師がたぶんおつたのでありますけれども、このDDTについて、いまほどの毒性についてはだれも何とも言ひませんでした。ところが最近になって、たとえば、大掃除なんというときには新聞紙を敷いて、DDTをまけつて、長い間教えておりました、だれもふしぎに思ひませんでした。私もはそういうことを考えてみますと、われわれの知恵が足りなかつたのかもしれませんし、そういう点は不勉強であつたのかも知れませんが、そういうことで、残念ながら、ことにわれわれは化学的にはしつとでございまして、いま一つDDTの例を申し上げましたけれども、諸般の問題にやぱりさういふところがあつたと思ひます。しかし、おそろしくこれは今日のように政府全体として対策本部をつくつて、たまたまお話しをいたしましたやうに全力をあげて公害を防止しよう。いまは日本だけじゃございせん、人類は地球を守ろうと言ひ合つております。ほつておけば、地球の生物が死滅するかもしれません。そういうことのないやうに、われわれは自分の分担の限りにおいては少なくとも早くやろうと、こういうことで、とりあへず今度の十四法案のものをお願いいたしておるわけでありまして、これで満足いたしておるわけではございせん。皆さま方の御知恵も拝借し、さらにまた研究も続けたいやうにして、われわれの所期の目的が達成されるやうに全力をあげて努力したいと、こういうのが私ども政府の念願とし、またねらつておるところでございます。

○宮崎正義君　大臣がDDTのお話をされて、市中で農薬が無意識に使われていたことも、こちら

が考え方が足りなかつたからそのまゝ過ぎてきたのだ。——なるほど私もそう思うがゆゑに、それだけに真剣にならなきやならないと思ひます。いまのお話から押していきまして、たとえば、稲作の場合なんかを見ますと、米の全国平均の反当たり収穫は三十一年の三百五十キロからここ三、四年の間に四百五十キロ、大体三割程度ふえてきております。これは早期栽培と密植、多肥の普及した点であると、こういうふう言われておりますが、早稲をすれば稲の生長期がちょうど真夏に当たって生育がよい。普通に植えるよりも反当たり一、二俵は収穫がふえるであらう。その上に密植を併用して、同じ面積に植える苗数をふやし、肥料をたっぷり加えるときに増収も可能である。だがその反面に早期栽培はよく生育する真夏が病害虫の発生しやすい時期に当たってくる。その上密植すれば風通しが悪くなつて、病害虫の発生の温床になつてきてしまつて、どうしても農業を大量に使つて害虫を排除するということがなつてくる。このように農家はこれまで米の生産にそういうふうなことをしながら寄与してきてきた。最近の過剰的な豊作になつてきたことはいま申し上げたようなことでありますが、こうした行き方も無知といへば無知、それを早期に指導しなかつたといふことも言えると思ひますし、こういう点から考えまして、農業の公害がどれだけのものがあるかといふことをまだ農家自身は、山間地のほうの農家自身はあまり深刻に考へていない。そういう問題もあるのかといふようないまにそういう人たちがいるわけでありませう。こういう面からいいますと、今日までの指導行政というものが非常に不備であつたんじゃないか、このようにも思ふわけでありませう。いま大臣のお話からDDTを体にまかれた、掃除のあとにDDTまくとかといふ点から考へ合わせてみても、農家自体にも、農家自体にもこうしたきらいがあるといふことは私はいなめないと思ふわけですね。そこで先ほどお話をいたしましたけれども、これらに対する農業の今後の問題をどうして徹底さしていかうか、公害と

いふものをどうして徹底さしていかうか、この点について所見を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 先ほど北村先生からもそのお尋ねがあつたのでございませうが、われわれといたしましては、まずやはり農業取締法の制度を今回御提案申し上げておりますようになつて、まず、変えていただき、制度的に整備をしたい。その整備された制度を、今度は末端に徹底させたいといふことでございませう。そのために先ほども申し上げましたが、今後は残留性あるいは毒性について問題のあるような農薬はまず登録をしない、保留するといふことに、まずいたします。

それから二番目には一べん登録したものでありまして、その後の科学的な知見によりまして、これは人畜に被害があるということが明らかなるものについては、事後でもこれは登録の取り消しあるいは使用法の変更といふことをやります。

それから使い方のいかにによりましては問題がある、こういう農薬につきましては指定農薬にしていく。そしてそれ以外の農薬につきましても、できるだけたくさんものについて安全使用基準をきめてやつていこう、こういうふうな制度にしてあるわけでございますが、これを徹底させる意味におきましては、やはり末端の組織を整備されてまいりませうと、農家の自覚を促すこともあつてまいりませうけれども、整備の必要があるといふふうに考へております。そこで病害虫防除員、これは全国百八十カ所、五百十六人発生予察の關係で人を置いておりますけれども、そういう防除所を中心に、そして末端において一万八千人の防除員を置いております。これの訓練といふようなことを通じてまして、それから別の面では共同防除の促進、直ちに全部が共同防除といふふうには、日本の農業の実態としてまいりませうけれども、できるだけ共同防除の方向に持つていくといふことで指導の徹底をはかつて、できるだけ安全無害な農薬が使われて、農業生産の安定ができる方向に持つていきたいといふふうに考へております。

○宮崎正義君 いまお話がありましたその中で、毒性の点で四十三年から慢性毒性の試験成績を提出するよう指導がされておるようであります。登録審査の実績とか、あるいはその成果は今日どのようになつてまいりませうか。

○政府委員(中野和仁君) 四十三年以来新規の化合物で申請がありましたものは十八件でございませう。その十八件を厚生省のほうへ送つていま検査をしてもらつたわけでございませうが、そのうち七件は安全な評価が済んで実用化されております。したがしましてあとの十一件はただいままだ検査中と、こういうことにならうかと思ひます。

○宮崎正義君 厚生省のほう、どうなんですか。

○説明員(小島康平君) いま農林省のほうから御説明のあつたとおりでございまして、私どもとしては農林省のほうから資料をお送りいただきまして、そのものを私どもの食品衛生調査会にございませう農薬に關係いたします部会へかけまして、先生方の御意見をいただいた上で農林省のほうへ御回答をいたしまして、そして登録をしていただいているといふような状況でございませう。

○宮崎正義君 そこで厚生省と農林省間の通達の間だけをとつと取り上げてみますと、農薬の残留問題についていろいろ両省ともが調査しているわけですが、私の手元にあるものから読みますと、歩調が同一でない、同じように同時に問題に取り組んでないといふような面があるわけですね。たとえば昭和三十三年に厚生省の残留農薬問題についての調査開始が行なわれていて、これは水銀は他の農薬に切りかえる指導が通達内容として出されておるわけですね。この時分にはまだ農林省は何にもやつてない。それから昭和四十二年になりまして、農林省から通達が出まして、残留問題についての調査開始、こういうふうな時期的に相當なずれがあるように思ふわけですね。さらには四十三年の三月三十日に、農薬残留に關する安全使用基準について農林事務官から通達が出ておられます。その前の四十二年の五月二十三日に非水銀系農薬の使用促進について農政局長から北海

道知事、各地方農政局長あてに水銀を他の農薬に切りかえる指導といふふうな、その水銀の問題につきましても三十三年と四十二年と、こんなやうな同一農薬のことについてでも同一歩調がとられてない、こういう点はどうなんですかね。

○政府委員(中野和仁君) 水銀の問題についての経過は私いま詳しく存じませぬのでちよつと御答弁申し上げかねるわけでございませうが、最近におきましてはそういうことはございませう。きちつと厚生省とよく連絡をとつた上でやつておりますので、今後はそういう心配はないとわれわれ考へております。

○宮崎正義君 私いま水銀の一例をとつただけであります。先ほどからBHCの問題がずいぶん出ておりますが、これなんかにつきましても相當に時期的に違ひがあるわけでありませうが、ただ私は水銀系のものを取り上げていふといふことになつて、一例を申し上げただけであります。要は、先ほどから牛乳の農薬残留問題について議論をされておりましたけれども、これだつて当然同一歩調でいかなきやありませんし、残留農薬のことについては総体的にはやはり同じような歩調でいかなければなりませんし、先ほど来のやり取りを聞いておりましたも、厚生省の分野とそれから農林省の分野といふところの出したり入れたりするといふ關係で相當時期的にずれていて、その間に被害をこうむつておるものはその間にもどんどん被害を受けている、こういうところに私は大きな問題があるんだらうと思ひます。いま局長のお話ですと、最近はないと言われておりますけれども、私は二、三そういうことは事例のあることも知つておりますけれども、こういう点が国民に大きく影響していく問題点ではなからうかと思ふわけですね。この点について厚生省の考え方と農林省の考え方を、担当の人の今日やつておる現況を話していただきたいと思います。

○説明員(小島康平君) 農林省と厚生省の行政は非常に密接にこの農薬の問題については関連しておりますので、先ほど農政局長からも御答弁があ

りましたように、私どもとしてはよく連絡をとって協力をしてやっておるつもりでおりますが、ただBHC等の問題につきましては、非常に緊急ないろいろな問題であり、準備ができたところから直ちにいろいろな施策を実行していく、また調査を進めていくということとで、たとえば農林省のほうの御通知が出ない先に私どものほうが出るというようなことも、先生から御指摘のあったように外部的にはば不統一のように見える点もあったかと存じますが、私どもとしては十分に連絡をとってやるという根本的な精神におきましてはどうも変わりはありませんわけではございませんで、先生の御指摘のあった点につきましては、今後とも十分留意いたしまして協力体制を十分にいたしまして進めてまいりたいと存じます。

○政府委員(中野和仁君) ただいま厚生省からもお話がありました。農林省といたしましても、たとえば毒性の問題につきましては、これは毒劇

物取締法がありますので、厚生省の御判断によつて農薬を登録するということもやつておりますし、それから最近の食品中の残留性の問題につきましても、厚生省でおきめになる前にわれわれのほうにも御相談をいただいております。そして厚生省が御発表になる日に同時に農林省といたしましては、そういう残留許容量のもとはどんな農薬の使い方をしたらいいのかという安全使用基準というのを同日に出すということとただいまはやつておるわけです。

○宮崎正義君 毒性、劇性とそれから特定毒物という三段階に分かれておりますけれども、この基準として、化学的にLD50というのが、動物の半数が致死量に至る数値が基準になっているというのが経口毒性の場合だと、こう言われておりますけれども、吸入毒性の基準あるいはまた皮膚粘膜炎に対する刺激性の判断、その診断をどういうふうな基準に求めているか、この点について御説明願いたいと思います。

○説明員(小島康平君) 厚生省は新しい農薬の登録にあたりましては、急性の毒性の面と慢性の毒

性の面と両方から評価をいたすわけでございますが、急性の毒性の面につきましては、毒劇物取締法の観点から評価をいたすわけでございます。この際には農林省のほうから回ってまいります資料のうち、先生御指摘のありましたLD50、どのくらいのをとると死ぬかという量によりまして毒劇物の指定を行なうわけでございます。それからまたその際に、これが皮膚粘膜等に付着いたしました非常に強力な毒性を示すものにつきましましては、先ほどのLD50とあわせまして、非常に毒性の強いものについては特定毒物というような指定を行ないまして、その使用法等につきまして政令をもちまして非常にきびしい使用の規制を行ないまして、事故の発生を防ぐということで、この件につきましても、使用法等の規制につきましては、農林省のほうと十分に御連絡をとりまして規制をするというたてまえをとっておるわけでございます。

○宮崎正義君　そこで、厚生省の方にお伺いするのですが、農林省のほうの関係もこれはないじゃないのです、農林省のほうで使わしているわけですが、ネズミ退治をやる、麦をつぶして赤い色をつけてやっておりますが、これは市販をされておりますが、これ何種類ぐらいありますか。

○説明員(小島康平君) 実は先生、まことに申し分けないのでございますが、ネズミ退治につきましては私、所管外でございますが、先生の御指摘のございました麦に色をつけますのは、おそらくモノフルオール酢酸を使ったものだと思いますが、どのくらいの製剤が許可になっているか、現在私つまびらかにしておりませんが、場合によりましては、先生のところに資料を担当課から提出させたいと存じます。

○宮崎正義君 実は、これが大きな牧草の畑なんかにしみ込んでくるといふ場合もあるわけです。ちょうどネズミの出入りするところにまかれるわけですが、それから野ウサギの場合でも相当利用されているわけですが、この毒物が相当原野に流れ、またたんぽに流れ、牧草地に流れている。それ

れで非常に泣いているわけです。いまちようどその時期で、盛んにやっているわけです。こういう実情なんかごらんになりましたでしょうか。どうですか。

○政府委員(中野和仁君) 私、まだそのネズミの被害といましようか、そういうところを見たことはございません。

○宮崎正義君　村野斤の人はいないのでしょからわかりませんでしょうが、これは野ウサギあたりにも相当やっているわけですが、帯状にまきましてやっているわけです。これが相当大きな被害を与えているわけです。この点ひとつ御研究願いたいと思います。

それから、先ほどの厚生省の課長の御答弁がありましたその内容、分析したもの、メーカーの名前、それらを委員長ひとつ資料としてお願いしたいと思えます。

次にお伺いしたいんですが、この第十二条の二ですか、「作物残留性農薬の使用の規制」、これで使用禁止になった農薬の処置についてはどう規定されるのでしょうか、制約される農薬ですな。

○政府委員(中野和仁君) ただいまお尋ねの十二
条の二は、これは作物残留性農薬の使用を規制し
ますから、これは使用禁止はいたしません。むし
ろお話の問題は、第六条の三によりまして、現在
登録を受けている農薬でございますが、人畜に被

害を与えるおそれがあるというようなことからやむを得ず——やむを得ずというのはおかしいのですけれども、そういう人畜に被害を与えるような事態を防止するため、必要あるときは農林大臣が取り消しをいたします、登録を。そういういたします

と、これは製造しても販売できませんので、薬としてはそことまるわけでございますが、取り消されるまでの間に流通しているという問題があるわけです。そうしますと、これはこれ以上使えないということになりますと、そのまま廃棄をいたしますか、あるいは一カ所に回収をしてまた廃棄をするか、いずれかのどういう方法かをとらな

その点につきましては、衆議院のほうでも御修
正がございまして、登録が取り消された場合には、製造業者、販売業者が回収につとめなければならぬということになっておるわけでござい
ます。国としまして、あるいは県としまして、そ
ういうふうな農薬につきましては最も——その取
り消された具体的な農薬でありますから、どうい
うふうにやつたらいいかは具体的にありませんと
わかりませんけれども、最も適当な処分方法を考
えました上で、当然行政指導すべきであるとい
ふふうに考えます。

○宮崎正義君　そうです。私の間違いだ。十二条でない。六条ですね。

それで、いま流通の途中というお話もありましたけれども、たとえば手持ちのやつなんかは、どういうことになるのでしょうか。これは確かに衆議院の修正では、回収ということになっておりますが、今度そのどう処理をするか、また、農家に対する補償ですね。ご存じのように、農家といえどもう借金で貧乏、非文化的な生活を営んでいるというようなイメージを持っているというほど貧しい農家の方々が、貧困であるという人たちが保有している場合、その人たちにに対する補償というか、弁償というか、そういうったような助成というものはどう考えるのか。それからもう一つは、回収をしたけれども、そのあと処置はどういうふうにしていくのか。この二点について。

○政府委員(中野和仁君) 回収の問題は、先ほどちょっと抽象的にお答えいたしました。禁止された農薬がどういうものかによると思います。一例をあげますと、いもち病に非常によくきくという薬だったわけですが、それがあとに残りまして、キュウリに影響が出てくるという問題がございまして、これは自発的にと申しませうか、登録を取り下げをさせた問題がございます。その場合は、これはプラスチックという薬ですが、これは都市のごみと混ぜまして、圧縮して固めまして、

外側からコールドでまぶしまして、鉄火石という名前ですが、鉄火石にした上で海中深く投棄をした、こういうことがあるわけです。したがって、どの薬はどういうふうな処理した方がいいかという事は、やはり政府として、あるいは個別的な場合は県の場合もありますけれども、どうしますかという事を具体的に考えなければ、抽象的にはこれはなかなかどうするということはいくいてはないかと思ひます。ある物につきましては、回収をいたしますよりも、農家個々に地中に埋めさせてしまうこともいいものもあるかもしれません。その辺は、具体的な薬をどうするかということがわかりませんと、ちょっと具体的な措置は申し上げかねると思ひますので、いま、一例を申し上げたわけです。

それから助成の問題でございますが、やはりいままでいいということで登録があったわけでございますけれども、その後の科学的な技術の進歩と申しましようか、それは人畜に有害であるということがわかりました場合には、やはりこれは製造業者、販売業者、農家といわず、これは使わないという社会的な義務が私はあると思ひます。したがって、これを法的にだれが補償するかという問題はなかりと思ひます。しかし、私的といひましようか、そういう民事上の問題といたしまして、農家と販売業者、製造業者との間では、別途あらうかと思ひます。

○宮崎正義君 そこの問題なんです、直接に農家がなかなか買ふことができない。農協から当然入ってくる。また農林省の登録番号が入っておりまう。農協ではこれを使えといひて渡している。それが実際に使用しないうかぬといひて、金を出して買つておるわけですから、その使用しない分を農協で引き取るのか、引き取らしていくのか。そういうような行政指導といひのはどういふことになるのでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) ただいまも申し上げましたように、薬によりまして、あるいはもうささいな量でありますれば、農家個々が地中に埋めてし

まうなり何なりします場合もあるかと思ひます。若干、大量になった場合、それからまた農家の手元に置いておいてはいけなかつたような場合には、販売業者、それから製造業者が協力して回収につとめるということに私はなると思ひます。

○宮崎正義君 何しろ数が、品種が多いし、なかなか容易じゃないと思ひます。わかりまう。わかつていふまでも、この処理ということがあつたまで問題になつてくる。回収だけでは済まない。回収すれば処理しなうければならぬといふふうなことから、まずもつてその農薬の分析といふものはもうできてゐるわけですから、どのどの地方にはどういふもの、たとえば新潟ならば北奥五とかいふような、地域によつては大体きまつてゐるわけですから、使用されてゐるものが、そうすれば、いまその行政指導をしようと思へば分析もされてゐるわけですから、使用上の注意とか、これはどれだけの成分がどれだけ含まれてゐるという事はわかつてゐるわけですから、ですから、当然もうこの指示はできると思ひます。その点は急がなければならぬと思ひます。

それから、ここに一つの例を申し上げますと、これは鳥取県ですが、宮崎先生もおいででありまうが、鳥取県のほうでは農協が買い戻しをしておりまう。D D T、B H C、ヒ素、鉛、パラチオン、ディルドリン、アルドリン、エンドリン、有機水銀など国の定めた九種類の規制農薬について▽かわりの農薬で防除できる病害虫には使用を禁止する▽現在農家が持つてゐる分は全部農協が買い戻しをする、という方針を決めた。と、このようになつておりまうが、かなりの量だと思ひます。金額にしてみると案外少ないといひては申しわけありませんけれども、鳥取県全体ですから、これは約一千万くらいあると思ひます。それにしてもかなりの負担だと思ひます。

それから、神奈川県の場合は、「農家手持ちも回収する。」「規制農薬一挙に禁止」と。このよう

に神奈川県では、「農畜産物への農薬残留毒が、消費者、生産者双方で問題化してゐるが、県農協中央会、経済連は二十一、二十二日、B H C、D D Tなど国の使用規制農薬を一挙に使用禁止し回収する方向を確認した。これに基づき代替農薬を明らかにする一方、回収金負担、廃棄方法などについて県との協議をすすめていく。この確認にききかけ、県経済連は県下農協での使用制限農薬の在庫を調査したが金額にして三百七十一万五千四百九十二円に及んでゐた。これに農家の手持ち量を加えると相当額に上るものと予想され」と、まあこのように、あとずつと長くなりますから申し上げませんけれども、一挙に回収はするけれども、あとその処理といふことをどうするかにまつた、ほかにもこういうことがあるかわりませんけれども、いま私が申し上げましたように、すでにわかかつてゐるものは当然こうすべきである。これは焼却するものであるとか、これは谷合いを掘つて入れるべきであるとか、いろいろな指示の方法といふものも早くしなうと、非常に困つてゐるのはこういう回収したところの問題点が起きてきてゐるわけですから、この点について、なお明確にしたいだかなければならぬのじゃないか、こう思ひまうが、その品種によつてはこういうふうにするのだといふことをいふときも早くするように私は希望申し上げたいと思ひます。

それから十二条の五、「農薬安全使用基準」でございまして、これは、「農林大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、農薬の種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守することが望ましい基準を定め、これを公表するものとす。」と、こうなつておりますが、この御説明をひとつ願ひたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 今回の改正案におきましては、農作物なりあるいは土壌への残留性の程度から見ましてきびしく規制をしたほうがいいと

いうものにつきました。作物残留性農薬なり土壌残留性農薬という指定をしまして、これは農林大臣が使用基準をきめてそれに従はう。従わなうものは罰則をかけるということにしておりまうが、それ以外の農薬につきました。現在農薬の包装に使用法等を書かしてありますけれども、それだけでは不安があるといひたうなものもございまして、これは行政指導の根拠といたしまして、農林大臣ができるだけここにありまうように多くの農薬につきました。農薬の種類ごとに使用の時期なり方法をきめて、農薬の種類ごとに公表する。公表したものを県を通じて末端まで徹底して、農家の手元までそれが行き渡るようにして、できるだけ農薬といふものは安全な使用をさせるのだといふための基礎をつくりましてこれを公表する、こういう趣旨でございまして、これには罰則はかけておりません。

○宮崎正義君 私はその罰則のことなんです、ね。なぜ罰則をけなかつたのか、その理由です。ね。

○政府委員(中野和仁君) それで最初に申し上げたわけでございますが、そういう罰則をかけるようにしてしか使えない農薬については、これは当然指定農薬といたしまして十二条の二ないし十二条の四で指定農薬にいたします。そうして農林大臣が基準をきめて、それを守らなければ罰則がかかるということにしてあります。そういうきびしく規制をしなうともいひ農薬につきました。行政指導といふ意味で使用する基準をつくりまして公表すると、こういう趣旨でございまして、

○宮崎正義君 次に、先ほど私はネズミとりの件を出しましたのですけれども、これはなぜかといひますと、一般家庭に、先ほど大臣が御答弁なさいましたように、非常に防虫剤としての販売がされてゐるわけですね。これの問題はどういふうに今後規定されていくとするか。片一方は、農薬関係では相当きびしい規定がされるけれども、D D Tとかいまだに一般家庭に使われてゐるわけですね。こういうのはどういふうな行政指導を

しようとするのか。これは厚生省のほうの関係になるのですね。

○説明員(小島康平君) 一般家庭で使われております防虫剤につきましては、薬務局がこの生産及び流通の取り締まりに当たっておるわけでございます。実は昨年BHCによる牛乳汚染問題がございましたときに、家庭内で使う殺虫剤、防虫剤のようなものごとの程度この問題に寄与しているかというところで、生産量あるいはその使用の実態等を当たってみましたところ、実際問題として防虫剤から人間のからだに入るといことは、ほとんど特別な場合を除いて考えられないのであります。そしてまたその特別な場合としては、食物のあるようなところでそれを使用するというようなことでございました。こういう面につきましては表示等でそういうところで使わないようにという指導を徹底させるということで、現在特に規制は行なわれていないという実情でございます。

○宮崎正義君 家庭内の野菜でも相当使っております。野菜を庭先でやっております。あれには相当使われておるわけです。これは同じだと思ふのですがね。この点について、いまのお話とちよっと納得できかねるのですがね。この点についてのお考えをはっきりさせていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○説明員(小島康平君) ただいま私の説明が足りないで申しわけなかったのですが、私御説明しましたのは、家庭内で蚊の防除とかノミなどの駆除に使う薬剤のことを申し上げました。家庭菜園等で農薬が使われるということになりますと、これはまた問題が別になってくるわけでございます。そういうものが医薬品としての取り締まりを受けるものでございまして、そういう面は薬務局のほうで十分取り締まりを行なわせるように私のほうからも伝えまして検討させたいと思っております。また農薬として流通経路に乗っているものでございまして、これは当然に農林省のほうで手当てをなさっているものと私了解しております。

○宮崎正義君 DDTなんかきれいなちようど

ジュースの粉の袋みたいなあいう形のもので市販されているわけですね。したがって何でもないのでだと思つてまた間違つて飲むかも知れません。あまりにもきれいです。そんなようなものを売っておりますので、この点なんかも相当な規制をしていかなければいけないのじゃないか、このように思つておられます。いま御答弁がありましたことを守つていただきたいと思います。

それから次に、先ほどちよっと私触れましたのですが、天敵のごときでございますが、これはいまさら私が申し上げることもありませんし、また五十八回国会のときにも、この天敵を強く取り上げまして私は要望もし、また政府の態度、そういうものをこまかく伺ひもし、また政府の御答弁もはつきりしておりますが、この点がどう変わつてきているのか先ほどのお話とよくわかりませんが、詳細にひとつお願いしたいと思ひますが、五十八回国会です。四十三年度の四月の五日の分です。これにこまかく私は質問をしております。それに対する政府答弁がございしますが、それからどのような研究をしているのか。政府答弁の中には「国では若干の天敵につきまして、国が県に増殖を委託いたしました。求めに応じて配付する」というような事業もやっておりますが、状況でございます。と、このように答弁がありますが、今日どんなふうにしておるか何とおきたいと思ひます。

○説明員(川井一之君) 天敵の研究につきましては、これは研究面としましては非常に重要な研究である。で、非常にこれは生化学的に基礎的な問題もございしますので、これにつきましては研究サードといつたし、ましてかなり前からいろいろな問題に取り組んでおるわけでございます。若干これまでの経緯を申し上げますと、昭和三十一年度から森林病害虫、これにつきまして生態的な防除の研究を始めております。その後永年作物に対する問題、あるいはマツカサハの防除の問題、あるいは牧草の病害虫の問題、そのほか針葉樹のタマバエ、その他かんきつ園における天敵と、い

ろいろなものを対象に研究いたしてきております。そのほかに、以上申し上げました天敵のこん虫あるいはウィルスを利用する研究以外に、最近化学物質でこん虫の繁殖力を阻害しようといふことによつて繁殖を阻害するという不妊物質、さらにこん虫を化学物質で性的に誘引するという性フェロモン、そういう新しい方法も加味いたしましてこれまでいろいろ研究を実施してきておるわけでございますが、その結果幾つか実用化されているものも出てきておる状況でございます。なおこれにつきましては今後非常に重要な研究でもございしますので、さらに研究の成果を拡大したいという考え方でございまして、四十六年度予算におきましていわゆる大型研究といたしまして害虫の総合的防除法に関する研究というものを現在予算を要求いたしております。この内容は、いま申し上げました天敵のこん虫あるいはウィルス、それからいろいろな化学的な、先ほど申し上げました不妊性の物質とかあるいは性フェロモン、そういういろいろな方法を総合いたしまして、総合的に防除していくという研究を進めていきたいというふうな状況でございます。

○政府委員(中野和仁君) いまの研究機関でやっておりますものの実用化という面でございますが、国のほうで補助をいたしましてすでに事業化しているものがございます。それをちよっと先ほど申し上げたわけでございますが、ミカンのカイガラムシ等、害虫の天敵、これ三種類でございますが、これにつきましては本年度から三カ年計画で延べ三十件を目標にいたしまして増殖施設を設置する経費、四十五年は千二百七十五万四千円でございますが、予算を計上し、すでに実施の段階に入っております。それからまたバレイシヨの害虫、ジャガイモガというのがあるのですが、それ天敵につきまして、やはり増殖して放し飼いをするための補助としまして、これはことしの予算でございますが、二百九十七万九千円というものを実施することにいたしております。それからなお、農薬の登録といたしまして、生物農薬として

天敵の登録をやつておるわけでございますが、過去に、二十九年に一つありましたが、これはあまりきかないようでございますが、昭和四十五年になりまして寄生バチ剤というので、これはナシ、リンゴの害虫の防除で、こういうのがすでに農薬としても登録されております。以上でございます。

○宮崎正義君 県に増殖を委託しているというところで、これはどうなんですか。

○政府委員(中野和仁君) 私が先ほど申し上げましたのは、現在、神奈川、岡山、広島、愛媛、徳島、長崎、静岡、和歌山、鹿児島でございますが、先ほど申し上げました三種類の天敵を増殖いたしますような金を県に補助金を出して県にやつてもらつておるわけでありまして、

○宮崎正義君 いまの愛媛、岡山、神奈川、広島、鹿児島、和歌山、それからどこですか。

○政府委員(中野和仁君) もう一度申し上げますと、神奈川、岡山、愛媛、広島、徳島、長崎、静岡それから和歌山、鹿児島のみかんの産地でございます。

○宮崎正義君 みかんだけはやつておるわけですね。今度の改正法案の中に自然保護のための処置の規定というものがなく思ひますが、この点から私はいまの天敵の問題等をあげまして、もちろん取締法にもはつきり「前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。」天敵の場合にはこれははつきりしております。自然保護のための処置という規定というものはどういうふうな考へておられるのですか。

○政府委員(中野和仁君) 御指摘のように、農薬を散布することによりまして、たとえばトンボがいなくなつたとかあるいはドジョウがいなくなつたとか、いろいろそういうお話がございまして、それからまたそういうことになっておりますが、ただいまのところそこまで具体的に、それでは農業生産に有害な害虫を殺してトンボや何かは生かしておく、こういう案がなかなかございませ

ので、トンボや何か害のある農薬というのをま
くなく、こういうふうにはなかなか現段階ではま
りません。そういうことがございますのと、それ
から自然の環境の保護というのを考えた場合、そ
のことはもともとなことだと私も考えておりま
すけれども、それにどういう農薬をまいたり、
どういうふうな自然が変わっていくのかという
因果関係がございしますが、そういうことがまだ解
明されておられません。そこで直接今度の改正案の
中にはそういうことは盛り込んでおりませんが、
やはりわれわれといたしましては、今後ともでき
るだけ低毒性の農薬の開発を進めるということが
一つだと思ひます。

それからもう一つは、先ほどもあるいは話が出
たかと思ひますが、むやみやたらに農薬をまくと
いうよりも、やはり適期に適量に農薬を使った防
除をするという指導をしていまして、極力自然
環境の保護にもつとめる必要があるというふう
に考えておるわけでございます。

○宮崎正義君 いまお話がありましたように、日
本の情緒といたしまして、詩にも文章にもいろ
ろ書かれたホタルとかトンボとかいうものがだ
んだんなくなつてきている、非常に自然美が失
れてきているという点を考えまして、私たちのや
りかたのことを考えてみましてもまことにうま
く構造ができていくというふうな、しるうとはし
るうとなりに考えるのです。ばい菌が入れば白血
球が一生懸命活動してそして一分後にはそのば
い菌を撲滅してしまふというふうな、一つの例を
あげますと、やはりわれわれのからだ自体がもう
まことにふしぎな自然の配慮になつております。
したがうまいてこころから考えていきましても、
当然自然を保護していくということについて、
法律案の中に書かれなかつたというところは、考
えておられたのでしようけれども、それが条文とし
てあらわれてこなかつた。むずかしいから、むず
かしいからと言つていけば、これはいつまでたつ
てもむずかしいことになるわけですが、やはり糸
口を設けるためには一つの成文化していくものがな

ければいけない、このように私は思ふわけですが。
最近ではキツネもなくなつた、イタチもなくな
つた、キジもなくなつてきたというような野
性動物が非常に失われてきているというこ
とは、これは大きな問題になつてきている。したが
うまいてこころから考えていきましても、この天敵とい
うことは自然保護のための処置の規定というものが
大きく取り上げられなければならない、こう思
うわけですが。したがうまいてこころから考えていきま
しても、この天敵に対する研究成果と相まつての考
え方の中に自然保護のための処置の規定というものが
なされていくのじゃないか、このように思ふわけ
ですが、これは法律改正についてのことですから
大臣にも伺つておきたいと思ひます。——もう一
回申し上げましょうか。局長からお話しになりま
すか。

○政府委員(中野和仁君) ただいまも御答弁申
上げましたように、われわれといたしましては農
薬を使用することによって自然の環境を非常にこ
わしてしまふということが望ましくないというこ
とは十分承知しているわけでございます。ただ先
ほども申し上げましたように、農薬をどういうふ
うに使うと自然の環境がどういうふうな破壊さ
れていくのかという因果関係等も、われわれまだ勉
強が足りないという面もございまして的確にわか
りません。そこで取り締まり法規を直す場合には
やはりどういふ農薬をどういふふうな結核れば何
を——たとえば今度の場合は人畜を中心にしまし
て水産動物等までは入れてございすけれども、
それ以上にはトンボあるいはホタルということ
になつてまいりますと、それを禁止してどうなる
かという、それを生かせるために農薬を禁止して
どうなるかということまで詰めた上でやりません
とできませんものですか、今回はそこまで、ホ
タルやトンボを生かす環境をつくるための農薬規
制というところまでは直接いかなかつたわけでご
ざいます。それで先ほど申し上げましたように、
やはりできるだけ低毒性の農薬をつくるか、あ

るいは御指摘の天敵の研究を進めてその実用化
をはかるか、または現在使つております農薬に
つきましては農薬の使用を適期に適量しか使わ
ない、できるだけ使用の量を減らすという方向で
面対処する、そしてその自然環境との関連につ
きましてはもう少し研究が深まつた上で考えなけ
ばならないのではないかとこころから考えてお
るわけでございます。

○宮崎正義君 トンボとそれからホタルの關係だ
けじゃなくて、要するに私の申し上げているのは
飛行機なんかで散布しますね。そしたらまた、あ
るいは大量に使う場合があるわけですが、そうい
うときに自然のバランスをくずしてしまふ、それが
主体なんです。それに伴つて情緒の面を出し
たわけなんです。ですから当然飛行機で散布する
ときはまた一カ所に多量に使つていくことをや
つていくのですから、それで自然のバランスがく
ずれるのではないかと、そのためにやはり規制をし
ていくべきじゃないかということを言つておるわ
けなんです。

○政府委員(中野和仁君) 失礼いたしました。ト
ンボを例にとつて悪かつたわけでございますが、
いまのお話の大量に農薬を使う、特に空中散布
はそのとおりでございますが、これは先ほど北村
先生の御質問にもございまして、私もお答え申
上げたわけでございますが、空中散布の場合はい
ま申し上げましたように大量に使うものですか
ら、やはり使用の方を十分これは注意しなければ
なりません。そこで村の段階でも協議会をつくら
せまして、市町村を中心に農協、共済組合等入り
ましてつくりだして毒性のある農薬は使わせない
というのをすててやっております。それからま
き方についても、あらかじめその農薬を散布され
る周辺の人家には全部通知をいたしまして、よく
了解をとつた上でやるということもやっております
わけでございます。そういう面での使用につきま
しては、先ほども申し上げましたようにこれは安
全使用基準でよく徹底をさせるようにいたしたい
と考えております。

○宮崎正義君 いまお話しのそれはわかるので
す。私は自然のバランスをこわすということが心
配なんです。したがうまいてこころから考えてい
くわけですが、使用上の問題にこれから入つて
入つていこうと思ひましたのですが、いまお話が
あつて何とかならないかという時間の制限を食
ちやつたものでございまして、どうも使用上の問
題に入れないものでございまして、いづれにし
ても私の申し上げているものだけ取り上げて
いたしたいのは、大量に使えば必ず自然とい
うのはバランスがくずれる。ですからそういうも
のは自然保護のための処置という規制がやばり
ほしいのじゃないか、こころから意味で申し上げ
ておるわけですから、大臣、ひとつ御答弁を。

○国務大臣(倉石忠雄君) お話のような御意見に
ついては全く私も同感でございます。やはり
しばしば申し上げておりますように、これで私
どもはいいと、満足しておるわけではありませ
ん、自然のバランスを失ふないようにということ
は最終的に一番大事なことでありまして、先
ほど局長も申し上げました、なるべく低毒性で、
しかも有効なものを逐次開発してまいりまして、
いまのお話のような、バランスをこわさないよう
にやつてまいりたい、こころからこころから
同感でございますのでこころからこころから
したいと思ひます。

○宮崎正義君 低毒性、低毒性という低毒性の論
議をするとなつた長くなるんですが、低毒性が多
数のものに重なるわけば猛毒に変わつていくとい
う、そういう資料もたいぶ集めてきよう私は持
つて来たわけですが、最後に、これをお伺い
してやめたいと思ひます。
農薬検査所及び本年度に新設される財団法人の
残留農薬研究所があるようですが、農薬による環
境汚染、残留農薬に対する調査研究が、はたして
考えられておる研究所だけでよろしいのかどう
な。先ほど厚生省の食品課長の御答弁の中にも
何かちよつと見受けられましたが、研究機関が不
十分のためというお話がございまして、不十分と

いつでもこれは人命尊重の上からいえばこれは放任できない。研究所が足りないから、また検査所が足りないからというだけではこれは私は私はいけないんじゃないかと思うわけです。先ほど、御答弁の中にそういうふうなことがありましたので、まことに遺憾だと思ふんですが、研究機関が十分だつたらばなせ十分なようにしないのか。人命がとおのかどうか。人命を先に考えるのか。人命がないのか。人命を関連で言おうかと思ひましたが、関連するとまた長くなるのでやめちやうたわけですね。その点非常にとまじりをつかまえてまことに恐縮ですけれども、これは許せないと思ふんです。放任を。研究機関が十分のためにいまだでござい、あまだということじゃなくて、こうしていくんだという積極的な姿勢というものがなくちゃならない。そういう上から、私がいま申し上げたのは、農薬の検査所、この残留農薬の研究、これらが十分今日の公害問題と騒がれてゐるに對処していけるだけのことが十分であるかどうか、この点担当の係の方と、最後に農林大臣の所見を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 農薬検査所の問題でございしますが、御指摘のように私も私もともしてもいまの体制で十分だとは思つておりません。現況は四十七名で、予算が約九千四百万円でございします。最近でもやはり残留問題がやかましくなりましてから農薬の残留検査課というものがつくりました。しかしそれでも足りませんので来年度といいたしましてはもう一つ技術調査課というのをつくりました。土壌の問題なり水質汚濁の問題なりを取り上げて検査の面から強化をはかりたいということで、来年は若干名の増員とそれから予算もいまの五割増し程度の要求をただいまいたしてございまして、大蔵省と折衝をしているところでございします。

それから、残留農薬研究所の問題につきましては、現在の県の試験所あるいは大学等にメーカーのはうが委託をしまして、その試験成績書を公的

機関の判断というのでつくつておりますので、これでは足りませんので、本年度の予算によりまして、残留農薬研究所という財団法人をつくるということにいたしました。来年は、いま要求中でございしますが、一億五千万円を補助いたしまして、全体として約七億の研究をつくりまして、これができるようになって活動を開始いたしますと、われわれとしてはもちろん申せませんが、いまよりは相当程度促進されるのではないかと考えております。

○国務大臣(倉石忠雄君) いま政府委員からお答えいたしましたようなことでありまして、なお、これで満足はしておるわけではございませんが、政府も、この財団法人残留農薬研究所にさらにこれ活用していただけることをいたしまして、こう思つております。

○委員長(岡田清充君) この際厚生省当局に申し上げます。

先ほどの宮崎委員の御要求の資料について早急に御提出を願ひます。

○川村清一君 もう具体的な問題につきましては北村委員、宮崎委員からそれぞれ御質問がございしました。時間もだいたいおそくなりましてので、私は何点かにしぼつて基本的な問題だけについてお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず第一に、大臣にお尋ねしたいのです。この臨時国会は、公害国会と言われております。この臨時国会でございまして、政府は十四件に及ぶ公害関係法案を提案して、国会で審議をしておるわけでありまして、佐藤総理の口をかりると、この法案が全部成立いたしました日本の公害関係制度といふものは、世界に冠たるものである、こう言つて自慢をしておるくらいであります。しかしながら、一方マスコミのいろんな評価を聞きますという、一連の公害法案は、まあ底抜けのザル法案である、こういったような評価をしておる

わけでございます。現在この委員会が審議しております農薬取締法の一部改正法律案が成立いたしました場合におきましては、農薬公害を完全に一体防除することができるといふか、農林大臣は自信と確信を持ってこの法案を提案されておるのかどうか。この点についてまず大臣の所見をお伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 現行法ができましたころは、いまはどのいゆる公害問題について国民の関心が高つたところでございまして、法制定の目的がだいたい、何と申しますか、いまピンと合つていないのじゃないかというふうな感じをいたします。私もこれはこれを改正いたしまして、現在の状況に即した方向で大方国民の御期待に沿うように修正いたしたい、こういう考えから改正案を出したわけでございます。しばしば申し上げますように、人間の知識というものは限りなく伸びてまいりますものから、これから先どういふものがでてくるかわかりません。そういうことを考へてみますといふと、私もはこういう法律が、一〇〇%完備しているなどとは決して思つておりませんし、われわれもまた、さらに検討を続けてまいらなければならぬと、一応いま、この法に盛り込んでありますことで、現状は処理していくことができるのではないかと、こういうふうに考へております。

○川村清一君 政策を実現するためにはこれはお金がかかる。法律を改正しても、その運用に金がかねなければ効果があらぬことは言うまでもないわけでありまして、そこで、この法律改正をいたしましてこれを運用するにあつて、四十六年度予算といふものについては十分配慮されておるかどうか。ただいま宮崎委員の御質問に對して局長はいろいろ御説明されておりましたが、八月の概算要求の中に、現在、この法律改正をいたしましてこれを運用し、効果をあらせさせるための予算要求がなされておるかどうか、この点をひとつお尋ねしたいと思ふ。

○政府委員(中野和仁君) 八月末に概算要求いたしました際に、われわれのはうではもう農薬取締法をどう直そうかという検討をしております。たうという線に沿つて予算要求はしております。たとえて申し上げますと、残留農薬の対策の調査といたしましては、四十五年までは私のほうの技術会議のほうで試験研究の立場から調査をしておりましてけれども、もはやもう行政に移すべきだといふことで、来年度は一億のこの残留問題を調査するための予算を要求いたしております。それからそういうことをやりますために、すでにこれは四十四年と四十五年でございしますが、もう分析機器等は全部整備を完了いたしました。それから先ほど申し上げました天敵の予算要求、それから残留農薬研究所というものの予算要求というのがございします。それから防除関係の問題にやはり重点を置かなければならぬので、来年度は農薬安全管理対策事業といふことで約二億の予算要求をいたしております。その中身は、焼却炉をつくりましたり、あきびんの破壊機を設備せよしたり、それから広報車を整備したりといふことで、これは四十年計画で三百六十カ所にそういう施設をつくりたいといふことで予算要求をいたしております。それからなお、病害虫防除諸費関係といたしましては、病害虫防除諸費、それから機動力増強費それから病害虫発生予察事業費、それから末端の病害虫防除員の活動費、これらについてあるいは四、五割近く、あるいは五割ないし倍を要求して、大蔵省とただいま折衝をしておるところであります。

○川村清一君 大蔵省に予算要求をなされたことはわかりましたが、それで万全の策とは言われなと思ひますが、これは逐年そういうふうな方向でやつていたいただきたいのですが、要は、今度はその予算を獲得できるかどうか、倉石農林大臣は佐藤内閣における実力者でございしますから、ぜひひとつ大蔵省に要求したやつは獲得するようにひとつ努力していただきたい、かように思ひます。

次に、農薬による被害者は、農作物を食糧として消費するいわゆる消費者であることは間違いない

○政府委員(中野和仁君) その点は多少説明させていたいただきたいと思います。牛乳がBHCに汚染されているということで問題になりましたのは昨年の夏です。アメリカで問題になりましたのも同時期でございます。そこでいろいろ検討の結果、急遽農林省としましては十二月に業界に自粛を求めて中止をさせたわけでございまして、数年間検討しておったという事態ではございませんでした。そういう事態でございますので、この十二月に禁止をさせたということは四十五年度はもう製造をさせないということでございます。

で、四十五年度以降はそんなに製造がないわけでごさいます。その以前から長い間漏れておったとか何とかいうことではありません。

○川村清一君 そういふことをあなたがたがおっしゃるとさらに別の意見を申し述べたくなつてくるのですが、この十九ページの表を見ますと、アメリカにおきましては昭和二十九年に「食品医薬品法を改正、農薬の残留許容量設定をはじめる。」となつておる。これは二十九年。そうすると、日本では四十三年に「四作物五農薬の残留許容量および安全使用基準を設定した」となつておる。四十三年の四作物五農薬、この五農薬というものは、一体BHCやDDT、そういつたものは含まれておらないのですか、どうなんですか。含まれておるのですか、いないのですか。

○説明員(小島康平君) それは含まれております。○川村清一君 含まれておるとすれば、四十三年にこの五農薬の残留許容量及び安全使用基準を設定したので、当然四十三年には、このあぶないBHCやDDTを製造中止させたのですから、これは四十三年において農家の使用につきまして当然何らかの行政指導があつてしかるべきです。それが無いとすれば、まさに怠慢だと言つても私は言い過ぎではないと思う。私は責めておるわけじゃないのだから、そういう言いのがれをしないでやはり答えてもらなければいかぬと思うのですが、どうですか。

○政府委員(中野和仁君) 四十三年にBHCの許容量ができました。農林省は安全使用基準をつくらせて指導したわけですが、先ほど申し上げましたのは、牛乳についてはまだ残留許容量はございません。ございませんでしたが、非常に問題になりました。農林省としては事前に製造を中止させたといふことではございます。この辺を御了解いただきたいと思ひます。

○川村清一君 あなたと議論しておつてもそれは過ぎないからやめます。そこでこの法律改正でございますが、今度は登録にかかわる審査を強化した、これは確かに前進

したと私は認めるわけでありまして。そこでいまお聞きしたいのは、現在までの登録行政の仕組みといふものはどういふふうになつておるのですか。今度は登録の申請に際して提出すべき書類に毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類を加える、こういうふうになつておりますが、現在では、現行法では登録行政の仕組みといふものはどういふふうになつておりますか。

○政府委員(中野和仁君) 現在は、この法律では登録業者が登録申請をいたします場合に薬効と薬害の試験成績書をつけてきて農林大臣に提出をするわけでありまして。それを農薬検査所において検査をいたしまして登録すべきかどうかをきめておるわけでございますが、先ほどから申し上げておりますように、農薬残留問題がやましくなりまして四十三年以降は行政指導をいたしまして、新規化合物の農薬につきましては、薬効、薬害のほか、毒性の残留性の試験成績書をつけてこい、つけてこなければ登録申請は受け付けないといふことになつております。それを今行政指導ではありますんで、正式に法律をいまして、毒性及び残留性の試験成績書をつけさせるということにいたしましたわけでございます。

○川村清一君 ですからそういうふうには法律的にそういうことを制度化したといふことは確かに前進したと私は認めておる。しかし今度は問題が一つあるわけですね。農林省の農薬検査所ですか、先ほどの話を聞くと財団法人なんですか、どうなんですか。農薬検査所にはたして今度は毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類が出された場合において、現在農薬検査所で厳重に審査するだけの能力があるのかどうか。これが私にとつては非常に疑問なんです。その機能を果たすことができるのかどうか、設備的に、また人員なりあるいは技術的に。そういう能力がなければ、こういう法律で規制いたしましたも全く絵にかいた餅にすぎないものになりませんか。この参考資料をみるといふと、四十三年に有効登録件数五千六百九十八件、四十三年に四千三百五十五件、年々新たに

平均三百件ずつ増加している。そこで、現在の農薬検査所の実態はどうなんですか。そこで、こういうふうには法律を改正いたしまして、この検査所の機構といふものをどういふふうにして改善しようとしたのか。あなたがたがさき予算を一億か要求したとか何とか言つておりましたが、その要求どおり予算がついた場合において、これがほんとうに機能できるのかどうか。この点を説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 先ほど申し上げましたのは、農薬検査所と残留農薬研究所の話と、二つ申し上げたわけでございますが、農薬検査所、これは農林省の付属機関、国立の機関でございます。そこで、この農薬検査所におきましては、最終的に農薬についての検査をしまして登録をするかどうかをきめる機関でございますが、それと同時に市販の農薬につきましての品質検査、抜き取り検査等もやっております。残留農薬研究所と申しますのは、残留問題が非常に問題になりました。際、新規の農薬について残留性があるかどうかの検査をします場合に、業者だけがそういう検査をいたしまして、いきなり農薬検査所に運び込んでまいりましたも、もちろん手が足りません。そこで、現在の取り扱いをいたしましては、こういうメーカーが新規の農薬をつくりました際には、まず公的な機関の実施いたしました試験の結果の成績書もあわせてつけることにいたしました。それから、そこで、メーカーの試験成績書と、たとえばいまの残留問題につきますれば、残留農薬研究所ができましたら、そこなり、あるいはむしろ大学の研究機関でもかまいませんし、場合によつては試験所に頼む場合もありましようけれども、そういう公的機関の判断した試験とともにつけ加えて、検査所に持つてきて、その上で検査をするわけでございます。なおそこで足りません場合は、追試験等もやりまして上で判定をする。こういう仕組みになつておるわけでございます。

○川村清一君 ですから、私のお聞きしたいことは、検査書をつけて、農林省に登録申請いたしました。農林省でそれを今度検査するわけでしょう。それをそのままのみにして、ストレートで登録するわけではないのでしょうか。農林省自体が農林省の責任においてでなければ、農薬取締法の所管官庁として行政的にそれはあまり無責任な話で、結局農林省が検査をするわけでしょう。その農林省の農薬の検査機能といふものが、現在の機構といふものが、そういう大学や何かで検査してきた検査書をつけてきたものをさらに検査して、そうしてこれはそれとおりであるかどうかといふことを検査するだけの能力を持つておるかどうかといふことをお伺いしたいのですけれども、能力を持つていないとすれば、それはつけてきたものをそのまま認めるということと同じことでは。ですからそれをさらに検査するだけの能力を持つたためには、これは設備的にも人員的にも、技術的にも、相当權威のあるものをつくらなければ、私は意味がないんじゃないかと。そういうことが現在できるのか。そうしてそういうものをつくるためにどういふように具体的に進めておるか。そのためには一体どのくらい金がかかるかといふたようなことまでいかなければできないと思ふのですが、これどうですか。

○政府委員(中野和仁君) もちろん、先ほど申し上げましたように現在の機構、人員で満足だといふことは申し上げられません。しかし、現在おる職員は能力がございまして。しかしそれだけではもちろん足りませんので、先ほど申し上げましたように、来年も増員要求をし、かつ予算をいたしまして、課の新設をはじめといたしまして、これ一億足らずのところ、一億五千万以上にしてほしいといふことで、いま大蔵省とせつかく折衝中であるわけでございます。われわれとしては、いよいよ農薬問題がこう問題になつてきておりますので、今後ともその拡充には努力をしたいと考えておるわけでございます。

○川村清一君 ですから、私はその点が大事だと思ふのです。それでさき一番先に聞いたのは、

は、検査書をつけて、農林省に登録申請いたしました。農林省でそれを今度検査するわけでしょう。それをそのままのみにして、ストレートで登録するわけではないのでしょうか。農林省自体が農林省の責任においてでなければ、農薬取締法の所管官庁として行政的にそれはあまり無責任な話で、結局農林省が検査をするわけでしょう。その農林省の農薬の検査機能といふものが、現在の機構といふものが、そういう大学や何かで検査してきた検査書をつけてきたものをさらに検査して、そうしてこれはそれとおりであるかどうかといふことを検査するだけの能力を持つておるかどうかといふことをお伺いしたいのですけれども、能力を持つていないとすれば、それはつけてきたものをそのまま認めるということと同じことでは。ですからそれをさらに検査するだけの能力を持つたためには、これは設備的にも人員的にも、技術的にも、相当權威のあるものをつくらなければ、私は意味がないんじゃないかと。そういうことが現在できるのか。そうしてそういうものをつくるためにどういふように具体的に進めておるか。そのためには一体どのくらい金がかかるかといふたようなことまでいかなければできないと思ふのですが、これどうですか。

ね。しかしながらこの取り消されたことによつて影響を受ける人がいふあるわけだ。これはやはり利害関係に結びつくわけですよ。ですから、そういった場合において法的責任を追及する、あるいは道義的責任はどうとかこうとか言わぬけれども、責任はこれやっぱあると私は思うのです。ですから、こういうようなことにならないように慎重の上にも慎重を期してやはり検査をすべきじゃないか。それから五年たち六年たつてまた変わったと——先ほどの倉石農林大臣のDDTの話のように、全く変わつてしまへばこれはしょうがないけれども、やはりそれは一年か二年でこれを取り消したということになつて、これでも農林省はちつとも責任はございせんかと言つてもそんなことは世間に通用しないということを私は申し上げてゐる。さて今度はこの規定の施行にあつたての事実認定なんです、一体どこでこの農薬は残留毒性が多くてこれはもうだめだと、登録は取り消しというやうな、その事実を認定する一体機関はどこですか。

○政府委員(中野和仁君) これはこの法律の規定にもございまして、農薬資材審議会の意見を聞いてそして農林大臣が判断をされて取り消しをするということになるわけでございます。

○川村清一君 その審議会にそういう問題を出すところはどこですか。提案する、この問題について一体その審議会の意見を徴する機関はどこですか。

○政府委員(中野和仁君) 農林大臣が審議会の意見を聞かれるわけでございます。

○川村清一君 農林大臣は何でこれ事実を認定しますか、これはこうだということ。この農薬はこうであるけれどもこうであるから認定を取り消さなければ、登録を取り消さなければならぬというのを、農林大臣はやっぱりそういうことをきめるのでしょ、そして最終的な意思決定はその審議会ですけれども、農林大臣は何によつてそういうことを決定されますか。

○政府委員(中野和仁君) それは出てきます問題

によつていろいろなことがあろうかと思ひますが、当然学会それから科学者その他の御意見がいろいろ出てくるわけでございます。そしてたとえばまあ学界でこれは有害だというやうなことがきまるとすれば当然農林大臣はそれを受けて御判断になるということになるわけでございますが、今度の審議会にはそういう各方面の方を入れた上で、そこで公正な審査をしてもらつた上でやろう、こういうふうな考へておるわけでございます。

○川村清一君 そうしますと、毒物及び劇物取締法並びに食品衛生法を所管している厚生省との関係はどういうことになりますか。

○政府委員(中野和仁君) 現在登録されております薬につきまして、厚生省でも先ほどもお話がございましたが、毒性の問題については引き続き御研究になつておるわけでございます。そこでの結論が出来ますれば当然厚生大臣が農林大臣にこれはあぶないぞというやうなことでこちらに御通知があるわけでございます、その辺は緊密な連絡をつけた上でやりたいというふうな考へております。

○川村清一君 いろいろまだお聞きしたいこともございまして、時間のこともまだありますので、さうして、農薬のことはまたあとで別な委員からさらに重ねて御質問があるかと思ひますので、私は漁業の側面から農薬公害を一応考へてみたいと思ひますが、水産庁長官にお尋ねしますが、水産庁としては農薬による水産被害というもののについてどのように調査されておりますか、把握されておるか、被害の実態などをもし御存じであつたら御説明いただきたい。

○政府委員(大和田啓吉君) 農薬によります漁業被害は、たとへば三十一年の有明海、これはパラチオンによるものでございます。それから三十七年度に、有明海、琵琶湖、これはPCPによるものでございます。また、四十年に、有明海、不知火海、大村湾等、これは低塩分と農薬流入とがいはば複合して魚介類が斃死したという事件でございますが、相当大がかりの漁業被害がいま申し述べたやうな所でございましたが、この二、三年は幸いにして農薬による被害というものはごくわずかでございます。私ども県から漁業公害についての報告をとつておりますが、ここ二、三年は大体二件ないし三件程度でございます。それほど大きな被害はないわけでございます。

○川村清一君 中野局長さんですが、この資料を見ますと、魚毒というのはドリリン系の農薬——アルドリリン粉剤、ディルドリン乳剤等に魚毒というもの、それがそれからエンドリン乳剤、ドリリン系のものになります。あととなく、そしてPCP、これが魚毒であるということになっておりますから、ドリリン系の農薬がなくなった場合においては、この魚毒というものは大体ない、こういうやうなことになるのか。ばくは、この参考資料でそういうふうな理解するのですが、どうでしょう。

○政府委員(中野和仁君) PCPは、御指摘のやうに魚毒性がございまして、これは今度の法律改正前からすでに指定農薬にいたしておりました。知事が規則で許可制にしております。さらに、ただいま御指摘のドリリン系のものは、これはエンドリンでございますが、これは魚毒性が大きいということになっておりますから、これは水田には使つておりません。畑にしか使われないやうにしておりますし、場所によつては使つてはいけないうこと、行政指導でございまして、ただいままでは知事の指定でこういう場所しか使えないということをやらしてあります。

○川村清一君 それでは、変な話を聞くやうですが、水産庁長官ね、たんぼあたりに昔ですとドリノウがずいぶんいましたね。これはドリジョウコやフナコやという、こう歌さへありますが、ドリノウやフナというものが、これは上のほうに工場も何も無い、いわゆる工場排水とかそういうもののがちつともない、いわゆる農薬がないというやうなところでドリノウもフナも何にもいなくなつたというのは、これは一体何が原因しているのでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) ドリノウがいなくなつたのは、どうもやっぱりPCPが一番大きな原因のやうでございます。そこで、これはいまMOといひましたでしよ、か、という魚毒性の少ない薬が開発されつゝありますので、順次それに切りかえていけばまたドリノウが生き返るということもあるかと思ひわけでございます。(笑聲)

○川村清一君 じゃ、ぜひドリノウが生き返るやうな、そういう農薬を開発して使つていただきたいというのをお願いいたします。

それで、水産庁長官にいろいろお尋ねしたいのですが、時間がなからまともて言ひますがね、今度の公害関係十四法案の中に、これは漁業と関係している法案がずいぶんあるわけですよ。現在経済企画庁所管になつておる水質汚濁防止法案、それから海洋汚染防止法案、これ運輸省、それから廃棄物処理法案、厚生省、こういう法案は全部漁業に大きな関係があるのですが、これらの法案立法については、水産庁としては一体関与しているのか。あなたは意見を申し述べているのかどうか。ほんとはこの法律を審議している委員会に全部行つて質問したいと思ひますが、それができないので、まとめて水産庁長官に聞いておくのですが、どうですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 私ども一つ一つの法案について、まあ私たちの立場から十分検討いたしまして、相当修正意見も各省に出しておるわけですよ。その結果相当法案をつくる段階におきまして私どもの意見が通りまして、その二、三を申し上げますと、たとえば水質汚濁防止法案で、熱による排出水の汚染を規制することができるようにしたことがその一つでございます。また海洋汚染防止法案では、四十七条の三項に、油、廃棄物の排出によつて漁場の効用が著しく低下し、あるいは低下するおそれがある場合は、農林大臣が運輸大臣に対してこの法律に基づく必要な措置を要請することができるといふ、そういう規定を特別に入れたわけでございます。また公害対策基本法で、水質汚濁の中に、「水質以外の水の状態又は水底の底質」の変化が含まれるようにしたことも

その一つでございます。

あとこまかく申し上げればたくさんございますけれども、おもな点を申し上げます以上でございます。

○川村清一君 この海洋水質汚濁によって全国の水産業においてどのくらい被害を受けているか、被害状況というものを水産庁はつかんでいらっしゃるかどうか。総額幾らですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 四十三年、四十四年、これは県からの報告の集計でございますけれども、油その他の事故による突発的なものと、それから水質がだんだん悪くなって、自然に漁業に被害が生じたというものを含めまして、四十二年度におきまして約百八十億、四十三年度において約百四十億という、そういう報告を県から受けております。

○川村清一君 いまおっしゃったように、百六十億なりまた百四十億なりという大きな被害を、これはまあ特に沿岸漁民が中心となって被害を受けておるわけですから、農薬もさることながら、この方面にもっとやっばり力を入れていただかなければならないと、私はさように判断するわけであります。特に私が持っておる資料によりますと、海上保安庁で調査した海水汚濁の発生回数というのですが、これは油によるものが四十四年には二百七十三件、油以外のものが三十五件、三百八件ございます。それから産業廃棄物の海洋投棄量というものは、産業廃棄物が五百五十三万トン、下水のどろですと、これが四万トン、ふん尿が五百七十七万トン、しゅんせつ土砂が千三百三十九万トン、合計二千四百十三万トンと、こういったようなものが流れ、これが海洋に放棄されて、そして被害を非常に受けておるわけでございますから、水産行政は農林省所管行政でございますので、まあひとつ水産庁長官のほうに、農林大臣が特にひとつがんばっていただきたいというのを私はお願い申し上げます。

そこでこれらのものを全部まとめて、最後に農林大臣にお聞きしたいのですが、農薬の問題を取

り上げてみても、いわゆる農林省行政と厚生省行政が非常に大きくからまつておる。これは農林省だ、こっちは厚生省だ。それから、同じ農林省行政の中の今度水産行政になってきますという、いま申し上げましたように経済企画庁が関係する、運輸省が関係する、通産省が関係するといったように、もう全くまちまちなんです。そこで何とかそれを、そういう公害を一本化した行政機構——大臣に言わせるといわゆる公害対策本部とか何とかとおっしゃいましたが、そういうものではなくして、環境保全省というか、またその他の、名前には必ずしもこだわりませんけれども、そういう公害を一元的に取り扱うところの行政機構等が必要ではないかとつくづく思うんですが、農林大臣の立場から、いかがなものでしょうか。

倉石農林大臣はそういうような私の考え方に賛成していただけないか、どうしても反対であるか、その点を最後にお願いします。

○国務大臣(倉石忠雄君) 行政効率を上げましためには、いろいろなやり方があると思うんですが、まあ役所の機構などもやっばり時代の移り変わりに従ってうまくいくように変えることも一つのやり方だと思ひます。昔は農商務省がありましたが、いまは農・商のほうは分離して一つの省をつくっておりますが、やっばり私は、政府がとりあえず各省ばらばらな行政が行なわれないうちに、統一的に、しかも強力な施策ができますように、公害対策本部というものを設けて、そこでみなが持ち寄って、政府としての相談も、意見の決定もいたして、そして各省の窓を通じて行政が行なわれるという、こういうやり方が当面必要なことではないかと思ひます。いまのお話のようなことにつきましては、そういう御意見がございましたことを行政管理局にもよく言って聞かせまして、参考にいたしたいと思ひます。

○河田賢治君 じゃ、きょうは、あすは大臣が来れないそうですから、大臣にだけ聞くとおるをひとつ質問したいと思ひます。

きょうはいろいろいろいろな同僚委員が問題について聞かれたので、できるだけそれらと重複しないように質問したいと思ひますが、農薬行政の基本的な姿勢というものについて、まず尋ねたいわけですが。

これは、御承知のように、かつてDDTやそれからまたBHCなどについては、昭和四十一年に信濃毎日新聞で発表された。これはもう主として長野県のお医者さんの関係からであります。このときにもうすでにこの薬は、非常に農薬は危険だということが警告されているんですね。ところが、これがずっとほうっておかれて、そして昭和四十四年になって厚生省がDDTあるいはBHCなどの有機塩素系殺虫剤の新規許可を一時ストップした。しかし、これは自発的にやっただけでなくして、大体において、当時アメリカの農務省が同じ塩素系の殺虫剤の使用を一月間停止するという発表があったために、あわててこれがなされたというふうになられております。さらに、このDDTやBHCなどがアメリカでもだんだんとこの問題が大きくなって、そして十一月にアメリカ政府はついにDDTの使用を今後二年間全面禁止するという方針をとった、こういう実情があるわけなんです。そして、これに基づいてBHCやその他ドリ

ン剤などもアメリカでは厚生教育長官の諮問機関が勧告をした。この状況に基づいてわが国でも十一月の十四日に厚生大臣の諮問機関である食品衛生調査会が、キャベツや、ホウレンソウ、あるいはイチゴ、ナシ、日本茶など八食品に残留するBHCやエンドリン等の八種類の農薬の許容量をここで答申し、そしてこれを昭和四十三年に発表されて残留許容量がきまつたということがいわれております。そしてついにこの農薬も、DDTは、昨年の十月、第四回国際農薬学会が日本で開かれたときにもいろいろ問題があつて、これらには発がん性の問題が取り上げられるというふうな状態になった。そしてとうとう十一月いよいよアメリカ政府がDDTを全面的に禁止するという方針を打ち出した。そこでわが国の農薬業界も進んで製

造禁止の自衛措置をとるに至った、こういうふうにいわれております。

この間いろいろ農林省でも行政措置がとられたわけですが、こういうふうな農薬の問題は、きわめて最近の問題ではありますけれども、主として日本の医者やあるいはまたいろんな学会でも問題になりながら、これまで十分取り上げられずに、そしてアメリカのいわば決定があればそれにこたえて直ちに日本でもやるといふような、こういう、いわばアメリカ一辺倒的に追随したような行政がこの面では見られるわけでありまして、こういうことでは、御承知のとおり農薬についてもアメリカと日本との風土や自然条件その他、作物等々によって若干違いはありますけれども、やはり日本の農薬については日本がみずから進んで研究もし、調査もし、いろんな事実も、データも集めて、しかも良心的な民間の人々が、これらに対して何らかの問題を起したときには、直ちに政府はこれを取り上げてその実情も調査し、そしてもっと各方面の人の研究などいろいろ調査を広く行なうわけですから、早くこれは決定することが必要だと思ひます。こういう点で今日農薬行政を担当されておる農林大臣に、一体自主的に日本の農薬行政をやつていこうとされるのか、依然としてこうした、今日、官庁の中にもありますアメリカ追従のようなやり方で日本の農薬行政を進めていかれようとおるのか、この辺についてまず質問したいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私はアメリカのことはよくわかりませんが、自主的にやつてまいるつもりであります。

○河田賢治君 厚生省の方に聞きますが、先ほど北村委員からも話がありましたが、昭和四十八年までに野菜などを四十種類くらいですか、検討して基準を決定するというお話しであります。この牛乳やあるいは肉、卵あるいはまたこれらの加工品であるバターとか、こういうものについては、厚生省はいつごろに一応完了される予定ですか。今日御承知のとおりだんだんと食生活も肉と

かその他のものが食生活の中の、いわば米やその他よりも使用量が多くなり、このほうがふえてまいておるわけですね。しかも先ほど来問題になつております母親の母乳の中にはすでに危険な農薬が残留しておるといふ地帯がありますが、一体厚生省は日本の国民の生命あるいはまた生活環境、こういうものをほんとうによくするために命をあずかるいわば責任があるわけですが、こういう問題については、野菜は一応計画が立つておるようでありまして、肉類その他についてはいかにがでしようか。現に高知県の衛生試験所ではこれらの諸問題についてずっとデータを出しておるわけですね。こういう点についてどのような見込みを持っておられるか聞きたいと思つておるわけですね。

○説明員(小島康平君) 牛乳につきましては昭和四十六年の三月末日までにという予定で現在作業が進んでおるわけですね。そのほか肉あるいは卵につきましても、それに引き続きまして順次基準を決定するということで作業が進んでおります。

○河田賢治君 あなたの方ではそういう目標があるんでしようけれども、しかし国民にしてみればいろいろ毎日いろいろな食料を摂取しておる、この中に、幼い子供に飲ませる母親の乳の中に農薬が残留しておる。非常な不安を持つわけでしょう。これは一体、先ほど問題になりましたが、厚生省の現在試験能力に要するに限りがあるからいまいぐできないのか、それとも一応野菜を取り入れて、徐々にこの中に畜産物あるいは加工品を取り入れていくというお考えなんですか。こういう問題については、ただそういう方向だけというのはいくらでもありますが、今日公害問題がやましくいわれているのか。今日公害問題は公害の一つの中に入つておる。もちろん農薬は公害の一つの中に入つておる。もちろん公害は公害の一つの中に入つておる。持っているわけですね。こういう問題について、この公害法案がたたくさん出たときに生命をあずかる厚生省がこれの試験研究や、あるいはいろいろな調査材料を集めて、あるいは追試験をやつていくとか、こういうお考えはないわけですか。

○説明員(小島康平君) 私どもは厚生省に働いておる公務員といたしまして、できることならばやりたいということでございますが、先生の御指摘がございましたように、試験能力には限りがございます。したがって、われわれとしては精いっぱいやっていくわけでございますが、なかなかいかにすべてをきめるというわけにはまいりませんで、順次必要なものから定めていくということをやつておる次第でございます。

○河田賢治君 しかし、現に地方の衛生試験所等々でこういう肉、バター、それから牛乳、牛肉、鶏肉、豚肉、動物飼料等々、ここではもうすでにちゃんとBHCのアルファ、ベータ、ガンマ、デルタ、こういうものをずっと研究してあるわけですね。もちろん全研究機関がこれをやつたわけではないでしょうけれども、少なくとも日本の研究機関の中でこういうものができておるといふ事実をあなた方は知っておるわけですか。

○説明員(小島康平君) 高知県の衛生研究所では、私も厚生省のほうと協力していろいろ仕事をやつておいてございまして、私もいろいろ資料を参考にいたしまして私どもの行政を進めておるわけでございます。また高知県のみならず全国の都道府県の衛生研究所の検査体制の充実ということ、私は、私も常に心がけておまして、また検査に当たる人間の特別訓練とかいうようなことも毎年実施しているような次第でございます。私も、私も御指摘がございましたように、日本のスタートは非常に遅れておるわけでございますので、何とかしてこのおくれを取り返して、そして都道府県においてきちんとした取り締まりができるようにということ、私も努力を重ねておる次第でございます。

○河田賢治君 こういう研究機関でなされたものを基礎にして十分な、これは完全なものとはいえないにしても、最低限今日の人命と健康を保障するような最低限をきめるとか、そして許容量をきめるとかいうことはできないかと思つておるわけですね。おそらく地域的に高知県から出れば、あるいは北海道なり、あるいは他の二、三カ所の全国の中の試験場にもこれを依頼してやれば、これは私はできると思つておる。そうすれば、それでまず一応押えて、そして最低基準をさらに完全なものにしていくという方法はとれると思つておる。それをあなたの方では、おれのところの設備だけではこれしかできぬから昭和四十八年とか五十年とか、今日のようにこの急激な、生活環境も変わり、経済も非常に変わつてまいる時代を、そう五年も六年もこういう問題で国民の不安をかもし出すということは、私はあなたは大変でないからなんですか。そういう無責任な態度であつてはならぬと思つておる。

○説明員(小島康平君) 私は決して無責任であるとは思つておりません。牛乳につきましては、先生の御指摘のように、私も私としては研究委託費をもちまして全国の都道府県に依頼をいたしまして、現在調査をしておるわけでございます。その結果をもちまして来年の三月をもちまして基準を設定したい。ただ、いま私どもとしては全力を尽くしておるわけですね。牛乳の中のBHCをさらに早く下げるということ、そして来年の三月ごろまでに並行いたしまして、そして基準を設定するという作業をしております。それから昭和四十八年をもちまして私どもは主要四十八の農作物について基準設定の作業を急いでおるわけでございますが、これにつきましては、実は国の研究機関だけではとてもこの作業ができませんので、来年度におきましては、都道府県に協力を依頼して、都道府県に委託費を流しまして一緒に協力をしてもらつて分析に当たつてもらつて、そしてその結果を私どもが利用させていただいて基準をきめるといふ計画を立てておる次第でございます。

○河田賢治君 まあこの脂肪中の平均値、高知県から出しました場合、私はこれがどの程度に身体に許容に影響があるかないかということばかり

ませんが、専門的ですから。少なくとも高知県の牛乳では、BHC、これはアルファ、ベータ、ガンマ、デルタを集めて九・八二となつておる。ところが、牛肉になりますと、一三・六八というやうな非常に高い値を出しております。ですから、こういう点から見ても、おろそかに、今日この問題をほうっておくわけにはいかぬと思つておる。だから研究機関も相当、多少の予算も回わし、若干の資料も買えばやつてくれるところはあるでしようから、こういうものは早く私はきめるべきだと思つておるわけですね。

さて、その次に、厚生省のほうでは農薬の許容量ですね、こういうものをきめなければならないわけですね。しかし、農林大臣にお伺いしますが、動物特に豚とか牛とかあるいは鶏、こういうものは商品になるときは厚生省で、いわゆる食品となるわけですが、しかし、これが生育する段階は一体これは農林省の責任になりますか、どうなりますか。

○政府委員(中野和仁君) 家畜の所管はもちろん農林省でございますから、広い意味では農林省の責任になるかと思つておる。ただ、いまの問題にしまして考えますと、いまお話で盛んに出ておりました肉や卵のあの許容量からさかのぼつていいますと、さういふことで判定をしまして、家畜のえさというものをつかまえてこれをどう持つていくかということだと私は考えますので、厚生省の作業の進むのに合わせて当然農林省としても家畜のえさのほうも畜産局と相談をしながらやるべきものだと思います。

○河田賢治君 なるほど厚生省が一番この人間の要するに残留農薬やその他の毒性問題についてはいかに決定権を持っておるわけですから、農林省はそれに合わせておやりになるけれども、しかし、残留農薬やその他の慢性毒性のこういうやうな農薬が、要するにまた品物になればこれは厚生省へ移るわけですね。しかし品物になるまでの卵を生む鳥が、あるいは小さいのを育てる、あるいは牛も子牛を育てる、あるいは業者によつてはいろ

いろいろという生育の段階だけを一つ受け持つところがあるわけですね。その場合も、一休動物の機能障害やなんかについての御研究はなさっておるんですか。生育上、それが非常に困難になるとかいうようなことについて。

○説明員(川井一之君) 農業が家畜に及ぼす影響についての試験でござりますが、これにつきましては牛乳につきまして、今年度緊急にBHCの研究を実施いたしておりますが、先ほどのお話にもありましたように、作物に対する農薬残留の研究でござりますが、これにつきましては、四十二年から四十五年まで四年間にわたりまして、二十一作物、四十七農薬につきましてその安全使用基準をつくるための技術的なデータを出すということで、これは一応今年度で完了したわけでござります。これに引き続きまして、今後やはり畜産物、あるいは家畜に対するいろいろな影響という問題が問題として大きくなってきておりますので、これにつきましては、四十六年度から四十九年度ということで、来年度からさらに本格的な研究を進めるといことで、現在予算を要求いたしておりますが、この内容につきましては、もちろんいろいろな農薬が、家畜に対する影響と申しまして、これは家畜の体内で、あるいは生育期によつて、いろいろ経緯があり、あるいはからだの中で分解をしていく、あるいはそういうものに対する家畜の衛生学的な影響、さらにそういう家畜の体内における分析方法、これも作物とは違いますが、いろいろ基礎的な分析方法を開発するとか、いろいろ問題があると思いますが、そういう問題を含めまして、一応家畜及び畜産物に対する影響に関する研究というものを考えております。現在、四十六年度予算におきましては約二千三百万程度のものを一応……

○河田賢治君 研究についてはお説のとおりだと思ふんですが、先ほど来要するに残留農薬やあるいは毒性農薬等々について、いわばそれらが早くつかまれないかならぬ、そのためには何らかの基

準量を農林省独自で持つ、これは生育に要するに必要なんだ、肉になつちまつたり卵になつちまえば、これは厚生省の領分になるわけですけれども、農林省独自でもってこれを早く規制する、そうしてできる限り満足な食品になるようなやうな手だてが必要じゃないかと思ふんです。厚生省のほうの基準ができ、それを待って使用基準だけをやっていくというやうなことでなくて、積極的に畜産物の生育、そして満足な肉あるいは乳になるというやうなためには、こういうものの最低の基準をきめるとか、何らかの農林省独自のやはり私は処置が必要じゃないかと思ふんです。また、御承知のとおり世界的にも、この農薬の使用なんかについてはどの程度、これは勧告で、あるいは実施になつていくか知りませんが、一九六三年、これは厚生省のほうの主として関係すると思ふんですが、WHO、FAO等の専門部が、一日当たりの農薬の摂取許容量というものをきめていくわけですね。国際的にもやはりこうしたものができてるおるんですから、これに、そのまま取り入れることはしないにしても、一応こういう国際的な諸学者が認めたやうなものではあるだけ早くひとつ取り入れて、そしてまず最低限の動物の生育をはかつていく、これが農林省の私は仕事でないかと思ふんです。こういう点について、農林省はそういう独自のこういう許容量や何かをおきめになることはないんですか。

○政府委員(中野和仁君) 私、先ほど申し上げましたように家畜のえさが農薬に汚染をされるという問題はあるかと思ひますが、農薬によつて動物そのものに危害を与える場合はございますけれども、その慢性毒性その他の関係というものは、これはなかなか、先ほど研究機関のお話もございましてけれども、その辺を詰めなければわからないと思ひます。むしろやはりいま一番問題でありますのは、人間の健康との関係でございますから、そういう卵なり肉なりにとりいふやうに家畜の飼料が影響してくるかというところから入つて調べべきだということを考えておりました、ただ、

○河田賢治君 人間のほうがこういう動物よりもわりあい強いのですよ。成長しておる期間からいいますと、人間がこのごろ七十歳と言われております。しかし牛とかあるいは鶏というものは、大体において短いわけでしょう、成育が。そうすると何人も人間と同じであるはずはないのだし、いろんなこれらの動物の機能障害というものも起こつてくると思ふんです。やはりそういうものも早く調べて、そして少なくとも農林省が畜産などについて十分な許容量をきめて、これに沿つてさらにこの自主性がなければ、私はしっかりしたこういう農業に対する行政というものの、指導というものが、厚生省待ちはどう悪い悪いのじゃないかと思ふのです。その点を私は伺いたいわけ

です。

○説明員(川井一之君) いまお話にありますように、家畜の衛生に関するいろいろな影響、これは当然農林省独自の問題がございまして、これにつきましては現在もかなり専門的ないろいろな問題を進めておるわけでありまして、なお、今後もちろん家畜の影響というものにつきましては、農林省としての問題としていろいろ研究いたしてまいりますけれども、これらのものが人間の食品になつていくという関係におきましては、やはり人間の健康との関連においてまたそれらの評価もいたさなければならぬという関連もございまして、厚生省とできるだけ歩調をそろえまして研究を進めていくという態度で考えております。

○河田賢治君 ここで押し問答してもいつになつても果てないと思ひますので、次に移りますが、今度の農薬取締法の改正問題について、全国農業協同組合中央会、それから全国販売農業協同組合連合会、全国購買農業協同組合連合会、この三者の名前で関係議員のところへ、「農薬の安全使用

ならびに農産物の安全確保に関する要請について」、こういう文書がきております。これは衆議院の同僚のところへきたわけですが、この中に農薬の問題についてこういうことがありますが、ね、「農薬残留許容量の設定等規制に関する事項」「農薬の使用禁止の措置をとつたばあいは、残留農薬許容量の設定をおこなわないこと。またすでに設定している場合は廃止すること。」「なかなかの文章だけではちょっと私たちの頭に入りかねるやうなところがあるのですが、こういう問題について一体農林大臣はどのようにお考えになるか。つまり使用禁止した農薬ですね、これについて残留農薬許容量の設定を行なわないとか、あるいはすでに設定している場合は廃止する、こういう案が要望されているわけです。まあ農林省へきたかどうかわかりませんが、これは非常に農協が御承知のとおり農薬の使用などについては相当大きな使命を持っております。また農薬をも製造しておるのが農協の別会社としてあるわけですが、こういう考えが農協の指導者の中にあるわけですが、こういう問題については、大臣いかにお考えですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私いまだ初めて承るものですが、事務当局からお答えさせていただきます。○政府委員(中野和仁君) おそらく私もこまかくそこまで団体のほうから具体的に聞いておりませんけれども、使用が禁止されたその農薬がなくなりまして、残留許容量というのをきめておく必要はないんじゃないかという単純な趣旨ではないかと思ひます。しかし、先ほどのどなたかの先生方のお尋ねにもありましたように厚生省もお答えになつておられました、残留許容量については輸入農産物についての問題もあると思ふんです。したがって、もうある農薬が日本からなくなつたら、その分は要らないという簡単に断言はできないんじゃないか。これはやはり慎重に検討を要するんじゃないかと私は考えますが、最終的には厚生省の御見解によるといふやうに考えております。

○説明員(小島康平君) ある農薬の使用が禁止された場合に、その農薬の基準が残っておりまして、使用するものにとつては何ら差しつかえはないんじゃないかというふうに考えております。それからまた、その際に基準をそのまゝにしておかないと、いま農政局長から説明ございまして、輸入品等が入ってきた場合にそれはそのまゝ受け入れてしまふことになるわけでございます。私どもとしては、やはり国民保健の立場から、でき得ればすべての農薬について、日本で使用していただくことが最終目標ではないかと、基準をつくるということが最終目標ではないかというふうに考えておりますので、日本で使用禁止になりまして、基準を廃止するということとは行なわれないほうがよろしいのではないかと、このように考えております。

○河田賢治君 これは使用しなくても他の作物には、ある一定の特定の作物に対するたとえ、ここで例をあげてみますと稲に対するBHCとか、あるいはキュウリに対するエンドリンといううようなことになると思います。この一つの品目については使用しないとしても、これは業者としてみれば、業者の立場に立てば何かはかに使いたいわけですね。どうもそういうところが含まれているようにわれわれは考えるわけです。政府としてこれをとらないというところをおっしゃったんですから、ここで安心をしたわけですが、しかし、農協の幹部がこういう考えを持っているというところはひとつ指摘しておかなければならぬと思うんです。それからもう一つは、やはりこの問題についてこういう問題があるのです。「農産物の残留農薬検査結果の公表については慎重を期し、人体に及ぼす影響などについて適正な周知を行ない、消費者に無用の不安を与えないよう配慮すること。」これは説明文のほうですけれども、大体において公表をできるだけ慎重にしてくれという、こういう項目があるわけですね。大臣、ひとつこれについてお考えを述べたいと思います。

○河田賢治君 これは使用しなくても他の作物には、ある一定の特定の作物に対するたとえ、ここで例をあげてみますと稲に対するBHCとか、あるいはキュウリに対するエンドリンといううようなことになると思います。この一つの品目については使用しないとしても、これは業者としてみれば、業者の立場に立てば何かはかに使いたいわけですね。どうもそういうところが含まれているようにわれわれは考えるわけです。政府としてこれをとらないというところをおっしゃったんですから、ここで安心をしたわけですが、しかし、農協の幹部がこういう考えを持っているというところはひとつ指摘しておかなければならぬと思うんです。それからもう一つは、やはりこの問題についてこういう問題があるのです。「農産物の残留農薬検査結果の公表については慎重を期し、人体に及ぼす影響などについて適正な周知を行ない、消費者に無用の不安を与えないよう配慮すること。」これは説明文のほうですけれども、大体において公表をできるだけ慎重にしてくれという、こういう項目があるわけですね。大臣、ひとつこれについてお考えを述べたいと思います。

公表のことですけれども、その検査の結果や許容量の持つ意味は正しく報道され、そしてまた消費者その他の関係者に必要以上の不安を与えることのないようにとめることが必要ではないかと、このように考えます。

○河田賢治君 ここではもちろん消費者に無用の不安を与えないといつても、現に母乳にエンドリンとかDDTとかBHCが入っているというきょうの新聞のようなことが出ればだれしも不安を持つわけですね。しかし公表する、あるいは新聞なんかにはそういう検査結果が出た場合に率先してやはり私たちはこのことを明らかにする、そしてそれに対する、そこから教訓を学んで再びこういう農薬の被害の出ないような、使用方法が間違っていないかどうか、あるいは農薬自身の問題があれば、これを一時停止するということ、こういう処置をとるわけですから、こういう問題については私は明らかに公表したほうが、すべての人にとつてもすることがまた責任でもあると思うのですが、農協の方々はできるだけこういう発表を、公表を慎重にしてみたいわけですから、やみからやみにできれば葬ってもらいたい——とまで言っておられますけれども、そういう意図はこの文章の中にあるわけですね。この文章の中に、これは私は正しくないと思つて、やはりこの点は、今日農協が、農薬取締法の規則に基づきまして、知事が農協の代表を入れて使用基準やその他についてやはり一応意見を聴取するような都道府県もあるわけですから、こういうような考え方は、今日の農薬公害といわれるほど頻発している問題について、特に農協自身が防除やその他についてははたきさんなまた薬もつくり、防除する人々も出して、そういう責任を持つところが、こういう考えを持つておられたのでは、私はほんとうに将来を案ずるわけですね。農林大臣は、農協の今後の、これ直接の国家機関ではありませんけれども、しかし農協に対する指導というものはやはり農林大臣がやるべきだと思つて、こういう点について、ほかの項目では政府に対するいろいろ

いふ要請がございまして、しかし、この二つの項目についてはどうしても私たちは受け取れない問題があるわけですが、今後の農協の指導について、特に今後も農薬なんぞの使用は相当農協の責任を分担されるわけですから、こういう点について一応私は農協の今後の指導の問題としてひとつ承つておきたいと思つております。

○河田賢治君 最初申し上げましたように、私はその文書をまだ拝見しておりませんが、何とも言えないのでありますが、二番目のほうで、残留農薬の検査結果について、それは慎重にやつてもらいたいと言われるのは、私は一向きしかえのないのではないかと、その文章から受け取った印象は、そういうふう感じます。そこで、先ほど申し上げましたように、やはりこういう問題で、お使いになる農家、それから農産物を消費していただく消費者という関係者に必要以上の不安を与えることのないようにすることは、関係者のみな大事な態度ではないかと思つております。まして、そういうふうにとめていくようにしたい、こういうふうにしておられます。

○河田賢治君 時間が非常に迫られておりますので、あと一問だけ。農協の問題は、今後こういう問題を含んでいるということだけを知つておいてもらいたいと思つております。

そこで、この農薬のいわば毒性あるいはまた残留農薬等々で、今日だいたい在庫もあるようです、製造業者には、で、輸出の問題ですね。今度の法案の改正の中には、農薬の輸出については全然触れられておられぬわけですね。アメリカあたりでは国内で禁止したようなものは国外にも出さぬという、こういう方向をとつておられるようございまして、少なくとも今日、日本の東南アジア開発途上国等に対する資本の進出あるいは商品の進出、また同時に日本の大資本がそこぞいぶん農園その他、水田なんかも経営して、そしてその地域の人々に販売する、あるいはまた将来は日本へも相当のものを輸入しようというふうな、こういう考えを持っておりますから、これは前の委員

員会でも私は話したとおりであります。こういう問題について、一体日本の国で、またアメリカあたりでも、DDTやBHC等についていけば使用の禁止をしている、こういう明らかなものまで、今日まで東南アジアの開発途上国に、しかもまだ農業その他のいわば文化水準の遅れたところなんですね、そこで日本のこういう製造業者が、とにかくあり余つたものは、日本で使えないから東南アジアへでも持っていくって売りさばけといううようなことが考えられるわけですね。現に韓国、中国等々へは相当、四十四年度の統計を見ても日本がだいたい世界じゅうの中でもう世界第二番目の国民であるとか国であるとかいって、今日非常にその点では強調されておりますけれども、東南アジアのおくれた諸国に対しては、われわれ日本人としてこれら諸国に対して十分なそういう資本家がかつてなまねをせぬように、そしてまた向こうの人が農業やその他によつて害されないような処置をとるといふことが、いわば日本の現在の時点からしても私は道義的にも人道的にもこういう問題は、農薬の輸出等について、特に危害のある農薬等については輸出の規制をすべきではないかと、こういうふうな考えますが、農林大臣はいかがですか。

○河田賢治君 まあ外国は、それぞれ外国と申しましたもたゞさんあるわけでありまして、いろいろな国で農作物やその農薬の使用対象がそれぞれ国によつて違つたところがあると思います。そこで、農薬というのはやはりそれらの国で自分の国の農作物に必要なものを求めるわけでありまして、それぞれ自分の国で必要な農薬というものについてはそれぞれの研究をしておられるはずでございますから、そういう点で相手国の、つまり輸入されるであろう相手国の研究にまっぴらで、彼らが必要であるというならばこれはまた別ではないでしょうか。したがつて私は、相手国が、自分の国に国民もおり農薬もあるわけでありまして、それに必要だと考えられたらそのよう

に對処されるがいいんではないか。私もわざわざ世界じゅうにこれはだめだこれはだめだといって広告するものもどうかと思うのでありまして、相手国が主権国家でありますので、その国のやうに独自の尊重するというのが必要ない態度ではないか。問ひ合わせがあれば、わが国ではこゝういふに稲作等には考えますよというやうなことはもちろん親切にやうてあげる必要はありますけれども、相手国の自主的な態度を尊重するといふのが一番いいんではないかと、このように考えております。

○河田賢治君 ちよつと問題があります。なるほど對等の文化程度であり、施設なんぞについても十分なものがあるという場合ならそれはさういふことが言えるのです。現に日本でも農業について十分の研究機関がまだない、あるいは足りないといふて、いま研究し始めたところでしょう。しかも東南アジア諸国は今日どんな状態かといふことは、もう倉石農林大臣はよく御存じのはずなんです。なるほど研究機関や向こうのいろいろな大学、あるいはその他の研究機関がさういふものをしてみたいという要求があれば何で受けけれども、現に東南アジア諸国では、日本の資本の進出や商品の進出等についてはアミナルだ、エノミツクアニマルだと言われるほど、いわば何でも日本にあり余つたものほとんど向こうへ持つていく、これはアメリカも同じですけれども、さういふ態度があるわけですね。その場合に一応は政府はさういふものの規制をする。日本で害があるものは、やはり東南アジアだつてすいぶん米作地帯たくさんあるわけですから、さういふところは何も相手の国が断わらなければ、幾ら売つてもいいというやうなものじゃないと思ふのです。それはやはり私も考へるの違ひかもしれませんが、人道的にもまた政治的にも、日本がさういふ責任を負うべきだ。これはもう当然日本で使えないものは廃棄するのは当然なんですよ。それを外国へ持つていってまあ黙つておるから、買え買え、日本ではこんなに増産できたというやうない面ばかりを言つて、さうして大きな被害を与えるやうなことは、決して後世の日本人がこの東南アジアの諸国の民族から、尊敬されるやり方ではないと私は思ふのです。この点についても一度だけお聞きしまして私の質問を終わります。

○河田賢治君 ちよつと問題があります。なるほど對等の文化程度であり、施設なんぞについても十分なものがあるという場合ならそれはさういふことが言えるのです。現に日本でも農業について十分の研究機関がまだない、あるいは足りないといふて、いま研究し始めたところでしょう。しかも東南アジア諸国は今日どんな状態かといふことは、もう倉石農林大臣はよく御存じのはずなんです。なるほど研究機関や向こうのいろいろな大学、あるいはその他の研究機関がさういふものをしてみたいという要求があれば何で受けけれども、現に東南アジア諸国では、日本の資本の進出や商品の進出等についてはアミナルだ、エノミツクアニマルだと言われるほど、いわば何でも日本にあり余つたものほとんど向こうへ持つていく、これはアメリカも同じですけれども、さういふ態度があるわけですね。その場合に一応は政府はさういふものの規制をする。日本で害があるものは、やはり東南アジアだつてすいぶん米作地帯たくさんあるわけですから、さういふところは何も相手の国が断わらなければ、幾ら売つてもいいというやうなものじゃないと思ふのです。それはやはり私も考へるの違ひかもしれませんが、人道的にもまた政治的にも、日本がさういふ責任を負うべきだ。これはもう当然日本で使えないものは廃棄するのは当然なんですよ。それを外国へ持つていってまあ黙つておるから、買え買え、日本ではこんなに増産できたというやうない面ばかりを言つて、さうして大きな被害を与えるやうなことは、決して後世の日本人がこの東南アジアの諸国の民族から、尊敬されるやり方ではないと私は思ふのです。この点についても一度だけお聞きしまして私の質問を終わります。

○河田賢治君 ちよつと問題があります。なるほど對等の文化程度であり、施設なんぞについても十分なものがあるという場合ならそれはさういふことが言えるのです。現に日本でも農業について十分の研究機関がまだない、あるいは足りないといふて、いま研究し始めたところでしょう。しかも東南アジア諸国は今日どんな状態かといふことは、もう倉石農林大臣はよく御存じのはずなんです。なるほど研究機関や向こうのいろいろな大学、あるいはその他の研究機関がさういふものをしてみたいという要求があれば何で受けけれども、現に東南アジア諸国では、日本の資本の進出や商品の進出等についてはアミナルだ、エノミツクアニマルだと言われるほど、いわば何でも日本にあり余つたものほとんど向こうへ持つていく、これはアメリカも同じですけれども、さういふ態度があるわけですね。その場合に一応は政府はさういふものの規制をする。日本で害があるものは、やはり東南アジアだつてすいぶん米作地帯たくさんあるわけですから、さういふところは何も相手の国が断わらなければ、幾ら売つてもいいというやうなものじゃないと思ふのです。それはやはり私も考へるの違ひかもしれませんが、人道的にもまた政治的にも、日本がさういふ責任を負うべきだ。これはもう当然日本で使えないものは廃棄するのは当然なんですよ。それを外国へ持つていってまあ黙つておるから、買え買え、日本ではこんなに増産できたというやうない面ばかりを言つて、さうして大きな被害を与えるやうなことは、決して後世の日本人がこの東南アジアの諸国の民族から、尊敬されるやり方ではないと私は思ふのです。この点についても一度だけお聞きしまして私の質問を終わります。

○河田賢治君 ちよつと問題があります。なるほど對等の文化程度であり、施設なんぞについても十分なものがあるという場合ならそれはさういふことが言えるのです。現に日本でも農業について十分の研究機関がまだない、あるいは足りないといふて、いま研究し始めたところでしょう。しかも東南アジア諸国は今日どんな状態かといふことは、もう倉石農林大臣はよく御存じのはずなんです。なるほど研究機関や向こうのいろいろな大学、あるいはその他の研究機関がさういふものをしてみたいという要求があれば何で受けけれども、現に東南アジア諸国では、日本の資本の進出や商品の進出等についてはアミナルだ、エノミツクアニマルだと言われるほど、いわば何でも日本にあり余つたものほとんど向こうへ持つていく、これはアメリカも同じですけれども、さういふ態度があるわけですね。その場合に一応は政府はさういふものの規制をする。日本で害があるものは、やはり東南アジアだつてすいぶん米作地帯たくさんあるわけですから、さういふところは何も相手の国が断わらなければ、幾ら売つてもいいというやうなものじゃないと思ふのです。それはやはり私も考へるの違ひかもしれませんが、人道的にもまた政治的にも、日本がさういふ責任を負うべきだ。これはもう当然日本で使えないものは廃棄するのは当然なんですよ。それを外国へ持つていってまあ黙つておるから、買え買え、日本ではこんなに増産できたというやうない面ばかりを言つて、さうして大きな被害を与えるやうなことは、決して後世の日本人がこの東南アジアの諸国の民族から、尊敬されるやり方ではないと私は思ふのです。この点についても一度だけお聞きしまして私の質問を終わります。

○河田賢治君 ちよつと問題があります。なるほど對等の文化程度であり、施設なんぞについても十分なものがあるという場合ならそれはさういふことが言えるのです。現に日本でも農業について十分の研究機関がまだない、あるいは足りないといふて、いま研究し始めたところでしょう。しかも東南アジア諸国は今日どんな状態かといふことは、もう倉石農林大臣はよく御存じのはずなんです。なるほど研究機関や向こうのいろいろな大学、あるいはその他の研究機関がさういふものをしてみたいという要求があれば何で受けけれども、現に東南アジア諸国では、日本の資本の進出や商品の進出等についてはアミナルだ、エノミツクアニマルだと言われるほど、いわば何でも日本にあり余つたものほとんど向こうへ持つていく、これはアメリカも同じですけれども、さういふ態度があるわけですね。その場合に一応は政府はさういふものの規制をする。日本で害があるものは、やはり東南アジアだつてすいぶん米作地帯たくさんあるわけですから、さういふところは何も相手の国が断わらなければ、幾ら売つてもいいというやうなものじゃないと思ふのです。それはやはり私も考へるの違ひかもしれませんが、人道的にもまた政治的にも、日本がさういふ責任を負うべきだ。これはもう当然日本で使えないものは廃棄するのは当然なんですよ。それを外国へ持つていってまあ黙つておるから、買え買え、日本ではこんなに増産できたというやうない面ばかりを言つて、さうして大きな被害を与えるやうなことは、決して後世の日本人がこの東南アジアの諸国の民族から、尊敬されるやり方ではないと私は思ふのです。この点についても一度だけお聞きしまして私の質問を終わります。

かりを言つて、さうして大きな被害を与えるやうなことは、決して後世の日本人がこの東南アジアの諸国の民族から、尊敬されるやり方ではないと私は思ふのです。この点についても一度だけお聞きしまして私の質問を終わります。

○河田賢治君 ちよつと問題があります。なるほど對等の文化程度であり、施設なんぞについても十分なものがあるという場合ならそれはさういふことが言えるのです。現に日本でも農業について十分の研究機関がまだない、あるいは足りないといふて、いま研究し始めたところでしょう。しかも東南アジア諸国は今日どんな状態かといふことは、もう倉石農林大臣はよく御存じのはずなんです。なるほど研究機関や向こうのいろいろな大学、あるいはその他の研究機関がさういふものをしてみたいという要求があれば何で受けけれども、現に東南アジア諸国では、日本の資本の進出や商品の進出等についてはアミナルだ、エノミツクアニマルだと言われるほど、いわば何でも日本にあり余つたものほとんど向こうへ持つていく、これはアメリカも同じですけれども、さういふ態度があるわけですね。その場合に一応は政府はさういふものの規制をする。日本で害があるものは、やはり東南アジアだつてすいぶん米作地帯たくさんあるわけですから、さういふところは何も相手の国が断わらなければ、幾ら売つてもいいというやうなものじゃないと思ふのです。それはやはり私も考へるの違ひかもしれませんが、人道的にもまた政治的にも、日本がさういふ責任を負うべきだ。これはもう当然日本で使えないものは廃棄するのは当然なんですよ。それを外国へ持つていってまあ黙つておるから、買え買え、日本ではこんなに増産できたというやうない面ばかりを言つて、さうして大きな被害を与えるやうなことは、決して後世の日本人がこの東南アジアの諸国の民族から、尊敬されるやり方ではないと私は思ふのです。この点についても一度だけお聞きしまして私の質問を終わります。

○河田賢治君 ちよつと問題があります。なるほど對等の文化程度であり、施設なんぞについても十分なものがあるという場合ならそれはさういふことが言えるのです。現に日本でも農業について十分の研究機関がまだない、あるいは足りないといふて、いま研究し始めたところでしょう。しかも東南アジア諸国は今日どんな状態かといふことは、もう倉石農林大臣はよく御存じのはずなんです。なるほど研究機関や向こうのいろいろな大学、あるいはその他の研究機関がさういふものをしてみたいという要求があれば何で受けけれども、現に東南アジア諸国では、日本の資本の進出や商品の進出等についてはアミナルだ、エノミツクアニマルだと言われるほど、いわば何でも日本にあり余つたものほとんど向こうへ持つていく、これはアメリカも同じですけれども、さういふ態度があるわけですね。その場合に一応は政府はさういふものの規制をする。日本で害があるものは、やはり東南アジアだつてすいぶん米作地帯たくさんあるわけですから、さういふところは何も相手の国が断わらなければ、幾ら売つてもいいというやうなものじゃないと思ふのです。それはやはり私も考へるの違ひかもしれませんが、人道的にもまた政治的にも、日本がさういふ責任を負うべきだ。これはもう当然日本で使えないものは廃棄するのは当然なんですよ。それを外国へ持つていってまあ黙つておるから、買え買え、日本ではこんなに増産できたというやうない面ばかりを言つて、さうして大きな被害を与えるやうなことは、決して後世の日本人がこの東南アジアの諸国の民族から、尊敬されるやり方ではないと私は思ふのです。この点についても一度だけお聞きしまして私の質問を終わります。

○河田賢治君 ちよつと問題があります。なるほど對等の文化程度であり、施設なんぞについても十分なものがあるという場合ならそれはさういふことが言えるのです。現に日本でも農業について十分の研究機関がまだない、あるいは足りないといふて、いま研究し始めたところでしょう。しかも東南アジア諸国は今日どんな状態かといふことは、もう倉石農林大臣はよく御存じのはずなんです。なるほど研究機関や向こうのいろいろな大学、あるいはその他の研究機関がさういふものをしてみたいという要求があれば何で受けけれども、現に東南アジア諸国では、日本の資本の進出や商品の進出等についてはアミナルだ、エノミツクアニマルだと言われるほど、いわば何でも日本にあり余つたものほとんど向こうへ持つていく、これはアメリカも同じですけれども、さういふ態度があるわけですね。その場合に一応は政府はさういふものの規制をする。日本で害があるものは、やはり東南アジアだつてすいぶん米作地帯たくさんあるわけですから、さういふところは何も相手の国が断わらなければ、幾ら売つてもいいというやうなものじゃないと思ふのです。それはやはり私も考へるの違ひかもしれませんが、人道的にもまた政治的にも、日本がさういふ責任を負うべきだ。これはもう当然日本で使えないものは廃棄するのは当然なんですよ。それを外国へ持つていってまあ黙つておるから、買え買え、日本ではこんなに増産できたというやうない面ばかりを言つて、さうして大きな被害を与えるやうなことは、決して後世の日本人がこの東南アジアの諸国の民族から、尊敬されるやり方ではないと私は思ふのです。この点についても一度だけお聞きしまして私の質問を終わります。

○河田賢治君 ちよつと問題があります。なるほど對等の文化程度であり、施設なんぞについても十分なものがあるという場合ならそれはさういふことが言えるのです。現に日本でも農業について十分の研究機関がまだない、あるいは足りないといふて、いま研究し始めたところでしょう。しかも東南アジア諸国は今日どんな状態かといふことは、もう倉石農林大臣はよく御存じのはずなんです。なるほど研究機関や向こうのいろいろな大学、あるいはその他の研究機関がさういふものをしてみたいという要求があれば何で受けけれども、現に東南アジア諸国では、日本の資本の進出や商品の進出等についてはアミナルだ、エノミツクアニマルだと言われるほど、いわば何でも日本にあり余つたものほとんど向こうへ持つていく、これはアメリカも同じですけれども、さういふ態度があるわけですね。その場合に一応は政府はさういふものの規制をする。日本で害があるものは、やはり東南アジアだつてすいぶん米作地帯たくさんあるわけですから、さういふところは何も相手の国が断わらなければ、幾ら売つてもいいというやうなものじゃないと思ふのです。それはやはり私も考へるの違ひかもしれませんが、人道的にもまた政治的にも、日本がさういふ責任を負うべきだ。これはもう当然日本で使えないものは廃棄するのは当然なんですよ。それを外国へ持つていってまあ黙つておるから、買え買え、日本ではこんなに増産できたというやうない面ばかりを言つて、さうして大きな被害を与えるやうなことは、決して後世の日本人がこの東南アジアの諸国の民族から、尊敬されるやり方ではないと私は思ふのです。この点についても一度だけお聞きしまして私の質問を終わります。

○河田賢治君 ちよつと問題があります。なるほど對等の文化程度であり、施設なんぞについても十分なものがあるという場合ならそれはさういふことが言えるのです。現に日本でも農業について十分の研究機関がまだない、あるいは足りないといふて、いま研究し始めたところでしょう。しかも東南アジア諸国は今日どんな状態かといふことは、もう倉石農林大臣はよく御存じのはずなんです。なるほど研究機関や向こうのいろいろな大学、あるいはその他の研究機関がさういふものをしてみたいという要求があれば何で受けけれども、現に東南アジア諸国では、日本の資本の進出や商品の進出等についてはアミナルだ、エノミツクアニマルだと言われるほど、いわば何でも日本にあり余つたものほとんど向こうへ持つていく、これはアメリカも同じですけれども、さういふ態度があるわけですね。その場合に一応は政府はさういふものの規制をする。日本で害があるものは、やはり東南アジアだつてすいぶん米作地帯たくさんあるわけですから、さういふところは何も相手の国が断わらなければ、幾ら売つてもいいというやうなものじゃないと思ふのです。それはやはり私も考へるの違ひかもしれませんが、人道的にもまた政治的にも、日本がさういふ責任を負うべきだ。これはもう当然日本で使えないものは廃棄するのは当然なんですよ。それを外国へ持つていってまあ黙つておるから、買え買え、日本ではこんなに増産できたというやうない面ばかりを言つて、さうして大きな被害を与えるやうなことは、決して後世の日本人がこの東南アジアの諸国の民族から、尊敬されるやり方ではないと私は思ふのです。この点についても一度だけお聞きしまして私の質問を終わります。

午後六時七分散会

十二月十日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は十二月四日)

一、農業取締法の一部を改正する法律案

農業取締法の一部を改正する法律案

（小字及び一は衆議院修正の部分）

第九條の見出しを「(販売業者) についての農業の販賣の制限又は禁止等」に改め、同条中「(分割して販賣する場合にあつては、その各々につき同条に規定する各事項の外販賣業者の氏名をも表示した農業)」を削り、同条に次の二項を加える。

2 農林大臣は、第六條の第三項の規定により變更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第六條の第四項の規定により變更の登録をした場合その他の場合において、農業の使用に伴つて第三條第一項第二号から第七号までの各号の一に規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、農林省令をもつて、販売業者に対し、農業につき、第七條の規定による容器又は包装の表示を變更しなければその販売をしてはならないことその他の販賣の制限をし、又はその販賣を禁止することができる。

3 前項の農林省令をもつて第七條の規定による容器又は包装の表示を變更しなければ農業の販賣をしてはならない旨の制限が定められた場合において、販売業者が当該表示をその制限の内容に従ひ變更したときは、その變更後の表示は、同條の規定によつて製造業者又は輸入業者がした容器又は包装の表示とみなす。

4 製造業者又は輸入業者が製造し若しくは加工し、又は輸入した農業品につき第二項の規定によりその販賣が禁止された場合には、製造業者若しくは輸入業者又は販売業者は、当該農業品を防除業者その他の農業使用者から回収するよう努めるものとする。

第十二條の三を削り、第十二條の二を第十二條

の四とし、同條の次に次の二條を加える。

(作物殘留性農薬等の使用の指導)

第十二條の五 作物殘留性農薬、土壤殘留性農薬又は水質汚濁性農薬を使用する者は、その使用に当たつては、農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十四條の二第一項に規定する改良普及員若しくは植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第三十三條第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるよう努めるものとする。

(農業安全使用基準)

第十二條の五 農林大臣は、農業の安全かつ適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、農業の種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農業を使用する者が遵守することが望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(農林大臣及び都道府県知事の援助)

第十二條の六 農林大臣及び都道府県知事は、農業について、その使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは水産動植物の被害、水質の汚濁又は土壤の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用の確保と品質の適正化に関する助言、指導その他の援助を行なうよう努めるものとする。

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

(定義)

第二條 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「農作物等」とは、農作物及び農作物以外の飼料用植物をいう。

3 この法律において「特定有害物質」とは、
○カドミウム等
○その物質が農用地の土壤に含まれることに起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質(放射性物質を除く)であ

つて、政令で定めるものをいう。

(農用地土壌汚染対策地域の指定)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の一定の地域で、その地域内に農用地の土壌及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該農用地の利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは当該農用地における農作物等の生育が阻害されると認められるもの又はそれらのおそれが著しいと認められるものとして政令で定める要件に該当するものを農用地土壌汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定することができる。

2 農林大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、土壌汚染対策審議会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、対策地域を指定しようとするときは、都道府県公害対策審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

4 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、農林省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、農林大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、当該市町村の区域内の一定の地域で第一項の政令で定める要件に該当するものを対策地域として指定すべきことを都道府県知事に対し要請することができる。

(特別地区の指定等)

第八条 都道府県知事は、対策地域の区域内にある農用地のうち、その土壌及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該農用地の利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されると認められる農用地があるときは、当該農用地において作付けをすることが適当でない農作物又は当該農用地に生育する農作物以外の植物で家畜の飼料の用に供することが適当でないもの(以下「指定農作物等」と総称する。)の範囲を定めて、当該農用地の区域を

特別地区として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特別地区を指定したときは、遅滞なく、農林省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、農林大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

3 市町村長は、当該市町村の区域内にある農用地で第一項に規定する農用地に該当するものを特別地区として指定すべきことを都道府県知事に対し要請することができる。

(農用地の土壌の汚染の防止に関する措置の要請)

第十一条 農林大臣は、農用地の土壌が工場又は事業場から排出される排水、ばい煙等に含まれる特定有害物質により汚染されることを防止するため必要があるとき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)その他の法令の規定に基づきその防止のために必要な措置をとるべきことを要請するものとする。

(農用地の土壌の汚染に関する調査測定等)

第十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況に関し、必要に応じて調査測定を実施し、その結果を公表するものとする。

(国及び都道府県の援助)

第十七条 国及び都道府県は、対策計画の達成のために必要な助成、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

十二月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、林地除草剤散布に伴う被害の防止に関する請願(第三〇八号)(第三二七号)(第四〇二号)

一、米の生産調整に伴う飼料作物増産対策に関する請願(第三〇九号)(第三二八号)(第四〇三号)

一、米穀用特殊包装容器の使用許可に関する請願(第三二〇号)(第三三九号)(第四〇四号)

一、花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願(第三二二一号)(第三三〇号)(第四〇五号)

一、農業の安全使用並びに農産物の安全確保に関する請願(第三九二一号)

第三〇八号 昭和四十五年十一月三十日受理

林地除草剤散布に伴う被害の防止に関する請願

請願者 長野市大字南長野野長野県議会内

白田潔

第三二七号 昭和四十五年十一月一日受理

林地除草剤散布に伴う被害の防止に関する請願

請願者 長野市大字南長野野長野県議会議長

尾崎秀男

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第三二七号 昭和四十五年十一月一日受理

林地除草剤散布に伴う被害の防止に関する請願

請願者 長野市大字南長野野長野県議会議長

尾崎秀男

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第四〇二号 昭和四十五年十二月三日受理

林地除草剤散布に伴う被害の防止に関する請願

請願者 長野市大字南長野野長野県議会内

戸塚一

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第三〇九号 昭和四十五年十一月三十日受理

米の生産調整に伴う飼料作物増産対策に関する請願

請願者 長野市大字南長野野長野県議会内

白田潔

紹介議員 羽生 三七君

国は米の生産調整にともない飼料作物の増産対策を重点補助事業として強力に推進されたい。

理由

食糧制度の根幹を堅持するため、本年度実施された米の生産調整の結果は、全国では六十六パーセント(本県は四七・八パーセント)が休耕という実態である。他面、わが国の畜産はその濃厚飼料

の大部分を国外からの輸入に依存しているのが現状である。したがって、こんご米の生産調整を実施する場合には、水田に飼料作物を積極的に作付けして、飼料自給率の大幅な向上をはかり、あわせて休耕田を減少させることがきわめて重要である。

第三二八号 昭和四十五年十二月一日受理

米の生産調整に伴う飼料作物増産対策に関する請願

請願者 長野市大字南長野野長野県議会議長

尾崎秀男

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三〇九号と同じである。

第四〇三号 昭和四十五年十二月三日受理

米の生産調整に伴う飼料作物増産対策に関する請願

請願者 長野市大字南長野野長野県議会内

戸塚一

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三〇九号と同じである。

第三二〇号 昭和四十五年十一月三十日受理

米穀用特殊包装容器の使用許可に関する請願

請願者 長野市大字南長野野長野県議会内

白田潔

紹介議員 羽生 三七君

米作の機械化は日進月歩急速に進展しているが、一方就農人口は減退し、労働力の不足が生じている。高齢化、主婦化している農業の現況から、また自主流通米制度の実施による流通面における容器代の軽減などから生産者は包装単位の軽量化を強く希望している。

理由

米作の機械化は日進月歩急速に進展しているが、一方就農人口は減退し、労働力の不足が生じている。高齢化、主婦化している農業の現況から、また自主流通米制度の実施による流通面における容器代の軽減などから生産者は包装単位の軽量化を強く希望している。

理由

米作の機械化は日進月歩急速に進展しているが、一方就農人口は減退し、労働力の不足が生じている。高齢化、主婦化している農業の現況から、また自主流通米制度の実施による流通面における容器代の軽減などから生産者は包装単位の軽量化を強く希望している。

理由

米作の機械化は日進月歩急速に進展しているが、一方就農人口は減退し、労働力の不足が生じている。高齢化、主婦化している農業の現況から、また自主流通米制度の実施による流通面における容器代の軽減などから生産者は包装単位の軽量化を強く希望している。

理由

米作の機械化は日進月歩急速に進展しているが、一方就農人口は減退し、労働力の不足が生じている。高齢化、主婦化している農業の現況から、また自主流通米制度の実施による流通面における容器代の軽減などから生産者は包装単位の軽量化を強く希望している。

理由

米作の機械化は日進月歩急速に進展しているが、一方就農人口は減退し、労働力の不足が生じている。高齢化、主婦化している農業の現況から、また自主流通米制度の実施による流通面における容器代の軽減などから生産者は包装単位の軽量化を強く希望している。

理由

米作の機械化は日進月歩急速に進展しているが、一方就農人口は減退し、労働力の不足が生じている。高齢化、主婦化している農業の現況から、また自主流通米制度の実施による流通面における容器代の軽減などから生産者は包装単位の軽量化を強く希望している。

理由

第三二九号 昭和四十五年十二月一日受理
米穀用特殊包装容器の使用許可に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

紹介議員 尾崎秀男

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四〇四号 昭和四十五年十二月三日受理

米穀用特殊包装容器の使用許可に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議内

戸塚一

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三二一〇号 昭和四十五年十一月三十日受理

花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議内

白田潔

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三三〇〇号 昭和四十五年十二月一日受理

花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

尾崎秀男

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四〇五号 昭和四十五年十二月三日受理

花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議内

戸塚一

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三九二号 昭和四十五年十二月二日受理

農薬の安全使用並びに農産物の安全確保に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町一ノ八全国

農薬協同組合中央会会長 宮脇朝男
男外二名

紹介議員 近藤英一郎君

農薬の安全使用並びに農産物の安全確保対策を強化し、生産者と消費者の不安を解消するよう、すみやかに左記事項の実現を期せたい。

一、農薬取締法を左記のとおり早急に改正すること。

1 指定農薬の範囲を拡大し、農薬残留許容量並びに安全使用基準を定めた農薬は指定農薬とすること。

2 指定農薬の使用は、防除士のいる組織が行なう請負防除、受託防除並びに防除士の指導のもとに行なう共同防除、一斉防除に限定する等防除の規制を行なうこと。

3 植物防疫法に基づく病害虫防除員の制度を改正して防除士制度を設け、国家試験で一定の資格を与え、防除指導についての権限と責任を明確にすること。

二、農薬残留許容量の設定等規制に関する事項

1 農薬の使用禁止の措置をとった場合は、残留農薬許容量の設定を行なわないこと。またすでに設定している場合は廃止すること。

2 農薬残留などの問題で、即刻使用禁止の措置をとる場合は、国の責任で当該農薬の回収廃棄をすること。

3 食品衛生調査会残留農薬部会の委員として農薬団体の代表を参加させること。

4 農産物の残留農薬検査結果の公表については慎重を期し、人体に及ぼす影響など消費者に無用の不安を与えないよう考慮すること。

5 国の定めた安全使用基準を遵守して、農薬を使用したにもかかわらず厚生省等の検査により、農産物中に残留許容量をこえる農薬が検出され、農産物を廃棄処分することになった場合は、国の責任で損失を補償すること。

6 低毒性農薬の新規開発の促進と残留農薬についての試験研究等の拡充及び防除体制のため、国は積極的に施策を講ずること。

三、新たに農薬の登録許可をする場合は、その安全性を徹底的に検討するとともに、的確な使用基準を設定し、容器に使用上の注意事項を明示させること。

四、農薬販売業者は、毒劇物取扱責任者資格のほか、防除士資格をもつものを置かなければならないものとする。

五、指定農薬は県で定める使用基準に基づき、市町村または農協が設計した防除暦により使用するようにすること。(別紙資料添付)

昭和四十六年一月七日印刷

昭和四十六年一月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局